

平安鎌倉時代和歌集の研究

## 序文

三十六人家集と言えば西本願寺本系統・御所本系統・歌仙家集本系統。それに該当しなければ「異本系統」、と考える時代はとうの昔に終わった。『冷泉家時雨亭叢書』の刊行が開始され、御所本系統と称される諸家集の多くが冷泉家所蔵の私家集を親本にして書写されたものであること、坊門局筆本私家集・唐草装飾本私家集・真観本私家集・資経本私家集などといった従来知られていなかった三十六人集や私家集群が多く存在することが明らかになった。これまでの研究成果に従うならば、これらの私家集群は従来の系統分類に当てはめられない場合が多いため、「異本系統」として傍流の扱いを受けることになるだろう。

本博士論文において取り上げたのは、いずれも平安鎌倉期に書写されたもので、従来の研究に拠るならば「異本」と見なさざるを得ない和歌集ばかりである。著者は、「異本」を既存の系統分類に当てはめようとするのではなく、何故このような伝本が生まれたのかという態度で「異本」に向き合う。すると、平安鎌倉期における和歌集の書写・享受の在

り方が関わっていることが明らかになるのである。

平成二十六年十一月十八日

著者

## 目次

### 序文

#### 第一部 介入する書写者

第一章 冷泉家時雨亭文庫蔵唐草裝飾本『素性法師集』について……………(1)

第二章 天理大学附属天理図書館蔵定家筆『実方集』について……………(46)

第三章 冷泉家時雨亭文庫蔵坊門局筆本私家集について

##### 第一節 坊門局筆本私家集の成立

―坊門局による書き入れを通して―……………(76)

##### 第二節 坊門局筆本私家集の享受

―『千載和歌集』『新勅撰和歌集』との比較を通して―……………(114)

第四章 冷泉家時雨亭文庫蔵本『古今金玉集』の生成……………(142)

#### 第二部 苦闘する著作者

藤原公任の私撰集編纂―『金玉集』『深窓秘抄』の配列と構成から……………(166)

### 初出一覧



第一部 介入する書写者

# 第一章 冷泉家時雨亭文庫蔵唐草裝飾本『素性法師集』について

## 一 はじめに

冷泉家の御文庫が開かれ、秘蔵されていた数多くの典籍が世に知られるようになった。その中に、「唐草裝飾本三十六人集」と呼ばれる私家集群がある。一部は『古筆学大成』などによって伝俊頼筆の古筆として知られていたが、冷泉家時雨亭叢書の刊行によってその全容が明らかになった。『平安私家集七』に収められる『小野小町集』『遍照集』『素性法師集』『兼輔中納言集』『宗于集』『高光集』の六家集である<sup>(1)</sup>。

本章では唐草裝飾本私家集のうち、特に『素性法師集』（以下、「法師」を略す。また、特に唐草裝飾本『素性集』を指す場合は「裝飾本」と略す）を取り上げる。裝飾本『素性集』は他の『素性集』諸本と比べて、非常に多くの相違点があると指摘されている<sup>(2)</sup>。本章では、『素性集』諸本の詞書と『古今和歌集』『後撰和歌集』の詞書との比較を通して、裝飾本『素性集』が他の諸本と大きく異なるのはどうしてか、また、その相違点が何を意味するのかを、明らかにしたい。

## 二 素性と『素性集』

装飾本『素性集』について論じる前に、素性と『素性集』諸本について先行研究に基づいて概略を述べておきたい<sup>(3)</sup>。

素性（生年未詳）延喜九年（九〇九）頃）は、遍昭の息子で、三十六歌仙の一人に数えられる。宇多天皇を中心としたグループの代表的な歌人として、「寛平御時菊合」（仁和四年（八八八））寛平三年（八九一）頃）、「寛平御時后宮歌合」（寛平五年以前）などに  
出詠した。昌泰二年（八九八）には、宇多上皇の宮滝御幸に従い、歌を献上している。勅撰集には六十首ほどが入集している。

『素性集』は、『古今和歌集』や『後撰和歌集』の素性詠を選び出すことで成立した他撰家集である。最初計三十首ほどの小家集であったが、素性作と伝承される歌や素性らしい歌を増補することで、今の形にまで成長したと考えられている。現在、『素性集』は以下のように五類に分類されている。なお、網掛けで示したのは本章における各伝本の略号である。

第一類 西本願寺本：『新編大観』第三巻の底本

第二類 (a) 色紙本（叢書「平安一」所収）：『新編大成』第一巻「素性Ⅰ」の底本

(b) 寛元三年本（叢書「平安九」所収）：(a) 色紙本の親本

第三類 (a) 資経本（叢書「資経一」所収）

(b) 共紙表紙本（叢書「拾遺二」所収）

(c) 正保版歌仙家集本

第四類 唐紙本（叢書「平安一」所収）：『新編大成』第一巻「素性Ⅱ」の底本

第五類 唐草装飾本（叢書「平安七」所収）：『新編大成』第一巻「素性Ⅲ」の底本

片桐洋一氏・田中登氏「冷泉家時雨亭文庫蔵平安私家集系統一覽」

（冷泉家時雨亭叢書『平安私家集十二』、朝日新聞社、二〇〇八年）

第一類は西本願寺本に代表される。総歌数六十五首。1～29番は第一歌群で『古今和歌集』『後撰和歌集』に素性作とある素性真作歌を収める。30～35番は第二歌群で、『古今和歌集』『後撰和歌集』や他の和歌集にも見られない出典未詳歌を収める。36～56番は第三歌群で1～29番に未収の素性真作歌を中心に収める。57～65番歌は第四歌群（増補歌群

A)で宮滝御幸の和歌などを収める。

第二類は色紙本に代表される。総歌数六十八首。定家の書入れ・集付がある。所収歌は第一類西本願寺本の第一〜第四歌群とほぼ共通するほか、配列・歌句も西本願寺本と非常に似通っており、その間に見られる異同は繰り返し伝写された途上に生じたものと考えられている。定家による集付・書入れが見られる。

第三類は近世に広く流布し、正保版本系統・歌仙家集本系統などと呼ばれてきたが、冷泉家所蔵の資経本や大炊本がその祖本にあたり、本文的にも優れたものと認められた<sup>(4)</sup>。総歌数は百一首（大炊本は百首）と諸伝本の中で最も多い。他の諸本に見られない約三十首は素性本人の例とは断定できない歌で、かなり後になって増補されたものと思われる。稿者は第三類の代表として資経本を用いた。

第四類は唐紙本に代表される。尊経閣文庫に所蔵される江戸時代の書写本が唯一の伝本として知られていたが、その親本が唐紙本であることが明らかになった<sup>(5)</sup>。総歌数六十首。定家の書入れ・集付がある。伝来途中に錯簡が起こったらしく、配列が他の『素性集』諸本と異なる。第一・第二類の末尾に見られる宮滝御幸の詠歌群（増補歌群A）はなく、代わりに異なる三首（増補歌群B）が付加されている。以上の四類は、歌数・配列・所載歌

などには異同が認められるが、同じ祖本から派生したものと考えられている。

第五類が本章で取り上げる「唐草装飾本三十六人集」の一である。総歌数四十九首。装飾本『遍照集』にあつたとされる「上西門院越前、権中納言殿」という記述によつて<sup>(6)</sup>、鳥羽天皇の皇女統子内親王が院号宣下を受けた平治元年（一一五九）から、亡くなった文治五年（一一八九）をそれほど下らない時期に書写されたと想定される。上西門院越前や権中納言にあたる人物を特定することは難しく、具体的な筆者や書写された場は不明である。また、料紙には唐紙を用い、散らし書きを多用するなどの装飾的な要素が強いと指摘されている<sup>(7)</sup>。加えて特異な和歌配列と詞書を持つ。このような特徴を持つ装飾本『素性集』について、歌数と詞書を中心に、その意味するところを詳しく論じたいと考える。

### 三 歌数について

装飾本『素性集』の特徴の一つに四十九首という歌数の少なさがある。その他にも、片桐洋一氏が「唐草装飾本は、西本願寺本、およびそれに比較的近い色紙本や唐紙本と配列上の共通性はほとんどないことを知る」<sup>(8)</sup>と指摘するように、配列も特殊である。装飾本

《表 I》

16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
29	28	26	25	24	55	44	6	19	16	15	13	4	11	2	1	西
22	×	31 · 58	29 · 57	28	55	44	6	19	16	15	13	4	11	2	1	色
21	20	18	17	16	15	86	34	39	36	35	×	10	8	2	1	資
13	22	21 · 52	20	19	36	16	4	34	1	6	24	2	17	38	37	唐

33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17
31	17	9	12	10	8	7	3	50	22	23	45	21	56	36	38	41
34	17	9	12	10	8	23	3	51	26 · 37	27	45	25	48	38	24	42
33	37	6	9	7	5	4	3	51	42 · 84	43	48	4	153	27	28	97
54	9	8	33	39	7	14	3	25	50	51	45	40	56	57	15	29

49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34
5	20	48	40	27	14	52	32	37	30	49	35	43	42	34	33
7	21	49	41	30	14	55	35	40	32	50	39	52	43	×	36
33	40	28	45	19	12	52	24	31	22	32	26	46	85	25	14
5	12	47	44	53	23	32	31	30	42	41	48	26	28	×	49

の歌順をもとに、西本願寺本・色紙本・資経本・唐紙本の歌番号を示した《表 I》によってもそのことが確認される。ただ、部分的にはあるが共通する部分もある。例えば装飾本の 1・2 番、6・7 番、12・14 番などで、他の伝本の歌番号に網掛けや文字囲みで示した箇所である。さらに、装飾本四十九首は他の諸本の中に全て見られ、装飾本の独自歌は一首もない。また、前節でも少し触れたが、西本願寺本・色紙本・資経本に見られる宮滝御幸の詠歌群九首<sup>(9)</sup>（増補歌群 A）や、唐紙本にのみ見られる増補歌三首（増補歌群 B）は装飾本にはない。このようなことから、装飾本は他の諸本と完全に異なるものというわけではなく、装飾本も他の『素性集』諸本と祖本を同じくするもので、装飾本は増補歌群 A・B を付加させる以前の『素性集』の姿を留めていると思われる。

それでは、装飾本はどのようなようにして現在の姿になったのであろうか。『素性集』諸本の比較を通して探ってゆきたい。改めて、《表 I》を確認すると、色紙本・資経本・唐紙本には重出歌が見られるが（装飾本の 13・14・24 番歌に相当）、装飾本・西本願寺本には一首もない。また、装飾本 15 番歌は色紙本になく、35 番歌も色紙本・唐紙本に見られない。装飾本 15 番歌「おもふともかれなむ人をいかゞせむあかでちにし花とこそみめ」は『古今和歌集』（恋歌五・799）に素性本人の歌として収められており、『素性集』の成立事情



を鑑みると、色紙本が伝写過程に書き落としたものと考えられる。一方、35番歌「わすれなむのちしのべとぞうつせみのよをあひかたみさめてさめては」は、勅撰和歌集に見られず素性の真作歌とは判断し難い。そのため、色紙本・唐紙本では書写過程において削除されたものと思われる。

このような重出も欠脱も認められないのは、装飾本と西本願寺本だけである。そして、装飾本に所載される歌は全て西本願寺本に包摂されており、西本願寺本『素性集』から増補歌群 A と 18・39・46・47・51・53・54 番歌の七首を除くと、所載歌は装飾本に一致する。このようなことから、装飾本『素性集』は増補歌群 A・B が付加される以前に、西本願寺本に近い形態をした『素性集』から何らかの事情でこの七首を失うことで、現在の形になったのではないかと推測されるのである。ただし、この七首は意図的に「削除」されたものなのか、意図せぬ出来事によって「脱落」してしまったものなのかを明らかにする必要があるだろう。この七首に、素性真作歌ではない、特定の題材の歌ばかりである、といった特徴があれば、削除の可能性が高くなる。そのような偏りが見られなければ、脱落と見るべきであろう。そこで、失われた七首を少し詳しく見てみたい。次の《表Ⅱ》にこの七首を西本願寺本の歌番号を元に、初句・出典・他出資料・諸本の歌番号を示した。

《表Ⅱ》

54	53	51	47	46	39	18	
秋風の	おとにのみ	ぬれてほす	これやこの	おとにきく	ふくかぜに	ほととぎす	初句
古今・恋二・555	古今・恋一・470	古今・秋下・273	後撰・雑一・1089 (蟬丸)	後撰・雑一・1093	古今・春下・99 (よみ人知らず)	古今・夏・143	出典
六帖 412	新撰和歌 206	六帖 3730、朗詠 553	寛平菊合17、新撰和歌94、		六帖 4051	六帖 4439	他出資料
20	56	54	47	33	46	18	色
14	13	87	50	49	30	38	資
35	18	11	55	43	46	10	唐

この七首はいずれも『古今和歌集』『後撰和歌集』を出典としている。39・47番歌以外は全て素性の真作歌で、装飾本四十九首の中にはよみ人知らず(29)、藤原興風(30)、承均法師(46)といった他人の歌や、出典未詳歌(33・34・35・38・39・40・42・43・45)も残されている。もしも、『素性集』をより素性個人の集に近付けるのであれば、出典未

詳歌に限って除外したであろう。さらに、四季（18・39・51）、恋（53・54）、雑（46・47）と題材も様々であるし、特定の場で読まれた歌ばかりというわけでもない。これらから、この七首は意図的に削除されたのではなく、予期せぬ出来事によって脱落したと考える方が妥当と思われる。

このような脱落の可能性をさらに高めるのは、装飾本に見られる不完全な詞書である。そのような詞書は二箇所に見られる。次節において不完全な詞書の検討を通じて装飾本の成立にさらに迫ってゆきたい。

#### 四 不完全な詞書について

一例目は歌を付随しない詞書で、二丁裏最終行の10番歌の次にある。「ある人にかはりてきくをやるとて」とのみあって、本来歌があるべきところが一行ほど空白になっている。この点については既に片桐洋一氏によって「親本の段階から一首欠脱していたのをそのまま書写したのであろう」と指摘されており、候補になる歌として、「音にのみきくの白露夜はおきて昼は思ひにあえず消ぬべし」を挙げている<sup>(10)</sup>。この歌は脱落の想定される七首

の中の一首である。確かに装飾本四十九首の中に菊を詠んだ歌は一首もなく、この詞書に相当する歌は脱落していると考えるほかない。

二例目は唐突に始まる詞書である。四丁裏二・三行目の17番歌に付されているものである。次に、装飾本の詞書と歌句を挙げ、他の『素性集』諸本の詞書も併せて示した。

うせ給にしかば白川のわたりにおくりたてまつりし夜

17ちのなみだおちてぞたぎししらかはの君がよまでの名にこそありけれ

西…みづのをのみかどのかくれたまへる、をさめたてまつりて、かへるさのはらへ  
にしらかはに人トゝのしはべしに

色…みづのをのみかどかくれたまへる、をさめたてまつりて、かへるさのはてにし  
らかはにて人トゝのよみ侍

資…みづのをのみかどかくれ給へるを、しらかはにかへさのはらへし侍しに

唐…さきの大政大臣しらかはのあたりにおくるよ

※古今和歌集…さきのおほきおほいまうちぎみしらかはのあたりにおこる夜、よめ

る

装飾本以外の詞書では、「みづのをのみかど」（清和天皇）あるいは「さきの大政大臣」（藤原良房）の葬送の後、白川で祓えをおこなった際に詠まれたと示されている。しかし、装飾本では主語に相当する部分がなく、「うせ給にしかば」と唐突に始まっている。「うせ給」「おくりたてまつり」とあることから、装飾本の冒頭に「みづのをのみかど」とあったものと考えられる。それが後に脱落したのであろう。

こうした不完全な詞書は、もともとこのような姿であったとも、意図的に改められたとも、目移りなどにより誤写されたとも考えがたい。それは、綴り糸が切れるなどといった意図せぬ出来事によって、親本・祖父本の段階で一紙あるいは二紙がまるごと抜け落ちてしまったのではないだろうか。その落丁により、「ある人にかはりてきくをやるとて」の歌本文と装飾本17番の詞書の主語に相当する部分が失われたのであろう。そして、落丁には《表Ⅱ》に示した七首も含まれていたものと思われる。その後、脱落部分にあった詞書や歌は補われなかった。また、その時に乱れてしまった歌順も復元されなかったようである。そのような状態のまま転写されてしまったため、詞書が不自然な形で取り残されたのであろう。装飾本『素性集』はこのようにして生まれたのではなかろうか。

## 五 詞書の改編について

ここまでの考察によつて、装飾本は現存する『素性集』の中で最も古態を留めたものではあるが、伝写過程の意図せぬ出来事によつて四十九首というコンパクトな『素性集』になつたことが明らかになつた。それでは、他の諸本には見られない装飾本特有の詞書についてはどうに考えればよいのだろうか。装飾本に他の『素性集』諸本と同一の詞書が付されていることは非常に稀で、数多くの異同が見出される。この点を脱落から説明することは難しい。

例えば装飾本の冒頭歌「春たてば花とやみらんしらゆきのかゝれるえだにうぐひすのなぐ」の詞書には「正月十日許、ゆきの木にふりかゝれるを見て」とあるが、他の『素性集』には「正月十日許」という情報はない。また、装飾本15番歌「おもふともかれなむ人をいかゞせむあかでちりにし花とこそみめ」には「あるをんなのをとこのうきことなどいひしに」という詞書が付されている。しかし、他の『素性集』や『古今和歌集』においては「題知らず」である。このような装飾本特有の詞書を、片桐洋一氏は「二次的なもの」ととらえている。さらに、装飾本25番歌「もみぢばのながれてとまるみなそこはくれなゐふかき

なみやたつらん」の場合、装飾本の詞書にのみ「亭子の帝」とある。この点については、「自分だけが真相を知っているのだというポーズをとって」、「歌に関する異伝」を提示したものであると述べた上で、このような「歌に関する異伝」の提示こそが歌語りであり、歌物語を生む土壌となったと指摘している<sup>(11)</sup>。

装飾本独特の詞書が二次的なものであるという点に関しては、装飾本を含む『素性集』諸本の全てが始源を同じくするという事実から見て、間違いないと思われる。しかし、装飾本の詞書に見られる特徴はこれだけではない。削除が疑われる箇所や付加の過程で意図的に助動詞「き」を用いた箇所が見出される。このような装飾本の詞書を「歌に関する異伝」を提示したもの、と一括りにして説明することは困難であろう。ここからは、これらの点を総合的に考察することによって、装飾本『素性集』がどのような意図で改編されているのか、その存在がどのような意味を持つのか、明らかにしてゆきたいと考える。

― 付加される詞書

装飾本の詞書を、出典となった『古今和歌集』『後撰和歌集』や『素性集』諸本と比較

すると、部分的に情報が加えられているものから、「題知らず」として伝えられてきた歌に新たに詞書が創り出されたものまで、様々な程度の付加が認められる。いずれも二次的なものであることに疑いはないが、語彙レベルの部分的な異同の場合、それが誤写に依るものなのか意図的に改編されたものなのか、判断しがたい。よってここでは、他の『素性集』諸本において「題知らず」とある十一例に限って考察したい。このような詞書には、詞書を改編した人物の意図が、より明確に反映されていると考えるからである。

ある人をこひてねたりし夜、この人のゆめにみえしかば又の日

11 はかなくてゆめにも人を見つる夜は朝のどこぞおきうかりける

ゐなかへくだりにし人のみなづきナカにのぼりきたりしに

12 いまこむといひしばかりになが月のありあけの月をまちでつるかな

秋山のもみぢゆくを見て、かくなむもみぢたるといひやりしついでに

13 秋風に山のこのはのうつろへば人のこゝろもいかゞとぞおもふ

ある人のけさうする女の、あさはやうにいひたりければ、そのをとこにかはりて

14 そこゐなきふちやはさはぐ山川のあさきせにこそうはなみもたて



あるをんなの、をとこのうきことなどいひしに

15 おもふともかれなむ人をいかゞせむあかでちりにし花とこそみめ

春ころ人トあつまりて花みむとてさそひしかば

32 おもふどち春の山べにうちむれてそこともいはぬたびねしてしか

人にかはりて

33 あふことのかたのなみだにそでひちぬあまのたくひはむねもゆれども

又人にかはりて

34 あふことのかたみをだにもえしがな人はたゆとも見つゝしのばむ

人にかはりて

38 しきたへのまくらにだにもかさばこそゆめのたましひしたこがれせめ

桜のはなを見て

46 いぎくくらわれもちりなん花ざかりすぎなば人にうきめみえなん

草むらにきりトすのいとあはれになきしゆふべに

49 われのみやあはれとおもはむきりトすなくゆふぐれのやまとなでしこ

この十一首のうち、33・34・38番歌を除く八首は『古今和歌集』に収載されている。その八首のうち、32・46番歌にはそれぞれ「春の歌とてよめる」（春歌下・126）、「うりむゐんにてさくらの花をよめる」（春歌下・77）という詞書が付されているが、その他は全て「題知らず」として収められている。装飾本の詞書は『素性集』諸本や『古今和歌集』諸本はもちろんのこと、古注釈や説話の類にも見出せない独自のものである。この十一首のうち八首（11・12・13・14・15・33・34・38）は恋歌、残りの三首（32・46・49）は四季歌であつて、特に私的な歌に対して集中的に付加されている。

次にいくつかの詞書を取り上げて、装飾本の詞書の特徴を見てゆこうと思う。装飾本の詞書が示す詠歌事情は、歌自体が示す世界と大きな隔たりは見られない。13番歌「秋風に山のこのはのうつろへば人のこゝろもいかゞとぞおもふ」は木々の移ろいと人の心の移ろいやすさを掛けて、相手の心変わりを疑つたものである。付された詞書には「秋の山が色づいていくのを見て、こんなに紅葉しましたよ、と言ひ送つたついでに」とあり、付加された詞書は歌の内容とほとんど重なっている。49番歌「われのみやあはれとおもはむきりぐすなくゆふぐれのやまとなでしこ」に付された詞書「草むらにきりぐすのいとあはれになきしゆふべに」に至っては、「きりぐす」「あはれ」「なくゆふべ（ゆふぐれ）」

と、用いられる語彙までも一致している。また、33・34・38番歌のように、「人にかはりて」と代作であることを示すに留めている例もある。このように、新たに付加された詞書に示されるエピソードは歌自体に収斂してしまうものがほとんどであり、詠作事情を新たに示したものではない。また、人名を示す際に普通名詞ばかりが用いられている。

このような点から、装飾本の詞書は素性の事蹟を知る事のできる資料に拠ったのではなく、類推によって付加されたのではないかと疑われるのである。しかし、次に示す12番歌の詞書は、単なる類推で付加されたものと断ずることができない問題を孕んでいる。

みなかへくだりにし人の、みなづき<sup>ナカ</sup>にのぼりきたりしに

12 いまこむといひしばかりになが月のありあけの月をまちでつるかな

当歌は『古今和歌集』（恋歌四・691）をはじめとして、『金玉集』『深窓秘抄』『和漢朗詠集』『古今六帖』『三十六人撰』『百人一首』等に採られ、最も人口に膾炙した素性歌の一つである。『古今和歌集』では「題知らず」であるが、部立や配列などから、男の訪れを一晩中待ち続ける女性の姿が想起される恋の歌である。装飾本では「みなかへくだりにし

人のみなづきナカにのぼりきたりしに<sup>(12)</sup>」とあり、地方へ下っていた人物が上京してきた際に詠んだものと解釈している。装飾本の詞書を前提にするならば、「いまこむ」と言った人物は「みななかへくだりにし人」であつて、都と地方という距離的な遠さが障害となつて会えなかつたと理解される。これでは『古今和歌集』のような、細やかな情緒は失われてしまふ。何故恋歌としての情趣を損なうような詞書が付加されたのであろうか。それは、詞書を改編した人物が当歌を素性自身の体験に基づいた歌として理解しようとしたためではないかと考える。当歌を恋歌としてとらえる限りは、本人の経験を詠んだ歌として理解することは難しい。そのため、詞書の改編者は「上洛してくる友人を迎える」という、素性自身の体験として差し障りのないエピソードを創り出したのではないだろうか。14・33・34・38番歌の「をとこにかはりて」「人にかはりて」といった代作を示す詞書も、片桐洋一氏が指摘するように、僧侶である素性が自身の恋を詠むとは考えがたかつたため付加されたと思われる<sup>(13)</sup>。

ただし、素性の恋歌を完全に否定したわけではないようである。恋歌としての詞書が付加されているものもある。11番歌は『古今和歌集』では恋歌二に収められており、夜の短い逢瀬を詠んだ歌だと理解される。一方、装飾本では詞書に「こひてねたりし夜」、「ゆ

めにみえしかば」とあって、「はじめの恋」の歌として理解している。詞書を付加した人物は、恋心が作者の心中に留まった「はじめの恋」の歌であれば、素性自身の体験を詠んだものと考えて問題ないと判断したようである。また、13番歌も『古今和歌集』（恋歌四・714）では、相手の心変わりを疑った恋歌である。しかし、装飾本の「秋山のみみぢゆくを見て、かくなむもみぢたるといひやりしついでに」という詞書では、必ずしも恋の歌として解したものは言い切れまい。装飾本12番歌同様、友人同士の歌と考えて付加されたのではないかと思われる。また、ここに取り上げていない詞書も、素性自身の歌として理解して付加したものと考えて矛盾しない。

このように、装飾本の詞書は素性の私的な歌に対して興味を抱き、それを素性自身の体験に基づいた歌として理解しようとした人物によって付加されたと思われる。装飾本の詞書に典拠となるものをほとんど見出し得ず、エピソードは歌自体に収斂してしまふ。それは、詞書を付加した人物が類推などによって個人的に改編したためではないかと考える。ただ、次に示した装飾本4番歌の詞書には、類推などでは付加し得ない根拠のある情報が見られる（×は、詞書を伴わないことを示す）。

中宮の哥合せさせ給しに、左方にて

4 花の木もいまはほりうゑじ春たてばうつろふいろに人ならひけり

西…×（但し、一首前に「寛平御時中宮哥あはせに」）

色…寛平御時中宮哥合に

資…×（但し、二首前に「寛平御時后宮哥合に」）

唐…寛平御時のうたあはせに

当歌は『古今和歌集』（春歌下・92）には「寛平御時きさいの宮の歌合のうた」という詞書とともに収められている。他の『素性集』にも『古今和歌集』諸本にもこれとほぼ同様の詞書が付されているが、装飾本にのみ「左方にて」とある。ここでいう歌合とは、寛平五年（八九三）九月以前に班子女王の主催でおこなわれた「寛平御時后宮歌合」を指す。当歌は春二十番のうち、四番目左方の歌として詠まれおり、装飾本の「左方にて」という情報は正確である。詞書を付加する過程において『古今和歌集』や『素性集』以外の資料を参照することもあったのかもしれない。

とはいえ、当例を除けば付加された詞書の中に典拠を見出しうるものはない。素性の歌

を独自に解釈して、安易に付加したのではないかと疑われる詞書が大部分を占める。このような詞書付加の態度は短絡的にも見えるが、読者である一享受者が素性歌の中に素性の姿を強く意識した結果生まれたものと言えるのではないだろうか。

## ― 二 削除される詞書

その一方で、装飾本の中には詞書が削除される例もある。全体を削除するのは37・39・43・44・47番歌の五例である。他にも、詞書の一部分が削除されたと思われる例も見出される。ただし、語彙レベルの異同の全てを意図的に改編されたものと断言することはできない。例えば、装飾本20番歌「山守はいはゞいはなむ高さごのをへの桜をりてかざむ」は詞書に「山にて法師俗さけのみし日」とある。一方、他の『素性集』では「花山にてく」（西・資・唐）、「花ざかりにく」（色）とあって、装飾本のみ「花」という語を用いていない。これは、誤脱に依る異同と見ることも可能である。しかし、装飾本36番歌のように固有名詞「よしみねのつねの（よ）り」を普通名詞「ある人」に置き換えるような場合は意図的に削除した上で改編したとしか考えようがない。また、部分的な削除が疑われる箇

所を見てゆくと、実際に固有名詞を削除した例が多く見出される。よって、ここでは固有名詞が除外されたり普通名詞に置き換わっている7・16・25・36番歌の四例を一部が削除された詞書として取り上げることとする。

少し長くなるがこれら九首を『素性集』諸本の詞書とともに全て掲げる。また、出典である『古今和歌集』『後撰和歌集』の詞書を併記した。

中将のみやす所の家の哥合せむとせしによみたりし

7をしとおもふころはいとによられなむちる花ごとにぬきしとゞめむ

西…仁和寺中将みやすどころのいへに哥あはせしはべらんとせしときに

色…仁和寺御時、中宮みやすどころのおほむもとにうたあはせしはべりし時に、花  
ざかりに

資…仁和寺の中将御息所の家に哥合せんとせし時に、はなのさかりに

唐…仁和の中将御息所うたあはせに

※古今和歌集…仁和の中将のみやすん所の家に歌合せむとしける時によめる



屏風にかゝせ給べき哥めししかば

16 わすれ草なにかたねと思しはつれなき人の心なりけり

西…寛平御時、屏風のまへのひらに

色…寛平御時、御屏風に

資…寛平の御時に、屏風のうたかゝせたまひしに、よみてたてまつりし

唐…寛平御時、屏風のれうに

※古今和歌集…寛平御時、御屏風に歌かかせ給ひける時、よみてかきける

亭子の帝の御屏風に、山川にもみぢのながれたる所

25 もみぢばのながれてとまるみなそこはくれなるふかきなみやたつらん

西…二条のきさきの、東宮のみやすどころときこえしとき、御屏風にたつたがはに

もみぢながれたるかたかけるを

色…二条のきさきのみやの、まだ宮すどころときこえしをりに、御屏風にたつたが

はにもみぢながれたる所に

資…二条のきさきの、御息所ときこえさせけるときの御屏風のゑに、たつたがはの

もみぢながれたるかたかけるに

唐…二条のきさきの、東宮のみやむ所すときこえし時、屏風にたつたがはなかれたる

ところに

※古今和歌集…二条の後の春宮のみやす所と申しける時に、御屏風にたつた河にも

みぢながれたるかたをかけりけるを題にてよめる

ある人の、いはひの哥よませしかば

36よろづ世をまつにぞ君をいのりつる千とせの景かずにすまむとおもへば

西…×

色…よしみねのつねのりがよそぢのがに、むすめのあつらへられて

資…よしみねのつねより四十賀しけるにつかはしける

唐…よしみねのつねのりが四十賀しけるにつかはしける

※古今和歌集…よしみねのつねなりがよそぢの賀にむすめにかはりてよみ侍りける

37いにしへにありきあらずはしらねども千とせのためし君にはじめむ

西…×

色…もとやすのしわう七十賀屏風哥

資…もとやすの親王五十賀し侍けるうしろの屏風に

唐…もとやすの親王七十賀のうしろの屏風哥

※古今和歌集…×（但し一首前に「もとやすのみこの七十の賀のうしろの屏風によ  
みてかきける」とあり）

39 あらたまのとしたちかへるあしたよりまたるゝものはうぐひすのこゑ

西…延喜御時、御屏風

色…延喜御時、月なみの御屏風に

資…延喜御時、月なみの御屏風に

唐…延喜の御時、屏風に

43 ゆふぐれはにほふ草木のなければやちるとみえにしもみちとまれる

西…故いづみの大将四十の賀の屏風哥人々よみしに

色…いづみの大将四十賀に人ノ、哥よみしかば

資…泉大将四十賀したまひしに、屏風のうた人ノ、よみしに

唐…×

44 いつまでか野べに心のおくがれむ花しちらずは千よもへぬべし

西…春うたよめと人のいひはべりければ

色…春の哥とてよめと人のいひしかば

資…春の哥よみて人のいふに

唐…×

※古今和歌集…うりむゐんのみこのもとに、花見にきた山のほとりにまかれりける  
時によめる

47 たむけにはつゞりのそでもきるべきにもみぢにあける神やかへさむ

西…朱雀院御時、あるかせたまふ御ともにつかまつりて、たむけやまといふところ  
にて

色…すざく院のみかどのありかせたまし御ともにつかまつりて、たむけやまといふ  
ところにて

資…朱雀院の御ともにつかうまつりて、たむけのやまにて

唐…朱雀院のみかどありかせたまふ御ともにつかまつりて、たむけやまといふところにて

※古今和歌集…×（但し一首前に「朱雀院のならにおはしましたりける時に、たむけ山にてよみける」とあり）

ここに挙げた九首を、出典や他出文献などを参照すると、四季歌（7・25・39・43・44）、恋歌（16）、賀歌（36・37）、羈旅歌（47）であつて、一貫した特徴はない。しかし、詞書には月次の屏風歌や賀の屏風歌、貴人や同族の人物に献じた歌などと示されており、いずれも公的な場で詠まれた歌である。このような詞書を意図的に削除したものと考えられる<sup>(14)</sup>。例えば、37・47番歌のように歌の中に「千とせ」「君」「たむけ」「神」という言葉が用いられていれば、詞書が削除されても晴の歌であると理解される。しかし、39番歌「あらたまのとしたちかへるあしたよりまたるゝものはうぐひすのこゑ」のような、鶯の初音

を待ちわびる心を詠んだ屏風歌であったなら、詞書が削除されると晴の歌であるとはわからない。また、一部が省略される場合も同様である。36番歌は「よしみねのつねの（よ）り」を「ある人」に、「四十賀」を「いはひ」に書き換えて、詠まれた場を特定しがたい詞書にしている。装飾本の詞書はいずれも、公的な歌としての色彩が弱くなっている。

それでは、なぜこのような詞書が削除されたのであろうか。その背景にはやはり、素性の私的な歌に対する強い興味があるのではないかと考える。詞書を改編した人物が「宮廷歌人素性」によって詠まれた晴の歌よりも、素性の私的生活の中で詠まれた褻の歌を重視しているのは、詞書付加の態度から明らかである。「屏風歌」「御時」と示された詞書は、貴顕の御前に伺候して歌を詠進する「宮廷歌人素性」の姿を思い起こさせる。詞書を改編した人物には、素性本人の正しい事蹟を伝えるという意図はなく、素性自身の体験に基づいた歌として解釈することに重きを置いているようである。私的な歌に対してはより詳しい詠歌事情を付加し、公的な場で詠まれた歌からは詞書を削除するという改編によって、装飾本『素性集』は素性本人の体験に基づいた歌を収めた、私的な家集としての性格を強めているのである。

## 六 物語的家集と自撰家集と

私的な褻の歌を重視して家集を改編するということは装飾本『素性集』以外でも行われたことである。小堀本『朝忠集』と御所本『信明集』は「和歌を素材とする物語化の傾向」が文学的に流行していた十世紀後半に、恋愛贈答歌に重点を置いて物語的に改編されたものであると平野由紀子氏によって指摘されている<sup>(15)</sup>。それでは、装飾本の改編も物語的家集の流行と軌を一にするものなのであろうか。小堀本『朝忠集』との比較を発端にして、私見を述べたい。

小堀本『朝忠集』は西本願寺本『朝忠集』の配列・詞書を改めることで、物語的家集として改編されている。先ず、小堀本の冒頭歌「道しらぬものならなくにあしひきの山ふみまどふ人もありけり」の詞書を西本願寺本のものと比較する。

あさたゞの衛ものかみ、中納言におはしける時、ほかへやりたまけるふみを、とりたがへて、  
たいふのきみにもてきたりけるに

(小堀本)

ほかへやるふみを、たいふがもとにもてたがへたり **ければ**

(西本願寺本)

小堀本は朝忠を「あさたゞの衛ものかみ中納言におはしける時」と三人称で当時の官職名とともに示している。さらに、西本願寺本では「ほかへやるふみを」を「ほかへやりたま **ける**ふみを」と書き換えており、物語の語り出しとしてふさわしいものに改められている。もう一例、小堀本28番歌「ことしおひのたけの一夜もへだつればおぼつかなくもなりまさるかな」の詞書を西本願寺本のものと比較する。

かたらふ女おとせざり **ければ**

(小堀本)

かたらふをんなをとせぬに

(西本願寺本)

述べられる内容は全く同じであるが、小堀本は過去の助動詞「けり」を付加して、語りの場で享受される歌物語風の詞書に書き換えられている。「けり」は西本願寺本には三例(二首)用いられるのに対し、小堀本は四倍の十二例(八首)用いられている。小堀本に施された物語的家集への改編は、「けり」の使用数の増加という点にもはっきりと現れる。



一方、装飾本『素性集』の詞書では素性を三人称で示すことはなく、過去の助動詞としては「けり」はわずか一例しか用いられていない。次の《表Ⅲ》に、『素性集』諸本の詞書に見られる「き」と「けり」の用例数と歌番号を示した。

《表Ⅲ》

唐	資	色	西	装		用例数	き
				装	装		
2例	15例	9例	5例	25例			
16 25	21	14	8	23	2	歌番号	き
	27	16	16	24	4		
	35	19	41	26	6		
	36	27	50	31	7		
	39	47	52	32	8		
	47	49		36	11		
	52	51		49	12		
	84	55			13		
	88				15		
	92				16		
	97				17		
	101				20		
					22		
	6例	11例	4例	6例	1例		
28 43 51 55	1	26	14	14	歌番号	けり	
	46	33	15				
	49	48	23				
	50	61	46				
	51		56				
	53		58				
	85						
	86						
	98						

装飾本では過去の助動詞として「き」を用いることが圧倒的に多いのである。西本願寺本

・色紙本・唐紙本では「き」「けり」を合わせても十例ほどしか見られず、過去の助動詞自体それほど用いられていない。資経本は「き」が十五例（十二首）と装飾本に次いで多いが、資経本は装飾本の約二倍の百一首を収めていることを考慮すると、装飾本における「き」の使用数は突出しているといえる。また、装飾本に見られる「き」のうち、約三分の一にあたる八例（六首）が「五—— 付加される詞書」に示した、創出された詞書（11・12・13・15・32・49）に集中しており、詞書の改編にあたって意図的に「き」が用いられたことを示している。

このように、素性を三人称で示すことはなく助動詞「き」を多用するという点から、装飾本『素性集』の詞書の改編は物語的家集を志向したものではないと考えられる。そればかりでなく、次のように「けり」を排除し、「き」に書き換えている例も見られる。

山にて法師俗さけのみし日

20 山守はいはゞいはなむ高きごのをへの桜をりてかざむ

西・花山にてさけたべけるをりに

色・花さかりにそうまら人どもなどあつまりてさけなどたうべけるついでに

資…花山にて人ト、さけたうべけるに

唐…華山にて法師ばらのさけたぶるついでに

※後撰和歌集…花山にて道俗さけらたうべけるをりに

ある人の、いはひの哥よませし**しか**ば

36 よろづ世をまつにぞ君をいのりつる千とせの景かずにすまむとおもへば

西…×

色…よしみねのつねのりがよそぢのがにむすめのあつらへられて

資…よしみねのつねより四十賀し**ける**につかはし**ける**

唐…よしみねのつねのりが四十賀し**ける**につかはし**ける**

※古今和歌集…よしみねのつねなりがよそぢの賀にむすめにかはりてよみ侍り**ける**

装飾本 36 番歌を例に取ってみよう。資経本・唐紙本と『古今和歌集』の詞書では「けり」が、装飾本では「き」が用いられている。『古今和歌集』の詞書は撰者の立場から三人称で詠歌事情を語るものであって、<sup>(16)</sup>資経本・唐紙本はその詞書をそのまま受容して、「け

り」を用いている。一方の装飾本では、詠まれた場を特定しうる「よしみねのつねの（よ）り」という表現が削除された上に、助動詞「けり」を「き」に置き換えている。さらに、「よませしかば」と使役の助動詞が用いられている。これは「ある人が、私に祝の歌をよませたので（詠んだものです）」と素性を表現主体として一人称的に叙述したものと、  
「ある人が、素性に祝の歌を詠ませたので」と、素性ではない第三者が詠歌事情を語ったものとも考えられる。しかし、稿者は一人称的に叙述したものではないかと考える。それは、詞書に「き」を多用する西本願寺本『能宣集』が存在するためである。

西本願寺本『能宣集』の詞書には、「き」が百四例（八十一首）、「けり」が二十六例（二十三首）用いられており、「き」を多用するという点で装飾本『素性集』と共通している<sup>(17)</sup>。そして西本願寺本の序文に「円融太上法皇の在位のすゑに勅ありて家集をめす、今上花山聖代また勅ありておなじき集をめす」とあることから、円融院献上本と花山院献上本の二種の自撰本『能宣集』があったと考えられている。さらに歌の出入りから円融院献上本が書陵部本系統、花山院献上本が西本願寺本系統に比定されている。現存する『能宣集』自体が献上本そのものとは言い切れないが、「侍り」が一貫して用いられている西本願寺本には能宣の花山院に対する敬意が含まれており、能宣自身が詞書の語り手になっている

と考えられている。次に、巻一と巻三から一例ずつ、「き」と「けり」が用いられる詞書を挙げる。

れいならずはべりしころ、人のもとより、なに事かあるといひて侍りしかば

6 このごろはやなぎのいとふしげみかぜにみだれてへこそわづらへ

おなじ山にて、子日に法師の、小松ひきにいざぞとまし侍りしかば、さそはれてまかりたるに、むろのまへにおほきなるまつ侍を、これはむかしすみける人の今日ひけるなりけり、こゝにゐたらんとて

198 ひきそめてよゝもへにけるまつなれどみどりのいろのあせずもあるかな

6 番歌の詞書は「侍り」が用いられていることから、「私が病気にかかっていた頃、人のもとから、何事かあったのですかと言ってきましたので」と、能宣自身が詞書の表現主体として語ったものと考えられる。一般的に『能宣集』ではこのように「き」が用いられている。198 番歌には「けり」も用いられているが、これは能宣とともに小松引きに出かけた

法師の言葉を引用した部分であり、能宣自身が語ったことではないためと考えられる。<sup>(18)</sup> ここには二例しか挙げないが、西本願寺本『能宣集』の詞書はこのような原則で「侍り」と「き」が用いられており、詠作者の能宣が表現主体として述べたものになっている。

「き」を多用する装飾本『素性集』の詞書は、小堀本『朝忠集』よりも西本願寺本『能宣集』のものに、すなわち物語的家集のものよりも自撰家集のものに近い。これは、素性家が家集を自撰したかのように装うために、意図的に助動詞「き」を用いたと考えてよいのではないだろうか。二次的な享受者が本来の作者である素性に成り代わって、歌のエピソードを語ったものと考えられるのである。ただ、装飾本『素性集』には「侍り」が見られないという点で、西本願寺本『能宣集』と大きく異なっている。装飾本『素性集』の詞書は、物語的家集とも自撰家集とも異なる様相を示している。このような装飾本『素性集』を文学史上に位置づけることは現時点では困難である。

しかし、装飾本『素性集』は平安後期における私家集の多様性を示すものといえるだろう。装飾本『素性集』が生みだされた平安後期、読者が積極的に家集に関わった時代であった。装飾本『素性集』の詞書を通して、そのような私家集の世界を垣間見ることができるのである。

## 七・むすびに

装飾本『素性集』は非常に特異な家集である。歌数・配列・詞書・歌句など、他の『素性集』諸本との共通点を見出すことが困難なほどである。しかし、現在の装飾本に付されている詞書を他の『素性集』諸本と比較することで、装飾本『素性集』の成立に関して以下の点が明らかになった。

装飾本は他の『素性集』諸本と始源を同じくし、形態的には最も古態を留めている可能性がある。ただ、その伝来過程において脱落といった予期せぬ出来事を経たために四十九首という小さな形態になっている。また、装飾本の詞書は二次的に改編されたものであって、付加する場合も削除する場合も、助動詞「けり」を「き」に改める場合も、私的な歌を素性自身の体験に基づいたものとして理解しようとしたため生まれたものである。装飾本の詞書は歌物語的に改編されたのではなく、二次的な享受者が本来の作者である素性に成り代わって一人称的に語ったものである。

本章では四十九首という歌数と、詞書の改編という二点に絞って装飾本『素性集』を考

察したが、歌句にも多くの異同が見られる。これは装飾本の古態を示すものなのか、二次的な改編によるものなのか、慎重に判断する必要がある。典籍を「不違一字」という態度で書写していたならば、装飾本『素性集』のような特異な詞書を持つ家集は生まれなかったであろう。享受者は単なる書写者としてではなく、第二の作者となって家集の成立に積極的に関与している。装飾本『素性集』の詞書はそのように生成・享受されてきた多くの和歌集の一端を示しているのである。

〈注〉

(1) 片桐洋一氏「唐草装飾本三十六人集について」(叢書『平安私家集七』、朝日新聞社、一九九九年)。この六集のうち『小町小町集』『素性法師集』『兼輔中納言集』が『新編私家集大成 CD-ROM 版』(エムワイ企画、二〇〇八年)に新編増補として収められた。

(2) 片桐洋一氏「素性法師集唐草装飾本」解題(叢書『平安私家集七』)、片桐洋一氏・藤川晶子氏『新編私家集大成 CD-ROM 版』解題。

(3) 『素性集』諸本を概説したものととして、叢書の解題、『新編私家集大成 CD-ROM 版』の



- 解題、島田良二氏・千艘秋男氏による『御所本三十六人集 本文・索引・研究』（笠間書院、二〇〇〇年）所収の「研究篇」、『合本三十六人集』（三弥井書店、二〇〇三年）所収の藤田洋治氏による「解題」、島田良二氏・千艘秋男氏による『流布本三十六人集 本文・索引・研究』改訂版（笠間書院、二〇〇七年）所収の「研究篇」などがある。
- （4）樋口芳麻呂氏「素性集」解題（叢書『資経本私家集一』、朝日新聞社、一九九八年）、片桐洋一氏「素性集大炊本」解題（叢書『古筆切拾遺二』、朝日新聞社、二〇〇九年）。
- （5）片桐洋一氏「素性集唐紙本」解題（叢書『平安私家集一』、朝日新聞社、一九九三年）。
- （6）注1参照。装飾本『遍照集』の巻末には「上西門院越前、権中納言殿」と記されていると大口周魚（『書苑』第六卷第四号、法書会、一九三一年）は述べているが、現存する装飾本『遍照集』にはこの記述は無い。また、藤本孝一氏によって『遍照集』の後遊紙一枚が切断されていることが指摘されている（片桐洋一氏が注Iの解題中に藤本孝一氏の見解を紹介している）。そのため、大口周魚が装飾本『遍照集』を披見してから今までの間に、「上西門院越前、権中納言殿」とあった一丁分が失われた可能性が高いと指摘されている。

(7) 片桐洋一氏「素性法師集唐草裝飾本」解題。

(8) 注7参照。

(9) 増補歌群Bの三首のうち、58・59番歌は藤原道長の周辺で活躍した藤原輔尹の歌である。片桐洋一氏はこの二首について「歌の内容から見て、藤原氏の権門の賀を寿いでこの家集を書写献上した人物の歌である可能性が強い」(「素性集唐紙本」解題)と指摘するが、実際に輔尹が道長に書写献上したものであるかは、判然としない。

(10) 注7参照。

(11) 注7参照。

(12) 裝飾本の本文中に見える書き込みは二通りに分類される。「もろともみちはに」(二ウ)のように字の右側に対応させて書かれたものは置換を、「えしてがな」(九オ)のように字間に付されるものは挿入を意図したと思われる。実際に、字間に付されるものは置換を想定しがたい場合に限られる。12番歌の詞書も「みなナカつき」と字間に書き込まれており、挿入を示すものであるらしい。すると、「田舎へ下りにし人の、皆、長月に上りきたりしに」と、地方へ下った人が複数で上洛してきたということになり、詠歌事情は大きく異なる。しかし、この書き込みが裝飾本の詞書を改編した人物によって付されたも

のであるのかはつきりとしなない。また、以下に述べる本章の趣旨に影響することもないと思われる。そのため、この注記を採用することを避けた。なお、影印本を見る限りでは字母の用い方や墨付きの状態などから、注記も含め全て本文と同筆と見てよいと思われる。

(13) 片桐洋一氏（「素性法師集唐草裝飾本」解題）は「ある人にかはりて、きくをやるとて」という詞書の部分で「法師である素性にふさわしくない歌だと考えた」人物によって加えられたのではないかと指摘している。

(14) 貴顕に献じた歌の詞書全てが削除されているわけではない。次に示す裝飾本の22・41番歌の詞書は、他の『素性集』諸本とほとんど変わらない。

みかとの寺めぐりし給し御ともにてかへでをみて

22 このみゆき千とせかへでのあらぬかなかゝる山ぶし時にあへれば

西…天皇の寺めぐりしたまふみちにてかつらのえだをよりて

色…てらめぐりしたるにかえでのえだをよりて

資…かでのえだをよりて

唐…法王寺めぐりしたまふ御ともにつかうまつりて

いづみの大將の卍賀の屏風に

41春日野にわかなつみつゝよろづよをいはふ心は神そしるらむ

西…×

色…右大將四十賀屏風にわかな

資…泉右大將四十賀の屏風に

唐…左大將四十賀屏風に

(15) 「朝忠集原形の成立と増補課程の考察」(『和歌文学研究』二七号、一九七一年七月)、  
「朝忠集・信明集の物語的改編」(『お茶の水女子大学人文科学紀要』第二四卷第一分  
冊、一九七一年三月)。いずれも平野由紀子氏の論文集、『平安和歌研究』(風間書房、  
二〇〇八年)に収められる。引用は『平安和歌研究』に依った。以下に述べる小堀本『朝  
忠集』の成立に関する記述は、平野由紀子氏の論考をもとにしている。

(16) 片桐洋一氏「古今和歌集の場」(『古今和歌集の研究』、明治書院、一九九一年)。

(17) 『新編国歌大観 第三卷』所載の三十六人集の詞書に見られる「き」と「けり」の  
用例数を調査したところ、「き」の使用数が「けり」に大きく勝るのは、『遍昭集』『元

輔集』『能宣集』であった。

(18) ここで、装飾本の中で「けり」を用いる唯一の例を挙げておきたい。

ある人のけさうする女の、あさはやうにいひたり ければ、そのをとこにかはりて  
14 そこゐなきふちやはさはぐ山川のあさきせにこそうはなみもたて

この詞書は、女性から手紙を受け取った男性に代わって歌を詠んだと示している。素性  
本人が手紙を受け取ったのではなく、他人から聞いた話であったため、「けり」を用い  
たと考えられる。

〈附記〉

本章に於ける引用には以下を用いた。なお、『素性集』本文の引用は、特に断らない場  
合は装飾本に依った。翻刻がある場合は翻刻本文に、翻刻がない場合は影印本に依った。  
ただし、『素性集』諸本については影印本によって翻刻本文を改めた箇所がある。また、  
引用にあたって、私に濁点・句読点を補った。

- ・『古今和歌集』：『新編国歌大観 第一卷』（角川書店、一九八三年）
- ・『後撰和歌集』：『新編国歌大観 第一卷』

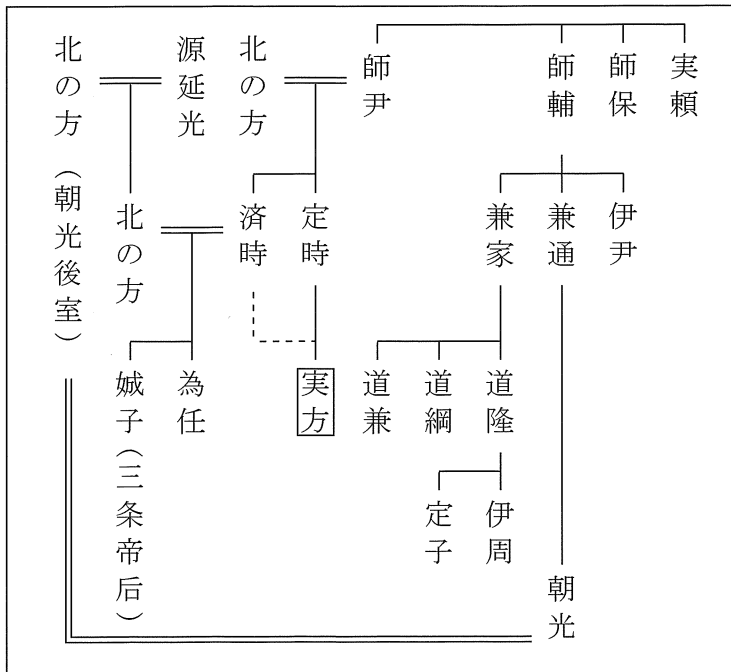
- ・ 裝飾本『素性集』：『新編私家集大成 CD-ROM 版』「素性集 III」、叢書『平安私家集七』
- ・ 西本願寺本『素性集』：『新編国歌大観 第三卷』（角川書店、一九八五年）、『西本願寺本三十六人家集 三』（墨水書房、一九七一年）
- ・ 色紙本『素性集』：『新編私家集大成 CD-ROM 版』「素性集 I」、叢書『平安私家集一』（朝日新聞社、一九九三年）
- ・ 資經本『素性集』：叢書『資經本私家集一』
- ・ 唐紙本『素性集』：『新編私家集大成 CD-ROM 版』「素性集 II」、叢書『平安私家集一』
- ・ 小堀本『朝忠集』：『新編私家集大成 CD-ROM 版』「朝忠 I」
- ・ 西本願寺本『朝忠集』：『新編私家集大成 CD-ROM 版』「朝忠 II」
- ・ 西本願寺本『能宣集』：『新編私家集大成 CD-ROM 版』「能宣 I」

## 第二章 天理大学附属天理図書館蔵定家筆『実方集』について

一 はじめに

藤原実方の歌を集めた『実方集』の伝本の中に、藤原定家筆と言われる天理大学附属天理図書館蔵定家筆『実方集』（以下、「天理本」と略）がある<sup>(1)</sup>。現存する『実方集』諸本中、最も古いものであるが歌数が非常に少ない<sup>(2)</sup>。また、様々な相違点があり、従来の諸本分類では「異本」とみなされており、『実方集』の研究にあたって、中心に据えられることは多くなかった。

まず、藤原実方とはどのような人物なのか、既に明らかにされている点を簡単に述べる



ことから始めたい。実方は生年未詳で、父定時の早世により叔父済時の養子となった。左近将監・侍従から左近中将に至り、長徳元年（九九五）に陸奥守として下向し、長徳四年に任地に没した。円融院・花山院サークルの歌人として活躍しており、源宣方・馬内侍・小大君・清少納言らと交渉があった。現在、『実方集』諸本は次のように分類されている。各系統を代表する伝本を示した。また、網掛けで示した漢字は各伝本の略号である。

## 第一系統

第一類 (a) 書 書陵部蔵 (五〇一・三〇) 本

(b) 群 書類従本：『新編大成』第一卷「実方Ⅰ」の底本

第二類 (1) 柀 形本 (叢書「平安十」所収)：書陵部蔵 (五〇一・一六九) 本の親本

(2) 素 紙本 (叢書「平安十一」所収)：書陵部蔵 (五〇一・一四七) 本の親本

(3) 色 紙本 (叢書「平安七」所収)：書陵部蔵 (五〇一・三九四) 本の親本

第二系統 素 寂 本 (叢書「素寂・西山」所収)：『新編大成』第一卷「実方Ⅱ」の底本

第三系統 (a) 資 経 本 (叢書「資経三」所収)

：承空本および『新編大成』第一卷「実方Ⅲ」の底本



(b) 承空本（叢書「承空下」所収）

第四系統 天理本（天理図書館善本叢書『平安諸家集』所収）

：『新編大成』第一卷「実方IV」の底本

片桐洋一氏・田中登氏「冷泉家時雨亭文庫蔵平安私家集系統一覽」

（冷泉家時雨亭叢書『平安私家集十二』、朝日新聞社、二〇〇八年）

第一系統は最も広く読まれた流布本で、二種五類に分類されている。前半に公的な歌が、後半に私的な歌が収められている。実方の陸奥赴任以後の歌が見られないことから、実方の没後まもなく、京に残った実方に近い人物が在京時代の実方自身の歌原稿を元に編んだものとされている<sup>(3)</sup>。

第二系統は諸本の中で最も歌数が多く、素寂本に代表される。第一系統との共通歌を含む根幹部分と増補部分から成っており、成立事情の異なる歌原稿を集成して実方の歌の総集を目指したものと考えられている<sup>(4)</sup>。

第三系統は資経本に代表される。他の系統の『実方集』に比べて詞書に異同が多く、贈答歌の場合は相手の返歌まで記すという特徴があることから、歌物語的に改編されたもの

とされている<sup>(5)</sup>。

第四系統の伝本は天理本の他に伝わっていない。後に詳しく述べるが、歌数はわずか二十八首で、天理本のみに見られる独自歌が多く、他系統の諸本との異同が多い。

このような天理本を扱った先行研究として、次の諸氏のものがある。①吉田幸一氏『国書聚影』解説（理想社、一九六二年）、②橋本不美男氏『平安諸家集』解題（天理図書館善本叢書、八木書店、一九七二年）、③増淵勝一氏「翻刻校訂・書陵部蔵『実方中将集』丙本」（平安朝文学研究、第三卷第八号、一九七七年九月）、④丸茂明子氏「定家筆本実方集の特色」（国文「お茶の水女子大学」、第六十九号、一九八八年七月）、⑤竹鼻績氏『実方集注釈』解題（私家集注釈叢刊5、貴重本刊行会、一九九三年）。なお、先行論の引用にあたっては、ここに示した番号と諸氏の名前で示す。

これまで、天理本の成立について大きく分けて二つの見解が示されている。一つは『実方集』諸本との間に見られる共通点に着目して、他の『実方集』や何らかの歌原稿からの抜粋と見るものである。もう一つは相違点に着目して、新たな基準で再構成されたとするものである<sup>(6)</sup>。今のところ明確な結論が導き出されたわけではないが、④丸茂明子氏の論考は天理本そのものの解釈を試みており、成立に関して「（稿者注…枇杷邸の人物を重視

する、円融院関係歌が多い、中宮定子女房周辺と思われる詠歌が多い、実方を「少将」と記すといった特徴から、) 枇杷邸と定子女房周辺に直接関係し、実方の少将時代をよく知っている人物が、手許の歌稿に他伝本からの補足を加えて定家筆本を編集したのではないかと指摘しており、新たな視点で論じたものとして注目に値する。

稿者は天理本の成立を考える上で、抜粋か再構成かという二者択一にこだわるべきではないと考える。天理本と他系統の『実方集』との間に見られる共通点と相違点をそれぞれ分析し、天理本の特徴を正しく捉え、天理本そのものの本文を読み解く必要がある。そうすることによって、天理本『実方集』はいかにして生成したのか、またその存在がどのような意味を持つのか、自ずと明らかになってゆくと考える。

## 二 天理本と他の『実方集』諸本の共通歌

ではまず、先行論による指摘を参考にしつつ、天理本と他の『実方集』諸本の共通歌に着目する。共通歌は八首で、そのほか二十首は天理本にしか見られない独自歌である。

《表》に共通歌の歌番号と歌の一部を示し、下に諸本の歌番号を示した。

《表》

28	27	26	25	23	20	18	14		歌句
めのまへにまつもわするゝ	うきことや人も見るとて	とふたてにいまはみしとて	おぼつかかなゆめぢがをのゝ	たなばたの心ちこそすれ	かつぐのごのかけものゝ	むかしよりくものたなびく	この春はいざやまざとに		
×	×	×	×	×	×	74	×	群	
×	×	132	95	×	×	67	24	柘	
170	167	140	103	×	×	1	35	素	
×	×	×	86	×	×	×	22	色	
192	208	153	111	124	187	72	28	寂	
×	167	×	×	×	×	107	×	資	

このうち、14・23番歌は『玄玄集』と『続詞花和歌集』に、18番歌は『大斎院前御集』に採られているが、それ以外の五首は他の和歌集に見られない。また、この八首を全て収めるのは素寂本である。この点から、⑤竹鼻續氏は天理本について「既存の家集から抜粋増補したもの」である可能性を示し、中でも素寂本との関連が深いと指摘している。しかし、

歌順や詞書や歌句にも素寂本との共通点が見出されるわけではない。次に、例として天理本27番歌と『実方集』諸本の異同を、詞書と各句ごとに示した。なお、第一・二・三系統を代表する伝本として素紙本・素寂本・資経本を取り上げる。

おほきたのかた、ごふくにて のぶかたの中将

27 うきことや人も見るとてすみぞめの衣はなつもきられざりけり

素④おほおきたのかたのさぶらひにて、四月ついたちころ のぶかたの中将

① うすしとや ⑤ しられざりけり

寂④おほ<sup>は</sup>おきたのかたのおほむぶくにて、四月ついたちころに、のぶかたの中将に

① うすしとや ② 人のみるとて ⑤ しられざりけり

資④おばうへの御ぶくにて、四月一日

① うすしとや ⑤ しらずぞありける

天理本以外の諸本には「四月一日」という情報がある。また、天理本の初句は「うきことや」であるが、他の諸本には「うすしとや」とあり、天理本の本文にのみ異同がある。

しかし、天理本の全ての詞書や歌句に異同があるわけではない。先行研究においても指摘されているように、次に示す天理本14番歌の詞書は他の諸本との関連を伺わせる。

とのに、みちのぶの中將のぶかたの中將などしてすゞみにいかむなどいひける、  
少將のみいきて、こときむだちにつけざりければ

13 かはせをやさしてそこもしらねどもなつの心はへだつべしやは  
おなじはる、あはたどのにて

14 この春はいざやまざとにすぐしてむ花のみやこはをるにつゆけし

詞書によると14番歌は「おなじはる」に藤原道兼の別荘である粟田殿で詠まれたという。初句に「この春は」とあって、前の歌との関係を匂わせた書きぶりである。ところが、13番歌は四句目に「なつの心ぞ」とあるとおり夏の歌である。この二首の配列は季節を逆行しており、同時に詠まれたものとは考え難い。14番歌の下句には「花のみやこはをるにつゆけし」とあることから、この歌の背景には死別や離別といった悲しい出来事があると想像できるが、実際に何を指しているのか明確ではない。

ちなみにこの歌は、色紙本・枳形本・素寂本では歌群の中の一首として収められている。次に、他系統の伝本を代表して色紙本の19〜22番歌を次に示した。<sup>(7)</sup>

ほりかはの院の御さうそうのよ

19 むらさきのくものかけてむおもひにや春のかすみにならんものとは

おなじ比、道信の中将のおもしろきさくらにさして

20 すみぞめの衣うき世の花ざかりをりわすれてもをりてけるかな

かへし

21 あかざりしはなをやちるとこひつらむありしむかしをおもひいでつゝ

おなじころ、あはたどのにて

22 このはるはいざやまざとにすぐしてむはなのみやこはをるに露けし

色紙本19番の詞書によると、「この春は」歌は「ほりかはの院（円融院）の御さうそう<sup>(8)</sup>」と同時期に詠まれている。実方は円融院の在位中に初めて殿上を許され、円融院は公私ともに実方を非常に重んじた。この歌を詠んだとき、実方は円融院の崩御という不幸な出来

事に見舞われていた。このような状況を理解してこそ、都に留まって桜を愛でることは耐え難いとする実方の心理を読み取ることができる。従って、天理本の14番歌については、色紙本・枳形本・素寂本にあるような一連の歌群にあつたものと考えるべきである。

ただし、先にも述べたように、他の共通歌の詞書や歌句は特定の系統の本文に近いとはいえない。また、二十首もの独自歌が見られる上に、『実方集』諸本の中で最も古い伝本であるということを考えあわせると、天理本は現存するある系統の伝本から抜粋されたと考えすることはできない。天理本も他の系統の諸本と共通する実方自身の歌原稿などを元にして成立したと考えるのが最も妥当であろう。

『実方集』諸本に共通する何らかの歌原稿を想定するならば、天理本には、天理本の編纂にあつた人物の意図が反映されているはずである。次章からは、天理本を共通歌と独自歌に分類せずに全体に眼を配って検討を加えることで、天理本本文の成立について迫ってゆきたい。

### 三 他人詠の歌の多さが示すこと



天理本全体に見出される大きな特徴として、実方以外の詠歌の多さがある。詞書や他出文献などから判断すると、実方の歌は十五首（4 6 7 8 9 12 13 14 15 17 18 20 22 26 28）、実方以外の歌は九首（3 5 10 11 16 19 21 24 27）である。それ以外の四首（1 2 23 25）は、誰の歌とも判断できない歌である。

実方以外の歌の九首のうち、5・10・11・16・21番の五首は実方との贈答の中で詠まれたものである。次に例として天理本5番歌とその贈歌を挙げた。

のぶかたの中將のいとまぶみいだして、うちにもひさしうまいらざりければ

4をそりても君がとはぬはうかりけりのべどころなくおもふものから

といひたる返し

5とりわきてめしとはるなる君なればなにかは人のいかにとはいはぬ

4番歌の詞書には、「宣方中將が休暇を願う暇文を出したまま、内裏にも長く参内しなかつたので」とあって、実方が宣方に対して「（親しい間柄なのに）話し相手のいない私の元を訪れてくれないのはやりきれない」と恨みのポーズを取って詠みかけている。それを

受けて、宣方は「特にお召しに預かるあなたのためから、誰も声を掛けてくれないなどということはないでしょう」と返している。その他、天理本 10・11・16・21 番歌も実方以外の人物の歌ではあるが、実方との贈答の中で詠まれたものである。このような例は実方本人の歌に対してというよりは、ウィットに富んだやりとりそのものに対して光が当てられたことで、『実方集』に収められたと見ることができる。

次に示した 3・19・24・27 番の四首は、実方以外の人物の歌が独立して収められている。ただし、その歌が詠まれた状況を確認してゆくと、実方と非常に深い関係が見出されるものばかりである。

少将なりしとき、うさのつかひにまかりてみづゝのとぶらせ給て

大将のきたのかた

3 みつゝのみあかでこひしきゝみなればまつべきほどの心をもくめ

大将のおんむすめをかたらふを、ゆるされずいはるゝを、こさへいできにけるを、

きたのかた、うりをこにいれてをこせたまへり

19 いかならむおもひしこまのうりなれどこのこのうちにいりにけるかな

あぜちの大納言の、かつらといふところに、雨ふるにいきて

24 いにしへはたがふるさとぞおぼつかなやどもるあめにとはまほしけれ

おほきたのかた、こふくにて、のぶかたの中将

27 うきことや人も見るとてすみぞめの衣はなつもきられざりけり

3 番歌は永観元年（九八三）、実方が宇佐八幡宮へ奉幣使として下向した際、「大将の北の方」が「みづゝの」に滞在中の実方の安否を気遣って詠んだ歌である。永観元年の時点で大将の任にあったのは『近衛府補任』（市川久氏編、続群書類従完成会、一九九二年）によれば、養父藤原濟時と藤原朝光が挙げられる。濟時の北の方は実方の義理の母にあたる。また、朝光の後室は、実方にとっては祖母にあたる源延光の未亡人であり<sup>(9)</sup>、父を失った幼い実方を延光の形見である枇杷邸に引き取って養育している<sup>(10)</sup>。「すぐに会うことができる状態でも恋しく思うあなたのことを、遠く離れた状態で待ち続けなければならぬ私の心を思い遣ってくださいね」と、実方の帰京を心待ちにする人物として、濟時の北の方と朝光の後室のどちらかに特定することは難しい。ただどちらと考えても、遠く離れた我が子・我が孫の無事の帰還を願った歌とみることができらう。

19 番歌は、通うことを禁止されていた「大将のおんむすめ」との間に子どもができてしまったことを受けて、大将の北の方が実方に対して詠んだ歌である。ここでも大将の北の方とは、済時の北の方が朝光の後室のいずれかであろうと思われる。とはいえ、実方が姉・妹同然の済時の娘に懸想したとは考え難く、ここでは朝光の後室を指すと思われる<sup>(11)</sup>。朝光の後室は済時の北の方の母親であるから、実方との間に直接の血縁関係はない。しかし、先述の通り朝光の後室は実方を養育している。朝光の後室が自分の娘のもとへ「孫」である実方が通ってくることを禁じていたという状況は十分に考えられるだろう。

次の24番歌は、按察使大納言が雨の最中に桂へ行った折に詠んだものである。実方は按察使にも大納言にも任じられたことがない。この歌は『拾遺和歌集』（雑賀・1205）に藤原朝光の歌として、「まかりかよふ所の雨のふりければ」という詞書で入集している。朝光は永延二年（九八八）より大納言に按察使を兼ねていることから、この歌は朝光が実方に対して詠んだものと考えられる。朝光は済時らと酒を通じて親しい関係にあった。また、先述の通り実方は幼い頃に朝光の後室に育てられており、実方と朝光も親しい間柄にあったと思われる。

最後に27番歌である。源宣方が「大北の方」の喪に服している折に詠んだ歌である。詞

書を見る限りでは実方の姿はほとんど看取されない。⑤竹鼻績氏によると、実方にとって「大北の方」にあたるのは、(1)実方の父方の祖母である師尹の北の方、(2)濟時の祖母である延光の北の方、(3)実方の母方の祖母である雅信の北の方のいずれかの可能性があるが、(1)(2)は実方の没後も生きており、(3)は時期的に照合しないという。このようなことから、「大北の方」は誤りで、素寂本の注記や資経本のように「おぼ北の方」とあるのが正しく、源延光の北の方を指すという。とするならば当歌は、宣方が祖母を失った悲しみの癒えない実方に対して「衣替えをして喪服を着られなくなることはやりきれないことだよ」と詠んだものと考えられる。

ここまで述べてきたように、他人詠の多さは天理本『実方集』の大きな特徴として挙げられる。しかし、実方との贈答歌や、実方の肉親と深く関わる歌がその大部分を占める。天理本に他人詠が多いのは、天理本の成立に関与した人物が実方を家集の中心人物だと見なしつつも、実方とその周辺で繰り広げられたやりとりに対して興味を抱いたためである。このように見ると、天理本『実方集』は実方だけでなく、その周辺人物の歌をあえて収めた家集と見るべきだと考えられる。

#### 四 「との」と「このわたり」が指し示すもの

以上に示した天理本の成立に関する可能性をさらに高める例がある。次に示す天理本冒頭歌の詞書である。

あめふりて、とのもかたゝがへにいでてかへらぬ、のぶかたの中將、よべこのわ  
たりにけむぎのものゝありけるもしらず。女房たち、ものうしなひてなむといひ  
たれば

1 雨もらぬものとする / みかさやままづわれにしもきするぬれぎぬ

この詞書は少し複雑である。詞書の最後に「といひたれば」とあって、その発言部分をどのように見るかによって、発話者だけでなく話の内容までも大きく変わってしまう。ここでは二つの可能性を示しておきたい。一つ目は「よべこのわたり」を発言の始まりと見た場合である。すると、「ものうしなひてなむ」までの全てが宣方の言葉で、「雨が降っていて、殿も方違えに出かけていて不在の折、宣方中將が『昨夜、この辺りに盗みの疑いの

ある者がいるということも知りませんでした。女房たちの物がなくなったようです。』と言ったので（実方が詠んだ歌）」と解釈される。二つ目は「ものうしなひてなむ」のみを発言部分と見た場合である。すると、この言葉は女房たちが実方あるいは宣方に向けたものとして、次のように解釈される。「雨が降っていて、殿も方違えに出かけていて不在の折、宣方中将は、昨夜このあたりに盗みの疑いのある者がいるということも知らなかった。女房たちが「物がなくなったようです。』と言ったので（実方あるいは宣方が詠んだ歌）」。

この詞書には周知のことのように「との（殿）」という呼称が出てくるが、冒頭歌であることも手伝って誰を指しているのか明らかではない。また、「このわたり」とはどこを指すのかも明らかでない。さらに、二つ目の可能性の場合、歌の詠み手が実方なのか宣方なのか、確定することが難しい。

素直に考えるなら、『実方集』は実方の家集であるから、この「との」は実方を指し、天理本は実方を「との」と呼ぶ人物によって編纂されたとするのが最も穏当な見方であろう。しかし、天理本において実方は「との」と呼ばれない。次に天理本13番歌を示した。

とのに、みちのぶの中将のぶかたの中将などして、すゞみにいかなむといひける、

少将のみいきて、こときむだちにつげざりければ

13 かはせをやさしてそこともしらねどもなつの心ぞへだつべしやは

詞書によると、「少将」には道信中将や宣方中将などとともに、「との」に涼みに行く計画があつたらしい。しかし、実際に出かけたのは少将だけであつたらしい。ここでは実方は「少将」として登場している。この部分では「との」を、屋敷とも屋敷の主とも解釈しうるが、いずれにしても実方自身と結びつけることはできない。

それでは、実方・道信・宣方らが入り出ていた「との」とはどこ（あるいは誰）を指すのであろうか。詞書の書きぶりから見て、実方らは屋敷の主や屋敷の女房たちと親しかつたようである。これらの歌が詠まれた時期として、実方と宣方がともに京都に健在であつた折でなくてはならない。実方は正暦六年（九九五）に陸奥に赴き、宣方は長徳四年（九九八）に亡くなっている。このような点から、天理本冒頭歌の「との」とは屋敷を持ち一家を構えており、正暦六年時点で都に健在で、実方や宣方と親しい関係にあつた人物と考えられる。

ここでまず思い浮かぶのは、実方の養父濟時である。濟時は小一条家の主で、貞元二年



(九七七) から亡くなる長徳元年(九九五)まで、長く近衛大将の任にあった。陸奥下向の直前まで左中将であった実方にとっても、亡くなる直前まで右中将であった宣方にとっても、済時は直属の上司であった。もちろん、近衛府の上官と部下というつながりを親しい関係と見なすならば、藤原朝光(貞観二年「九七七」)と永延三年「九八九」、左大将)や、藤原道兼(永祚二年「九九〇」)と長徳元年「九九五」、右大将)、藤原道隆(永延三年「永祚二年、左大将」)らも「との」に当てはまることになる。朝光は天理本19番歌では「大将」、24番歌では「あぜちの大納言」と呼ばれており、「との」を朝光とするならば、同一人物に対して三種類の呼称が存在することになり不自然である<sup>(12)</sup>。また、他人詠の多さが天理本の特徴ではあるが、天理本もあくまでも実方の家集である。やはり「との」とは、実方の最も身近にいる養父済時のことであって、「このわたり」とは済時の屋敷を指すと考えるべきであろう。

次に歌自体にも着目したい。この歌を理解する上で重要な鍵となるのは、第三句の「みかさやま」という表現である。「みかさやま」とは本来、奈良春日大社の裏にある「三笠山」を指すが、天皇の「御蓋」として天皇を護衛する近衛府の大將・中将・少將の異名としても用いられた。ここで「みかさやま」にふさわしい人物として実方・宣方・済時の三

者が考えられる。実方は永観二年（九八四）から寛和二年（九八六）に左少将の官に在り、右馬頭を経て正暦二年（九九一）に右中将に昇った。その後左中将に転じ、長徳元年（九九五）の陸奥下向の直前までその任にあった。宣方は永延元年（九八七）から正暦五年（九九四）の間は右少将で、正暦五年に右中将に転じたのち長徳四年（九九八）に亡くなるまで任にあった。「みかさやま」を実方か宣方と考えるならば、「あなたたちは、私が御蓋として天皇をお守りする近衛中将（少将）で雨漏りなどしない（間違いないなど起こさない）と知っていないながら、早速にこの私に盗みの濡れ衣を着せるのですね」と詠んだことになる。一方、済時と考えるならば、「あなたたちは、ここが御蓋として天皇をお守りする近衛大将の屋敷で雨漏りなどしない（間違いないなど起こらない）と知っていないながら、早速に私に疑いの濡れ衣を着せるのですね」と解釈される。現段階で「みかさやま」を実方か宣方か済時の誰かに確定することはできない。しかし、宣方と済時邸の女房たちによる内的な贈答歌と見なすことには戸惑いを覚える。天理本もあくまでも『実方集』なのである。また、詞書にはその現場にいなかった済時の状況まで細かく記されている。済時が歌の理解に欠かせない存在であることを物語っているかのようである。このようなことを考え合わせると、天理本冒頭歌は天皇の御蓋として、日々厳しく警護にあたる済時の屋敷で疑いの

濡れ衣を着せられるという慮外の出来事に遭遇した実方あるいは宣方によって詠まれたものと考えられるのではないだろうか。

ここに取り上げた冒頭歌は、「との」とは誰なのか、どのような身分の人物なのか、「このわたり」とはどこを指すのかをあらかじめ知っておかなければ、正しく理解することは困難である。詠まれた場に密接した歌だと言い換えることもできるだろう。詳しい詠歌事情を知らない読者にとっては不親切な歌だと感じられるかもしれない。このようなことから、天理本の成立には、実方周辺の状況に非常に詳しく済時を「との」と呼ぶ人物が関わっていると思われるのである。

それでは次章において、天理本にどのような人物が登場するのかを確認し、天理本の成立に関わった人物の意図するところを更に探っていきたい。

## 五 天理本生成の場について

次に、天理本に見られる実方以外の登場人物を挙げた。上段には天理本における呼称を挙げ、下段には想定される人物名をそれぞれ示した<sup>(13)</sup>。

との	1	藤原濟時か
宣方	1、4、13、27	源宣方
女房たち	1	藤原濟時邸の女房か
大将の北の方	3、19	藤原朝光の後室または藤原濟時の北の方
中宮のわたりにある人	6	定子の女房か
登花殿の局の主の君	7	定子の女房か
でんの御方	9	不明
うへ	10	円融天皇
民部の乳母	11	藤原濟時女城子の乳母
道信	13	藤原道信
右近の内侍	15	定子の女房か
大将の御娘	19	藤原朝光女か
大将の北の方	19	藤原朝光の後室か

為任 20

濟時男藤原為任

中宮の宰相の君 22

定子の女房か

按察使の大納言 24

藤原朝光か

大（「をば」か）北の方 27

朝光の後室か

頼光 28

源頼光

歌人として名高く、実方と同時期に近衛府に官を得ていた源宣方・藤原道信や、中宮定子の女房らが多く登場しており、実方の交友関係に留意されていることが見て取れる。そして、実方の肉親に当たる人物、養父濟時とその北の方、実方の義理の兄弟姉妹である為任と城子、実方を養育した朝光の後室が非常に多く登場する。

天理本の成立に関わった人物として、濟時を「との」と呼び、濟時や実方の状況を熟知した者が有力であるということは前にも述べた。ちなみに、天理本以外の『実方集』諸本では、濟時を「との」と呼ぶことはない。例えば、素寂本に濟時は十三箇所に見えるが、「大将（大将殿・右大将）」、もしくは「小一条殿」と表される。つまり、天理本以外の諸本では、濟時は『実方集』における主要な登場人物ではあるが、あくまでも実方の周辺

人物の一人である。天理本『実方集』は実方個人の名前を冠した私家集ではあっても、実方個人の交友関係に対してだけでなく、濟時や実方の属するグループに対する興味や関心をも原動力にして編まれたと考えられるのである。先行研究においても指摘されているように、現在の天理本の歌数の少なさや詞書の不親切さは、天理本が未精選なものであり、大きな欠損を受けたことによるとみることが出来る。そのような可能性を加味した上でも、現在の天理本『実方集』が成立した当時——実方の存命中もしくは死後まもなく——の私家集の成立のあり方と密接に関わっているのではないだろうか<sup>(14)</sup>。

同列に論じることができないが、天理本『実方集』のあり方は集団の家集と呼ばれる『大斎院御集』に通じるのではないかと思われる。『大斎院御集』は大斎院と呼ばれた選子内親王の私家集であるが、選子内親王の歌を含まない部分があり、選子内親王を中心とする大斎院家とその周辺の人々の贈答によって成り立っている。『大斎院御集』は選子内親王を集団の中心にして首尾一貫して整然とまとめられているが、天理本『実方集』には杜撰さが目立ち、完成度としては明らかに『大斎院御集』の方が高い。とはいえ、天理本『実方集』も『大斎院御集』も、ある人物が自分の属するグループ内で詠まれた歌や出来事を書き留めているという点では一致している。あるいは天理本『実方集』は、多様な形態の

家集が生み出されていた当時の状況と深く関わっているのではないだろうか。

## 六　むすびに

文学作品を読むにあたって、「異本」系統とされる伝本に対して従来の系統論で向き合うと、あまりにも「異本」としての要素が多く、しばしば行き詰まりや挫折を味わう。これは、私家集に限ったことではないだろう。「異本」を異なる本として距離をおいて見るのではなく、そのような本文がどのようなようにして生まれたのか、歩み寄って丁寧に見ていく必要がある。これまで、「異本」に着目した研究は様々な分野でなされてきたが、まだ研究の進んでいない作品も少なくない。例えば、和歌の分野においては、冷泉家時雨亭叢書の刊行などによって、数多くの「異本」系統の伝本が紹介されている。その背後には、平安時代における多様な和歌集の生成・書写・享受のあり方が潜んでいると思われる。今後は、従来の系統論などにとらわれず、平安時代の文化の多様性を見据えた「異本」研究を進めてゆく必要があるだろう。

〈注〉

(1) 『国書聚影』解説 (理想社、一九六二年)、『平安諸家集』解題 (天理図書館善本叢書、八木書店、一九七二年) には影印が、『新編私家集大成 CD・ROM 版』 (エムワイ企画、二〇〇八年) には翻刻が収められる。

(2) 竹鼻績氏 『実方集注釈』解題 (私家集注釈叢書 5、貴重本刊行会、一九九三年)。

(3) 岸上慎二氏 「藤原実方の家集について (一) — 集の形態と成立 —」 (語文 (日本大学)、第十輯、一九六一年四月)、増淵勝一氏 「流布本「実方集」の原型本文をめぐって — 書陵部蔵「実方朝臣集」丙本の性格」 (文教大学女子短期大学部研究紀要、二〇、一九七六年十二月)、仁尾雅信氏 「実方集原型甲本の形態と編纂意図 — 清少納言との関係 —」 (『講座平安文学論究第一輯』、風間書房、一九八四年九月)、仁尾雅信氏 「実方集甲本系諸本の性格 — 甲本の伝本群 —」 (山辺道、第三十六號、一九九二年三月)、竹鼻績氏 『実方集注釈』解題。

(4) 仁尾雅信氏 「書陵部蔵『実方中將集』 (桂宮戊本) について — 藤原実方集伝本研究 (一) —」 (国文学攷、第七十五号、一九七七年六月)、竹鼻績氏 『実方集注釈』解題。



(5) 仁尾雅信氏「実方集己本の歌物語化志向とその形成」(山辺道、第二十六号、一九八二年三月)。

(6) 天理本の成立に関して、①吉田幸一氏は意見を特に述べていない。②橋本不美男氏は、「名門に生まれ歌才も豊かで社交性に富んでいた実方、しかも不遇のうちに辺地で没したわけである。これを偲んで幾人かの手により、それぞれ独自の形の変った実方集が他撰される可能性は十分あろう」としながらも、素寂本系統に近い資料群からの「何らかの目的による抜粹という推定も可能になる」と指摘し、明答を控えている。③増淵勝一氏は「他本に収載された歌の題材や詠作時期は同じであっても、別の人物や異なる方面からの製作がなされているものもあり、「一書」「別伝」の趣がある」とし、明確な根拠は示していないものの、他系統の伝本とは異なる基準で編まれた可能性を指摘している。⑤竹鼻績氏は天理本14番歌の詞書に着目して、「現存諸本の中では建治本(稿者注・素寂本)と共通する歌が多いだけでなく、建治本の増補歌である「たなばたの」の歌を有し、両本は何らかの関係がある」として、既存の家集からの抜粹と考えている。

(7) 枳形本では22く24番歌、素寂本では25く28番歌にあたる。

(8) 素寂本は、「ほりかはの院」を「ほりかはのきさき」とする。

(9) 源延光は天延四年(九七六)に亡くなった。北の方は未亡人となり延光の形見の枇杷邸に住んでいたが、後に親子ほど年の違う左大将藤原朝光の後室となった。

(10) 「宰相(稿者注・濟時)の甥の実方の侍従も、この宰相を親にしたてまつりたまふ。この姫君(稿者注・娥子)の御兄にて、男君は長命君といひておはす。大北の方(稿者注・延光室)とりはなちて枇杷殿にてぞ養ひたてまつりたまひける。」(『栄花物語』、巻第一、月の宴)

(11) 増淵勝一氏もこの場合の大将の北の方は朝光の後室を指す可能性が高いと指摘している(「藤原実方初期詠草考」、並木の里、第十九号、一九八〇年六月)。

(12) 濟時も太政官職に就いており、『栄花物語』などでは「小一条の宰相」と呼ばれているが、天理本以外の『実方集』諸本では専ら「大将」「右大将」と呼ばれる。例として、素寂本に見られる濟時に対する呼称を以下に示す。「大将(同じ大将も含む)」「七例、「大将殿」二例、「小一条殿」一例、「右大将」一例、「同じ殿」一例、「同じ所」一例。

(13) 実際の人物名は、『実方集』以外の他出文献のほか、①丸茂明子氏や⑤竹鼻績氏などの説を参考にした。

(14) 天理本には陸奥下向後の歌がない。実方が陸奥へ出発する直前に源頼光に贈った歌が最も新しいものである。

みちのくにゝいでたつほどに、よりみつ朝臣のきて、あふぎをゝとしてけるにやるとて

28めのまへにまつもわするゝあふぎかなわかれはえこそうしろめたけれ

〈附記〉

本章に於ける引用には以下を用いた。私に句読点・濁点を付したり、表記を改めた箇所がある。

- ・『拾遺和歌集』：『新編国歌大観 第一巻』（角川書店、一九八三年）
- ・天理本『実方集』：天理図書館善本叢書『平安諸家集』（八木書店、一九七二年）、『新編私家集大成 CD・ROM 版』第一巻「実方Ⅳ」（エムワイ企画、二〇〇八年）
- ・素紙本『実方集』：叢書『平安私家集十一』（朝日新聞社、二〇〇七年）
- ・色紙本『実方集』：叢書『平安私家集七』（朝日新聞社、一九九九年）
- ・素寂本『実方集』：『新編私家集大成 CD・ROM 版』第一巻「実方Ⅲ」、叢書『素寂本私家集

西山本私家集』(朝日新聞社、二〇〇四年)

・資経本『実方集』：『新編私家集大成CD・ROM版』第一卷「実方Ⅱ」、叢書『資経本私家集三』(朝日新聞社、二〇〇三年)

本章は平成二十三年度京都大学国文学会における発表にもとづくものである。席上ならびに懇親会などにおいて、ご質問・ご教示をいただいた諸先生方に感謝申し上げます。

### 第三章 冷泉家時雨亭文庫蔵坊門局筆本私家集について

#### 第一節 坊門局筆本私家集の成立 — 坊門局による書き入れを通して —

##### 一 はじめに

私家集といえば、藤原公任の「三十六人撰」に基づく三十六人集が思い起こされるだろう。古くから西本願寺本、正保版歌仙歌集本、群書類従本、御所本などが有名であるが、冷泉家時雨亭叢書の刊行により、いくつもの私家集群が新たに知られるようになった。その一つが第一章において取り上げた唐草裝飾本（叢書『平安私家集七』所収）であるが、他にも資経本（叢書『資経本私家集一〜四』所収）、坊門局筆本（叢書『平安私家集三』並びに『中世私家集一』等所収）、真観本（叢書『平安私家集八』所収）、擬定家本（叢書『擬定家本私家集』所収）などの性格の異なる私家集群がある。

本章ではそのうち、坊門局によって書写された坊門局筆本私家集を取り上げる。坊門局

とは藤原俊成の女で藤原定家の異腹の姉に当たる人物である。現在坊門局筆本として知られているのは『唯心房集』『兼輔中納言集』『源順集』『元輔集』『平兼盛集』『能宣集』『源重之集』『興風集』『清正集』『近衛大納言集』の十家集である。これら坊門局筆本私家集は坊門局が俊成の監督下で書写し、後に定家の手に渡ったものと考えられている<sup>(1)</sup>。それは、坊門局筆本に俊成・坊門局・定家の書き入れが見られるためである。これまでは定家・俊成の書き入れに着目されることが多かったが、分量としては坊門局のものが最も多い。稿者は、主に坊門局の書き入れに着目することによって、何故坊門局筆本が書写されたのか、坊門局はどのような態度で書写にあたったのか、という成立に関することを明らかにしたいと考える。

## 二 坊門局筆本私家集について

まず、この私歌集群が坊門局の筆よるものと認定された経緯を、先行研究を引用しつつ確認したい。先にも述べたが、冷泉家に所蔵される伝本を中心に十家集が坊門局筆本私家集と認定されている。そのうち『唯心房集』のみ影印が全公開されていないが、定家によ

つて内題・勘物・識語が付されていることが、『書道全集』『古筆手鑑大成』などに収められる図版によって確認することができる。<sup>(2)</sup>次に坊門局筆本『唯心房集』の巻頭に付されている定家の勘物を挙げた。定家はここに大原三寂の一人、唯心房寂然（藤原頼業）の閲歴を記している。

唯心房集

俗名頼業 丹後守為忠朝臣末子

近衛院東宮藏人 左近将監  
二藤

踐祚以後叙爵

巡年仕老岐即辞退

不經幾年出家居大原

また、巻末の識語に次のように記している。

此集以作者自筆之本

八条院坊門局 下官大姉 所書写也

「下官」とは定家自身の卑称である。この『唯心房集』は唯心房寂然の自筆本を姉の坊門局が書写したものであると定家自身が述べしている。そのため、この『唯心房集』と一揃

いの私家集群が坊門局による書写本と認定されたのである。また、歌本文には俊成が傍注を加えた箇所があると指摘されている。古くは松下太虚氏が次のように述べている。

寂然法師の歌集で、法師俗名を藤原頼業云々は巻頭に定家の書ける通りである。料紙は素紙、卷子本で、奥書の定家の筆によつて、その姉八条院坊門局の筆たることを証される。なほ所々に父俊成が歌をかき入れた所もあつて、親子三人の書の集まれる、珍らしくも貴重なる巻物である。（『書道全集』第十六卷、平凡社、一九三一年）

さらに、久曾神昇氏や田中登氏らがその箇所について述べている。<sup>(3)</sup> 田中登氏の所論を引用する。

『私家集大成 中世Ⅰ』「寂然Ⅰ」の歌番号でいえば、12番に該当する歌の右傍に、明らかに俊成の筆と認められる筆蹟で、次のような注記が記されている。（「は行の変わり目を示す。以下同）。

よのなかつねなきもの  
つねならぬよのことはりをおもはすはいかでかは「なのちるにたへまし

坊門局が「つねならぬよのことはりを」と書写した初・二句の部分を、俊成が「よのなかつねなきものと」と訂正しているのであるが、こうした事實は、この坊門局による『唯心房集』の書写作業が、俊成の監督の下に行われたものであることを、如



実に示しているといえよう。

(田中登氏「解題」、叢書『平安私家集三』)

また、坊門局筆本『元輔集』の末尾には、「承安五年五月廿四日、さい宮のおはします四条まちのこうちの」ではじまる坊門局による書写奥書がある。この承安五年(一一七五)時点で、俊成は六十一歳、定家は十四歳である。坊門局は定家より二十歳以上年長で、三十代半ばから三十代の後半であったとされる<sup>(4)</sup>。また、坊門局筆本の所々に俊成による書き入れが見られることから、元久元年(一二〇四)以前に書写されたことも間違いないと考えられている<sup>(5)</sup>。

それでは、次章から坊門局筆本『兼盛集』を取り上げて、特に書き入れに着目して坊門局の書写態度を明らかにしたいと考える。何故『兼盛集』を取り上げるかというと、坊門筆本『兼盛集』の書き入れは分量・内容ともに豊富で、全ての坊門局筆本私家集に共通する性質を明らかにするのに最もふさわしいと考えるからである。

### 三 平兼盛と『兼盛集』について

坊門局筆本の書き入れを精査する前に、平兼盛と『兼盛集』に関して簡単にまとめてお

きたい。平兼盛は『本朝皇胤紹運録』『尊卑分脈』などによると光孝天皇の玄孫で、興我王の孫、平篤行の子息である。<sup>(6)</sup> 生年は未詳であるが高橋正治氏や徳原茂美氏は延喜八年（九〇八）の生まれと仮定している。<sup>(7)</sup> 没年は『三十六人歌仙伝』によると、正暦元年（九〇〇）十二月である。『後撰和歌集』時代に広く活躍し、天曆十年（九五六）の「麗景殿女御歌合」や「宣耀殿女御瞿麦合」などに主要な歌人として出詠している。天徳四年（九六〇）「内裏歌合」において壬生忠見と番えられ、『百人一首』にも採られた和歌「忍ぶれど色に出でにけりわが恋は物や思ふと人の問ふまで」と、それにまつわるエピソードは非常に有名である。『後撰和歌集』以下勅撰集に八十三首入集し、三十六歌仙の一人に数えられる。

家集の『兼盛集』は、次のように大きく三類に分類されている。ここではどの系統が古いか、本来的なものかといったことには重点を置かないので、本節では各系統の特徴を先行研究に基づいて簡潔にまとめるにとどめる。なお、網掛けで示した漢字は本節における各伝本の略称である。

第一類

(1) (a) 正 保版歌仙家集本

(b) 書 書陵部藏 (五〇六・八) 本

… 『新編大成』 第一卷「兼盛Ⅰ」および『新編大観』 第三卷の底本

(2) (a) 真 観本 (叢書「平安八」所収) … 書陵部藏 (五〇一・一六四) 本の親本

(b) 資 経本 … (c) 擬定家本の親本。現在は断簡となって諸家蔵

(c) 擬 定家本 (叢書「擬定家」所収) … 書陵部藏 (五〇一・一二) 本の親本

第二類

(1) 西 本願寺本 … 新編『大成』 第一卷「兼盛Ⅱ」の底本

(2) 彰 考館本

第三類

坊 門局筆本 (叢書「平安三」所収) … 『新編大成』 第一卷「兼盛Ⅲ」の底本

片桐洋一・田中登「冷泉家時雨亭文庫蔵平安私家集系統一覽」

(叢書『平安私家集十二』、朝日新聞社、平成二十年八月)

第一類本は大きく二種に分けられる。(1)の系統は冒頭に永観三年(九八五)二月十三日の「円融院紫野子日行幸」の和歌序と和歌を配する。諸本の中で最も歌数が多いため、『新編国歌大観』や注釈書の底本としてしばしば用いられてきた。前半部(1〜104)と後半部(105〜210)に大きく分けられ、前半部は四季歌・恋歌・雑歌と屏風歌・歌合歌が大きな歌群を形成しつつ収められている。後半部分は大嘗会風俗歌・紙絵の歌・屏風歌などを収める。(2)の系統は従来、近世に書写された宮内庁書陵部蔵本によって知られていたが、近年、冷泉家時雨亭文庫所蔵の伝本によってさらに成立が遡ると指摘された。配列・所収歌ともに、(1)の系統とほぼ同様であるが、「円融院紫野子日行幸」の和歌序がない、後に増補されたと思われる歌(103・104)がない、などの特徴がある。

第二類本は第一類本における後半部分とおおむね一致する。ただし、(1)西本願寺本には一類本末尾にある恋歌歌群が無く、かわりに他本にない歌十二首(99〜110)が置かれている。ただ、この十二首を兼盛の歌と見るには年代的に合わず、別人の家集の一部ではないかと考えられている。(2)彰考館本は西本願寺本の冒頭部に他本にはない賀歌六首がある。その後の内容は西本願寺本とほぼ同一であるが、巻末の十二首は存在しない。

第三類本が坊門局筆本である。はじめの九首は西本願寺本の冒頭部と一致する。この系

統のみの独自歌は一首もない。総歌数百六十首。

#### 四 坊門局筆本『兼盛集』の書き入れの分類

さて、前置きが長くなったが、ここからは坊門局筆本『兼盛集』の書き入れに関する考察に移りたい。一口に「書き入れ」と言っても様々な性質のものがある。それらは次のように分類することができる。

- ① 重ね書きによる訂正
- ② 見せ消ちによる訂正
- ③ 本文脇の文字補入
- ④ ママ注記
- ⑤ 異本注記
- ⑥ 写本全体に対する附言

この分類は坊門局筆本私家集全体にも適応できるので、それぞれ例を挙げて簡単に説明を加える。なお、本文と書き入れを区別するため、引用の際には書き入れをゴシック体の太

字で示している。

①重ね書きによる訂正は三箇所に見られる。次に挙げたものがそれに当たる。もと「かぜごひしき」とあったところ、「ぞ」を「の」に訂正して、「かぜのごひしき」という本文に改めている。

七月七日よひのほしあひみて、あしたに

51あまのがはくべのきりになかわけてほのかにみえしかぜの（「ぞ」の上に「の」を重ね書き）ごひしき

②見せ消ちによる訂正は二十二箇所に見られる。次の例は詞書「よめる」の「め」を見せ消ちにして「よみける」に改めている。

しらかはのせきこえてよみけめる

20たよりあらばいかでみやこへつげやらむけさしらかはのせきはこえぬと

③本文脇の文字補入は十九箇所に見られる。文字・表現の補入や、見せ消ちを伴わない訂正などが当たる。一文字・一単語の短いものもあれば、長文のものもある。次に示すのは「大舎人ひきゐて」を「内侍殿に参りたるに」の前に補った比較的長いものである。

大けもちなるとき、御かき申おほどねりひきゐてにないしどのにまいりたるに、いとおかしげなるうりをつゝみていだしたるに

15 山しろのこまのわたりをみてしがなうりつくるらむ人のかきねを

④ママ注記は十二箇所に見られる。「本」「本のまゝ」と記するものがほとんどである

が、中には「心えねど本のまゝなす」などと坊門局の所感を併記するものもある。

8 とみゆかのかさずにまさりゆくきみがよにあつかふ人もたのもしきかな

しらすのはま

66 きみがよのかずともとらむきのくにのしらすのはまにしけるいしを

⑤異本注記は十二箇所に見られる。次に示した114番歌の場合、親本にある詞書「むさしのにいでゝかりしたるところ」は和歌本文にそぐわないと判断して右傍に「これひがごと」と記し、その上で異本との校合によって知り得た詞書「みこたちのべにいでゝかりしたるところ」を左傍に記している。

むさしのにいでゝかりしたるところ これひがごと

ある本にはみこたちのべにいでゝかりしたるところとあり

114 はるたてばねのびをぞずるとしをへてひさしきことはまつをもとめむ

⑥写本全体に対する附言は二箇所にある。後に詳述するためここでは例を挙げないが、

親本に対して不審を表したり、他の伝本を参照するようにと促したりするものである。

稿者がこのように分類する坊門局筆本『兼盛集』の書き入れについて、田中登氏は次のように指摘している。

外題は表紙中央に「平兼盛集」と定家風に記すが、内題は坊門局が扉中央に「かねもり」と仮名書きにする。その他、本文には処々に書き入れが見られるが、これも本文同様に坊門局の手になるもの。一方、集付の方は定家のものとみて差支えなからう。

(田中登氏「解題」、叢書『平安私家集三』)

田中登氏は本文中に見られる集付以外の書き入れを、全て坊門局の手になるものと判断している。氏の指摘に従うならば、『兼盛集』については、俊成は書き入れや訂正を行わなかったことになる。確かに、『兼盛集』には俊成が好んで用いたという片仮名による訂正は見られない。しかし、坊門局筆本『兼盛集』にも見られる①重ね書きによる訂正は定家によく見られる訂正方法であるし、<sup>(8)</sup>事実、他の坊門局筆本私家集には明らかに俊成や定家のものと判断できる書き入れや訂正が見られる<sup>(9)</sup>。また、「坊門局による書き入れ」とは言っても、一字・二字程度の簡単な訂正の場合、親本に既にあつた訂正をそのまま書き写したのか、坊門局が訂正すべきと判断して新たに書き加えたのか、はたまた坊門局自身の書き損じを自ら訂正したのか、区別することは難しい。



このような理由から、ここでは①②③の書き入れは、今回の考察から除外したことを予め断っておきたい。坊門局筆の書き入れのうち、④ママ注記と⑤異本注記と⑥写本全体に對する附言に着目して、坊門局がどのように『兼盛集』を書写したのかを探つてゆく。

## 五 親本に対する不審

まず、⑥写本全体に對する附言を確認したい。これは、坊門局筆本『兼盛集』中に二箇所に見られ、坊門局が親本として用いた伝本について所見を述べている。一箇所目は二十八丁表左端、150番歌の後の余白に次のように記している。

こと本にみあはすべし、ひがごとゆゝしと本にあり、まことにさがなき本にてかきはじめたりけるなり、こと本はこれよりおく上に候ぞ

この注記から、坊門局が親本とした伝本には「間違いが多く異本と見合わすように」と記されていたことがわかる。そして、そのような誤りの多い伝本を親本にして書写したことを坊門局が後悔している様子が窺われる。さらに、頁が変わった二十八丁裏の右端には次のように記している。

かきさしたるやうにおぼえて、なほこと本なるをかく

親本の通り150番歌までを書写したものの、書き終えたような気がしなかつたので、さらに「こと本」にある歌を書き加えたという。坊門局が150番歌で筆を置くことを、「かきさしたるやう」だと判断したのは根拠の無いことではない。137〜148番歌の十二首はひとまとまりの月次屏風歌で季節の順に収められている。それに続く149・150番歌は、鶯の初声と若菜の歌である。

149 いつしかとまちしもしるくはるくればこゑなつかしきけふにもあるかな

二月わかなつむ

150 あしひきの山かたつくるいゑるにはまづひとさきにわかさをぞつむ

149番歌は一年の始まりを詠んだものである。他の『兼盛集』諸本によると二首とも137〜148番歌とは別の屏風歌（内裏屏風歌）の一部で、坊門局筆本にはないが、150番歌に続けて「桜」「惜桜」「藤花」「郭公」などを題材にした歌が季節の進行に従って収められている。確かに坊門局筆本150番歌を家集の締めくりとするには中途半端である。坊門局がその点に不審を抱き、異本から歌を補ったのは無理からぬことと言えよう。坊門局は150番歌に続けて「こと本」から計十首（151〜160）を補っているが、田中登氏が「内裏屏風歌を書写し始

めているが、なぜかこれも途中の六月の歌で終わってしまった」（叢書『平安私家集三』「解題」）と指摘するように、これも内裏屏風歌として不完全な形である。坊門局が何故ここで筆を置いたのかという点については⑤異本注記に関連することなので、ここで詳しく述べることはしない。ともあれ、田中登氏の指摘するように「冷泉家時雨亭文庫蔵本（稿者注・坊門局筆本）はその親本からして本文が相当乱れて」おり、坊門局はそのような親本に対して心許なさを感じていたことが⑥写本全体に対する附言によって確認される。

また、④ママ表記からも坊門局が親本に不審を抱いている様子を窺うことができる。「本」「本のまゝ」といったママ注記は合計十二箇所に見られる。少し分量が多くなるが、以下にそれらを全て挙げる。

- 8 とみゆかのかさずに本のまゝまさりゆくきみがよにあつかふ人もたのもしきかな  
9 あづきい本ノマゝゆみるでのこのかげしげりあひてさかえゆくよをみるがうれしさ

また

29 なにせんにひとをゝかしとおもひけむこひするそでのやすからなくに  
本のまゝと本

おんなかへりごとともせざりければ、本のまゝけきなげなるものといふこともあるおせで

59 ことのはをなげなるものとおもひせばなにかはひとのつらくしもあらむ

しらゝのはま

66 きみがよのかずともとらむきのくにのしらゝのはまにしける本いしを

すま

68 すまのうらにあさりするあまのおほかるはかるよとぞおもふべらなる本のまま

あさかのぬま

「し」の上に「ぬ」を重ね書き

75 ぬまみづもこほりけらしうたかたの山ぢもいまはこえやしぬらむ

みをまつ

76 あしたづのむれゐるすゑのまつ山はいくよがさねのちどり本なるらん

御かざしのおほひにぬへる

81 よろづよのよしのかはともきよきかなこれやちとせゆをすめるみづの本いへ

このうたをほのきゝて

82 ちよをへてはこのうちなるさわぞ本のまゝすみちとせをつたふべらなる

きしのほとりのはな 心えねども本のまゝす

88 ちとせとぞくさむらごとにきこゆなるこやまつむしのこゑにはあるらん

みやづかへ人すむざうしのちかきところ<sup>本</sup>にたちよりきて、おぼつかなきことなど  
いひければ、さりともゆめにみえつめりといひければ

95 きみがふみか本つもりきてみえばこそゆめにも人をみしとおもはめ

確かに、ママ表記が付されている箇所が多くに不審な点がある。例えば、8・68・81・82・95番歌は元のままでは文字に過不足がある。その他、76番歌の場合、下の句の「いくよがさねのちどりなるらん」の「ち」の右傍に「本」とあり、坊門局は「ちどり」という言葉に疑問を抱いている。この歌は「藤原兼家六十賀屏風歌」の一首で、末の松山を詠んだ賀の歌である。屏風には、末の松山に鶴が群れている様子が描かれていたのであろう。そのような景色を詠むのに、「幾代重ねの千鳥」では確かにおかしい。さらに、書陵部蔵（五〇六・八）本には「幾代重ねの千歳」、擬定家本には「いくそかさねのちとせ」とあ

り、坊門局筆本の親本の誤りと考えられる。また、このようなママ表記は『兼盛集』に限ったものではなく、『唯心房集』以外の全ての坊門局筆本私家集に見られる。<sup>(10)</sup>

これらのママ表記のうち特に着目しなければならないのは、29番歌のものである。上句「なにせんにひとをゝかしとおもひけむ」の左傍に「本のまゝと本」と記している。これは親本に「本のまゝ」とあったというのである。この例から、坊門局は親本に元からあったママ表記と自身が付したママ表記を明確に区別していることがわかる。また、『兼盛集』のほか『清正集』『重之集』『元輔集』にも、坊門局は「本のまゝと本」という注記を施しており、坊門局が一般的に用いていた注記方法であるらしい。

このことから、ただ「本」「本のまゝ」と記すママ表記は、坊門局自身が見出した疑問箇所につされたものであると考えられる。坊門局は親本のここかしこに疑問を感じつつも極力本文に忠実に書写した上で異本を参照し、不審点にママ表記を付したのであろう。親本本文に不審を抱きながらも客観的な書写者に徹しようとする態度が見て取られる。ただ、このようなママ表記は、坊門局筆本『兼盛集』全百六十首のうち半ばまでにしか見られない。後半部分にはママ表記にかわって異本との校合を書き留めた⑤異本注記が多く見られるようになる。

六 親本に対する不信

⑤異本注記は九首十箇所に見られ、そのうち六箇所（99・111・114・118・131・144）が詞書に関するもの、四箇所（118・125・126・128）が歌句に関するものである。いずれも「ある本に」とあり、「ある本には」とあり、「と」かかれたる本もあり、「とこと本にあり」などという言葉とともに記されている。<sup>(11)</sup>この異本注記は全て99番歌以降にあることから、坊門局は親本の半ばまでママ表記を付したところで、親本が本文として優れたものではないことに耐えかねて異本本文を注記しはじめたものと思われる。

それでは、坊門局の見た「ある本」「ある本」「こと本」とはどのようなものなのだろうか。また、どのような箇所不審を抱いたのであるうか。現存する『兼盛集』諸本との比較を通じて探っていきたい。以下に異本注記の見られる九首を全て挙げた。また、比較のために書き入れに相当する箇所を詞書（㊦）・上句（㊧）・下句（㊨）ごとに、書陵部蔵本・擬定家本・西本願寺本・彰考館本から挙げた。「×」と記したのはその歌がないことを、「（ナシ）」とは歌はあるが詞書がないことを示している。

本のひがき、ねもじ余

ある本に 天とく四年三月三十日、だいらのうたあはせにかすみとあり か非ずみ  
ふるさとほるめきにけりよしの山みかきのはらをかすみこめたり

書 90 ① 先帝の御時、歌合 三月卅日、右、霞

擬 89 ① せんだいの御時哥あはせを 三月卅日、右、かすみを

西 ×

彰 ×

ある本には 三条の大上大臣のいへのかみま本にかのちよりもあると人くるまにとあり  
かもに人おほくまうでたり

111 おなじくや人のこゝろをいのるらんわがおもふ事をあやまつなかみ

書 116 ① これはゑに、かもの社に人とまふずる、車にてもかちにも

擬 113 ① かもに人おほくまうでたり

西 11 ① これもおなじ人神のやしろにまうづ、くるまにてもむまよりもかちよりも

彰 18 ① 三条大上大臣のいへのかみゑにかものやしろに人くくるまにてもかちより

もあるところに



114 はるたてばねのびをぞすとしをへてひさしきことはまつをもとめむ  
ある本にはみこたちのべにいで、ねのびしたるところとあり これひがごと

書 119 ① みこたちのいで、ねの日し給へる所に

擬 115 ① 御こたち、ねのびしたるところ

西 14 ① みこたちのべにいで、子日したまへるところ ⑤ まつをくとして

彰 21 ① みこたちのべにいで、子日したる所

118 ① へひにけるわがこはしらずあやもなしたがつけたるつねにかあるらん  
まひとべいじうつかひの少将かはらけとりてものかづくとかれたる本もあり みともあり

書 123 ① まつりのつかひのたつ所、つかひまい人べいじうなどに、中将かはらけとり

て物かづく

① たがゝづけたるつみにか有てん

擬 119 ① まつりのつかひのたつところ、つかい舞人陪従などにかはらけとりて物かづく

① たがゝづけたるみそにかあるらん

西 18 ① まつりのつかひたつところ、まひ人べいじう、つかひの少将かはらけとりて、  
ものかづけたり

㊦たがかづけたるつみかあるらん ㊦われらはしらずあやもなし

彰 25 ㊦まつりのつかひたつところ、まひ人べいじうつかひの少将かはらけとりて、

ものかづけたり

㊦たがぐづけたるつみにかあるらん

125 さきぐにこりにしきみがしひがひをとある本あり又こと本にさきぐにこりにしきみがしひこひをなにわざしにか又はきませるともありさきぐしにこりにしきみがこひがひはなにわざしてかわれはきつらむ

書 130 ㊦さきぐにこりにし君がしひこひを ㊦なにわざしにかまたはきませる

擬 126 ㊦さきぐにこりにしきみがしひこひを ㊦なにわざしにかまたはきませる

西 25 ㊦さきぐもこりにしきみがしひよひを ㊦なにわざしてかきみがきませる

彰 32 ㊦さきぐにこりにしきみのしひこひを ㊦なにわざしにか又はきませる

126 まねかねどあまたの人のすだくなとみてふものにとある本ありといふともたのしかりけり

書 131 ㊦とみといふ物ぞたのしかりける

擬 127 ㊦とみといふものぞたのしかりける

西 26 ㊦とみといふものぞたのしかりける

彰 33 ㊦とみてふものぞたのしかりける

たび人ゆくあひだにぬす人あひたり

128 たび人はすりもはたこもとある本もありきりもはるらんむなしきをはやましね山のとねたち

書 133 ㊥旅人はすりもはたにもむなしきを

擬 129 ㊥たび人はすりもはたごにむなしきを

西 28 ㊥たび人はすりもはたごもむなしきを

彰 35 ㊥たび人はすりもはたごもむなしきを

ふじといふところのめぐりにいけありていろ／＼なるたまはせん  
わくとかそれによりむじのまつりの日によみてうたあはせける ところ本あり

するがのふじの山といふところありいしありしが、それにおほきなるくはくありて、  
それにむぐらのまつりの日、よみてうたあはす

131 つかふべきかずにおとらんあさまなるみたらしがはのそこにわくたま

書 136 ㊥するがにふじといふ所の池には、色々なるたまなむわくと云、それにりんじ  
のまつりしける日、よみてうたはする

擬 132 ㊥するがにふじといふところのいけには、色／＼なるたまなむわくといふ。そ

れにりうじのまつりしけるひ、よみてうたはする

西 31 詞 するがにふじといふところのめぐりにはいけありて、いろ／＼なるたになむ

わくとか、それにりうじのまつりしけるに、うたあはせける

彰 38 詞 するがにふじといふところのめぐりにいけありて、いろ／＼なるたまなんわ  
くとか、それにりむじのまつりのひ、よみてうたあはせける

九月九日 せくせるいへきくのえんせるところともあり

144 あさつゆにわがそばちにしきくのはなつみしもしるき心ちこそすれ

書 150 詞 九月九日

擬 ×

西 44 詞 (ナシ)

彰 51 詞 九月九日、きくのえんせるところ

先ず坊門局筆本 111 番歌の詞書に見られる注記を確認する。親本には「かもに人おほくま  
うでたり」という詞書があったが、坊門局は「ある本」を参考にして「三条の大上大臣の  
いへのかみ本ゑにかものやしろに人ぐくるまにてもかちよりもあるところに」という詞書

を書き留めている。親本にもとある詞書は擬定家本のものと同じし、異本注記の詞書は彰考館本のものと同じする。さらに坊門局は参考にした異本に対しても疑問を持ったようである。「かみゑ」の「ゑ」の部分にママ表記を付している。「かみゑ（紙絵）」とは普通の紙に書いた絵のことで、『源氏物語』「絵合」巻の絵合せの場面にも登場する。坊門局はその点を失念したのであろう。この歌は異本注記として記される詞書によって初めて、三条太政大臣藤原頼忠の家で整えた紙絵に添えられた歌だとわかる。親本にもあった詞書の書きぶりからも実景を詠んだものではないという想像はつくが、坊門局は題材となった絵の内容を記すだけでは詞書として不十分と感じ、このような詞書を補ったのであろう。

次に坊門局筆本<sup>114</sup>番歌についてである。親本の詞書には「むさしのいでゝかりしたるところ」とあるが、その後ろに「これひがごと」と記した上で、「みこたちのゝべにいでゝねのびしたるところ」という詞書を補っている。確かに歌の二句目には「ねのびをぞする」とあり、坊門局筆本の以外の諸本においていずれも子日の歌とすることから、親本の詞書は誤りと考えられる。この歌の場合、坊門局筆本以外の詞書はいずれも大差ないが、注記された異本の詞書と細かい部分まで一致するのは彰考館本の本文である。

このように見てゆくと、九首十箇所に見られる異本注記のうち七首八箇所（111・114・118

・ 126 ・ 128 ・ 131 ・ 144) が彰考館本の本文と一致する。このことから坊門局は彰考館本そのものではなくとも、彰考館本に近い伝本を参照して異本注記を加えたのではないかと思われる。その想定をより確実なものとするのが、⑥全体に対する附言において考察を保留した  
151 160 番歌の存在である。

かきさしたるやうにおぼえて、なほこと本なるをかく

さい院とも

うちの御屏風四帖がわか 正月、えんするところ

151 あたらしきとしのはじめにあひくれどこのはるばかりたのしきはなし

むめのはなのもとにまらうときたり

152 わがやどのむめのたちえやみえつらんおもひのほかにかきませる

うぐひすのこゑをきゝて、女のもとにおとこきたり

153 人しれずまちしもしるくうぐひすのこゑめづらしきけふにもあるかな

二月、山ざとにわかなつむところ

154 あしひきの山かたつけるいゑいにはまつひとさきにわかなをぞつむ

二月、たびゝとはなみるところ

155 はなみるといへぢにおそくかへるかなまちどきすぐといもやなげかむ

さくらのはなをしむところ

156 いろにあけるとしゝなければさくらばなけふひぐらしにおりてこそみれ

ふぢのはなまつにかゝれり

157 ときはなるはなとぞみゆるわがやどのまつにこだかくさけるふぢなみ

四月、ほとゝぎすまつころ

158 みやまいづるまつはつこゑはほとゝぎすわがやどちかくうちもなかなん

五月、ながあめ

159 わがやどのにはのわかくさしげりあひてながめにひをもくらすころかな

六月、すゞみせるいへ

160 みづさむくかぜのすゞしきわがやどはなつてふことはよそにこそきけともしらでこそふれ

151 番歌の直前に「かきさしたるやうにおぼえて、なほこと本なるをかく」と記した上で、  
上に示した十首を二十八丁裏に二十行にわたって書写している。次の《表》に坊門局筆本  
151 番歌に相当する各系統の歌番号を示した。

《表》

160	159	158	157	156	155	154	153	152	151	
みづさむくかぜのすゞしき	わがやどのはのわかくさ	みやまいづるまつはこゑは	ときはなるはなとぞみゆる	いろにあけるとしゝなれば	はなみるといへちにおそく	あしひきの山かたつける	人しれずまちしもしるく	わがやどのむめのたちえや	あたらしきとしのはじめに	歌句
162	161	160	159	158	157	156	155	×	154	書
148	147	146	145	144	143	142	×	×	×	擬
57	56	55	54	53	52	51	50	×	49	西
65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	彰

この十首は彰考館本の56〜65番歌に相当し、配列を含む歌の出入から歌本文まで全て一致する。擬定家本は151〜153番歌がなく、書陵部蔵本と西本願寺本は152番歌が見られない。加



えて次に示した 151・160 番歌に見られる細字部分も一致する。

さい院とも  
うちの御屏風四帖がわか 正月、えんするところ  
151 あたらしきとしのはじめにあひくれどこのはるばかりたのしきはなし

書 154 ①内の御屏風四帖わか 春 正月、ゑする所

擬×

西 49 ①内御屏風八でうが和歌 春 正月する所に

彰 56 ①うちの御屏風四でふがわか 正月、えんするところ  
さいゑとも

六月、すゞみせるいへ

160 みづさむくかぜのすゞしきわがやどはなつてふことはしよそにこそきけともらでこそふれ

書 162 ①六月、すゞみせるいゑ  
はらへ

⓪夏といふことはよそにこそきけ

擬 148 ①六月、すゞみするところ

⓪なつといふことをよそにこそきけ

西 57 ① 六月、すゞみせるところに

② なつといふことをしらでこそふれ

彰 65 ① 六月、すゞみせるいへ

③ なつてふこそはしらでこそふれ  
よそにこそきけとも

151 番歌の詞書「うちの御屏風四帖がわか 正月、えんするところ」の右肩には「さい院とも」と細字で書き込まれている。表記は異なるが彰考館本にも全く同じ箇所には「さい院とも」という書き入れがある。また、160 番歌の第五句目「しらでこそふれ」にある「よそにこそきけとも」という注記も彰考館本に見られる。このことから、坊門局筆本二十八丁裏の 151 番歌は彰考館本系統の伝本から補写されたものであり、坊門局筆本の二十八丁裏全体を異本注記とみることができ<sup>(12)</sup>。以上の考察から、坊門局は親本に対する不信感が高まったため、手元にあった彰考館本系統の近い伝本を参照して注記し始めたことはほぼ間違いないと思われる。ただ、次節に取り上げる示す二つの問題が残される。

一つ目の問題は、99・125 番歌の異本注記が彰考館本と一致しないことである。99 番歌はそもそも彰考館本には存在せず、現存する彰考館本から書き写したとは考えられない。ま

た、125番歌には二種類の異本注記が見られる。まず「さきぐくにこりにしきみがしひがひを」と注記した上で、「またこと本に」と記して「さきぐくにこりにしきみがしひこひをなになぞしにか又はきませる」と別の異本から注記している。彰考館本の歌句は二つ目の異本注記にほぼ一致するが、一つ目の注記は他の『兼盛集』諸本の中に一致するものはない。このことから、坊門局が参照した異本は彰考館本系統以外に、最低でももう一本あり、それは現存諸本とは違った本文を持つものであったと思われる。

二つ目の問題は、坊門局が彰考館本系統から補写した十首は、一連の屏風歌であるにもかかわらず、正月宴・梅・鶯・若菜・桜・惜桜・藤花・郭公・長雨・涼と、六月の歌で終わっている点である。二十九丁と三十丁の表裏、合わせて四ページ分が余白として残っているにもかかわらず、続きを補写せずに坊門局はここで筆を置いている。彰考館本ではその後、六月祓・七月七日・十五夜・刈田・女郎花・時雨・氷・雪（66〜73）と屏風歌の続きが収められている上に、さらに80〜97番歌、98〜108番歌に別の内裏屏風歌が記されている。坊門局は「かきさしたるやうにおぼえて」書き始めたのにもかかわらず、自ら途中で書くことをあきらめ、中途半端な打ち捨ててしまっている。

坊門局はどうしてこのような形で筆を置くことになったのだろうか。これには坊門局の

厳密な書写態度と、親本の質の悪さが関係しているのではないかと思われる。坊門局による書き入れを見ると、坊門局はあくまでも「書写者」に徹しようとしていたことがわかる。特に前半部分は親本の明らかな誤りであっても、訂正をせずに「本」「本のまゝ」「親本の僻書」と記すに止めている。しかし、坊門局が当初思っていたよりも親本の本文は乱れていたようで、半ばまで注記したところから異本との校異を書き留めている。ただし、このような異本注記は、親本に——ひいては坊門局が忠実に書写した写本にも——問題点があることを自ら暴露することにもなる。それでも、坊門局は「こと本に」「ゐ本には」「ある本には」などと逐一注記して、書写者としての態度を崩さず<sup>150</sup>番歌まで注記し終えている。しかしその後、「かきさしたるようにおぼえ」<sup>150</sup>ため彰考館本系統からの補写を開始している。この補写はそれ以前の細字による補入とは異なり、親本の本文と同様に詞書を二字下げにして歌を書き加える増補である。親本にない本文を補うことは、親本を尊重し親本に客観的に向き合う「書写者」としての立場を自ら崩すことでもある。坊門局が途中で補写を止めたのは、自身が本文への「介入者」となってしまったことに気付いたからではなろうか。

七　むすびに

ここまで、坊門局の書写方針と書写態度を坊門局筆本『兼盛集』に見られる書き入れによって確認してきた。坊門局の書写態度は極めて「真面目」である。「真面目」とは、親本の一字一句を変えずありのままを写し取るということではない。親本に介入することを極力避け、あくまでも「書写者」であろうとする態度のことである。坊門局は「本」と「本のまゝと本」を使い分けたり、「ある本に」「ゐる本には」「とかかれたる本もあり」「そんなこと本にあり」と記して異本を注記したりと、親本への「介入者」となることに気を配りながらも、親本の問題箇所を指摘している。坊門局は客観的な校訂者としての目も持ち合わせた極めて優れた書写者と言うことができるだろう。

このような本文への介入を極力避けようとした書写方針は『兼盛集』に限ったものではない。先にも述べたが「本」「本のまま」というママ注記は『唯心房集』以外の全ての坊門局筆本私家集に見出されるし、「本のままと本」というママ注記は『重之集』『元輔集』『清正集』に見られる。また、「ある本に」「ゐる本には」などと併記した異本注記も『元輔集』『能宣集』『興風集』にも見られる。

それでは、どうして俊成は坊門局にこのような私家集を書写させたのだろうか。稿者はこの問いに対する明確な答えを用意することはできない。ただ、坊門局が親本本文を損なわないように細心の注意を払いつつ書写していることから、書写した当時から坊門局筆本私家集の本文は珍しいものだったようである。また、坊門局自身が本文の随所に書き入れを行っていることから、一揃いの美麗な「三十六人集」を作ろうとしたのではないことも明らかである。おそらくは、俊成の目に入った珍しい本文を持つ私家集を、自身の手元に残しておくため、坊門局に書き写させたのであろう。さて、その時に俊成が「ゆめ、本文を改むることなかれ」などと言ったかどうか。それは今となっては明かにしようのないことであるが、俊成がこれらの私家集を坊門局に書写させなければ、我々はこのような伝本の本文を見ることはできなかったであろう。これだけは確かなことである。

〈注〉

(1) 田中登氏「解題」(叢書『平安私家集三』、朝日新聞社、一九九五年)、田中登氏「坊門局の書写活動」(『王朝和歌と史的展開』、笠間書店、一九九七年)。『近衛大納言集』

は他の坊門局筆本私家集よりもかなり後に書写されたものらしい。装丁も『近衛大納言集』のみが大和綴で他の九本は全て綴葉装である。そのため、『近衛大納言集』は他の坊門局筆本私家集と書写された時期や事情が異なるものと思われる。

(2) 『千とせの友』(尚古館、一九二八年)、『書道全集』第十六卷(平凡社、一九三一年)、『古筆学大成』第十八卷(講談社、一九九一年)などに坊門局筆本『唯心房集』の図版が載せられている。また、坊門局筆本『唯心房集』について述べたものとして、上記の解説・解題のほか、佐佐木信綱氏『国文学の文献学的研究』(岩波文庫、一九三五年)、久曾神昇氏『書道全集』第十九卷「解説」(平凡社、一九五四年)、井上宗雄氏「高松宮本「唯心房集」―翻刻と解説―」(『国語と国文学』第五六六号、一九七〇年四月)、春名好重氏『古筆大辞典』(淡交社、一九八三年)などがある。

(3) 注1の田中登氏論考、注2の久曾神昇氏・春名好重氏論考参照。

(4) 石田吉貞氏『藤原定家の研究』改訂版(文雅堂銀行研究社、一九六九年)。

(5) 注1の田中登氏論考、注2の久曾神昇氏・春名好重氏論考参照。

(6) ただし、近年興我王と平篤行の親子関係に疑問が持たれている。以下の論考がある。  
工藤重矩氏「平兼盛の系譜―王氏・平氏の説を巡って―」(『平安朝律令社会の文学』、

ペリカン社、二〇〇三年）、山崎正伸「『大和物語』における平兼盛章暖の意義―平兼盛伝の再検討を軸として」（『二松学舎創立百五十周年記念論文集』、一九八七年）。

(7) 高橋正治氏『兼盛集注釈』（貴重本刊行会、一九九三年六月）、徳原茂美氏「兼盛集」解題（『三十六歌仙集（二）』、明治書院、二〇一二年）。

(8) 重ね書きによる定家の訂正は、坊門局筆本『源順集』『元輔集』『能宣集』に見られる。注1参照。

(9) 俊成による書き入れは『唯心房集』12番歌、『能宣集』123・154・158・241・269・289番歌に見られると田中登氏によって指摘されている。また、定家による書き入れは注8に述べた重ね書き以外にもある。『兼輔中納言集』『源順集』『元輔集』『平兼盛集』『能宣集』『源重之集』『近衛大納言集』には定家の集付が見られるほか、『唯心房集』『源順集』『元輔集』『興風集』『清正集』の外題或いは内題は定家の手になるものとされている。注1参照。

(10) 『唯心房集』にママ表記が見られないのは、坊門局が唯心房寂然の自筆本を親本として用いており、本文に対して誤脱や誤写などの疑いを持たなかったためと思われる。

(11) 112番歌には注意が必要である。この歌は二十丁表の左端に小ぶりの字で書かれてお



り、歌そのものが親本に本からあったものなのかはつきりしない。また、この歌の注記は「ゐ本にはこのうたはなしかと本にあり」というもので、坊門局の見た異本に「このうたはなしか」とあったとか、「ゐ本にはこのうたはなしか」とあったということかも断定できない。この例は前項において取り上げたママ注記である可能性があるため、ここでは異本注記として取り上げていない。

(12) 150 番歌以前は一頁あたり十七行が最大であり、この最終丁が最も行数が多い。できるだけ多くの歌を注記しようとしたことが窺える。

(13) ただし 153・154 番歌は、すでに 149・150 番に見られる歌であって、結果的に重複している。

#### 〈附記〉

本章に於ける引用には以下を用いた。私に句読点・濁点を付したり、表記を改めた箇所がある。また、翻刻本文の注記に誤りが認められる場合には影印本によって改めた。

・坊門局筆本『唯心坊集』：『古筆学大成』第十八卷（講談社、一九九一年）。なお、公開されている 1、3、10、14、65、70 番歌以外は以下に拠った。井上宗雄氏「高松宮本

- ・「唯心房集」―翻刻と解説―（『国語と国文学』、第五五六号、一九七〇年四月）。
- ・坊門局筆本『兼盛集』：叢書『平安私家集三』（朝日新聞社、一九九五年）、『新編私家集大成 CD・ROM 版』（二〇〇八年十二月、エムワイ企画）
- ・書陵部蔵（五〇六・八）本『兼盛集』：『新編私家集大成 CD・ROM 版』『兼盛 I』
- ・擬定家本『兼盛集』：叢書『擬定家本私家集』（朝日新聞社、二〇〇五年）
- ・西本願寺本『兼盛集』：『新編私家集大成 CD・ROM 版』『兼盛 II』、「西本願寺本三十六人家集九」（墨水書房、一九七三年）
- ・彰考館本『兼盛集』：国文学研究資料館所蔵紙焼写真（C7089）、原本は彰考館所蔵（已8・07050）

## 第二節 坊門局筆本私家集の享受

― 『千載和歌集』『新勅撰和歌集』との比較を通して―

### 一 はじめに

前節において、坊門局筆本『兼盛集』の書き入れを詳細に見ることで、坊門局筆本がどのように書写されたのかを論じた。本節では、坊門局筆本私家集が後世どのように享受されたのかを考察したいと考える。前節にも述べたように、坊門局が俊成の命を受けて書写し、俊成が手直しをした坊門局筆本私家集諸本は、その後定家の手に渡ったと見て間違いないと思われる。その点に関して、『元輔集』巻末の「承安五年五月廿四日」にはじまる奥書にもとづいて、田中登氏が次のように指摘している。

この承安五年（一一七五）という年には、定家は未だ十四歳の少年でしかないが、その定家より少なくとも二十歳以上は年長かと推定されている坊門局は、おそらくこのとき三十歳の後半。俊成の命を受けて家集を書写するには、十分な年齢である。この

ように、承安五年時点での二人——定家と坊門局——の年齢関係からみても、この三十六人集は、俊成監督の下で書写され、後に定家の手に渡ったものと推定されるであろう。

(田中登氏『平安私家集三』解題)

俊成が『千載和歌集』編纂の下命を受けたのが寿永二年(一一八三)であるから、入集歌の選定に坊門局筆本私家集を用いた可能性がある。また、定家も坊門局筆本私家集を受け継いだ後、『新古今和歌集』(建仁元年(一一〇一)下命)と『新勅撰和歌集』(貞永元年(一一三二)下命)撰集の撰歌源とした可能性がある。そこで、俊成・定家によって選ばれた勅撰和歌集と坊門局筆本私家集の本文を比較することを通して、坊門局筆本私家集がどのように享受されたのかを明らかにしたいと考える。ただし、『新古今和歌集』は複数撰者(源通具・六条有家・藤原定家・藤原家隆・飛鳥井雅経・寂蓮)によるもので、誰によって推された歌なのか特定が困難な場合もあるため、『千載和歌集』と『新勅撰和歌集』に限って考察することとする。また、本章では紙幅の都合上、坊門局筆本私家集の全てを取り上げることとはせず、『唯心房集』『兼輔朝臣集』のみの検討に止めたことを先に断っておく。

二 『唯心坊集』と勅撰和歌集

まず『唯心坊集』について簡単にまとめておく。<sup>(1)</sup> 唯心坊寂然の和歌に関する資料は大きく分けて四種類ある。なお、これらはそれぞれ性格が大きく異なるので、何某系統・何某類などといった分類はしない。

坊門局筆本『唯心坊集』

∴ 『新編大成』第三卷「寂然Ⅰ」の底本、国立歴史民俗博物館蔵高松宮本の親本

釈教歌・今様歌から成る『唯心坊集』

∴ 『新編大観』第七卷「唯心坊集」・『新編大成』第三卷「寂然Ⅱ」の底本

「寿永百首」(『寂然法師集』)

∴ 『新編大観』第七卷・『新編大成』第三卷「寂然Ⅲ」の底本

「法門百首」

∴ 『新編大観』第十卷の底本

前節にも述べたように、坊門局筆本『唯心坊集』は一部分しか公開されていない。そのため、未公開部分の坊門局筆本の引用にあたっては、井上宗雄氏によって坊門局筆本の「かなり良質な転写本」<sup>(2)</sup>とされている国立歴史民俗博物館蔵高松宮本の翻刻を用いることとする。『唯心坊集』と題するものはもう一種あり、梵網經に取材した釈教歌三十首と今様五十首を収めたものである。上記の二集は名称は同じであるが所収歌に重複はなく、全く別種のものである。また、全百首から成る『寂然法師集』と呼ばれるものがある。その内容は寿永元年（一一八二）に詠進された「寿永百首」に相当し、後に『寂然法師集』という題が付けられたのだろうと考えられている。この他に、経典を題にした百句を四季・祝・別・恋・述懐・無常・雑に分類した「法門百首」（保元の乱（一一五六年）以降の成立か）も広く知られている。なお、「寿永百首」や「法門百首」は厳密には家集ではないが本節ではこれらをまとめて「家集」と呼ぶ場合がある。上記の四種以外にも「寿永百首」に勅撰集に見られる歌を補った家集があるが、これは二次的なものなのでここには挙げていない。

さて、次からは勅撰和歌集との比較を試みたい。寂然の歌は、『千載和歌集』に六首（230・604・664・1068・1069・1251）、『新勅撰和歌集』に四首（605・612・618・1179）採られている。それをまとめたのが次の『表 I』である。

《表 I》

1251	1069	1068	664	604	230	千載和歌集
秋下 秋教	雑一	雑一	恋一	哀傷	秋下	秋はきぬとしもなかばに
けぶりだにしばしたなびけ	よの中をつねなきものと	このはるぞおもひはかへす	みちのくのしのぶもぢずり	みだれずとをはりきくこそ		
×	12	10	×	×	45	坊
×	×	×	×	×	×	積
×	×	6	×	86	36	寿
88	×	×	×	×	×	法
	月詣	月詣、 続詞花、 今撰		月詣、 山家集	月詣	他出資料

先ず、『千載和歌集』の歌番号と部立と歌の一部分を挙げ、続けて家集諸本の歌番号をそれぞれ挙げた。「×」はその歌集には見られない歌であることを示している。また、勅撰和歌集の成立に関わる可能性のある私撰集や私家集を他出資料の覧に記した。この表を見ると、『千載和歌集』に採られる寂然の歌は、特定の家集にのみ見られるわけではないことがわかる。それぞれを順に確認してゆく。

まず 230・1069 番歌を挙げる。千載和歌集の本文を挙げた後、家集の諸本との異同を詞書

(調)、歌句(①②③④⑤)に分けて示した。諸本名は略称に依る。「×」と示したものはその歌が無いことを、詞書の箇所「ナシ」と記したのは、その詞書が無いことを表す。また、括弧内に入れた詞書はその歌より前に見られるものであることを表している。

(初秋の心をよめる)

寂然法師

230 秋はきぬとしもなかばにすぎぬとや荻ふくかぜのおどろかすらん

坊45 調ははじめの秋のこゝろを

积×

寿36 調ナシ

法×

【他出資料】

月詣・七月附雑上607 調(立秋のこころをよめる) 作藤原為業

②としはなかばに ③成ぬとや



題不知

(寂然法師)

1069 よの中をつねなきものとおもはずはいかでかはなのちるにたへまし

坊12 詞ナシ

① ② つねよのなかをつねなきものとならぬよのことはりを

釈×

寿×

法×

【他出資料】

月詣・三月附羈旅 208 ② つれなきものと

230 番歌は坊門局筆本と「寿永百首」に見られる。この歌で寂然は、早くも半年が過ぎてしまったことを萩の葉をそよがせる秋風によって気づいたと、いささか大袈裟にかつ感慨深げに詠んでいる。坊門局筆本の「はじめの秋のこゝろを」という詞書は『千載和歌集』の一首前の詞書と一致しており、坊門局筆本を典拠にしたと考えられる。『月詣和歌集』にも見られるが、歌句に異同があるほか、作者を寂然の弟である藤原為業（寂然）とする。1069 番歌である。坊門局筆本には俊成によると思われる書き入れがある。坊門局が「つ

ねならぬよのことはりを」と写した部分の右脇に「よのなかをつねなきものを」と記している。この書き込みは『千載和歌集』の本文と一致している。<sup>(3)</sup>この歌も『月詣和歌集』にも見られるが、第二句が一致しない。以上から俊成は『千載和歌集』の編纂時に坊門局筆本を側に置いていたことがわかる。ただ、坊門局筆本だけではなく他の家集も用いている。

火盛久不燃といへる心をよめる

寂然法師

1251 けぶりだにしばしたなびけとりべやまたちわかれにしかたみともみん

坊×

釈×

寿×

法 88 詞 / 罪業応報経 / 火滅久不燃

ここに示した『千載和歌集』1251番歌は「法門百首」にのみ見られる。また、「法門百首」との間に異同はなく他出資料もない。「法門百首」は歌本文に続けて長い左注が付されて

いるが、『千載和歌集』はこれを採用していない。『千載和歌集』詞書「火盛久不燃といへる心をよめる」は「法門百首」の歌題「火滅久不燃」を元にしたものと思われる。

その他の三首は家集に拠ったとは考えられない。次にそれらを挙げる。

西住法師みまかりける時、をはり正念なりけるよしをききて、  
円位法師のもとに  
つかはしける  
寂然法師

604 みだれずとをはりきくこそうれしけれさても別はなぐさまねども

坊×

釈×

寿86 ㊦西住法師みまかりぬとききて、西行法師がもとへ遣はしける

法×

【他出資料】

月詣・十月附哀傷961 ㊦西住法師身まかりにける、をはりよかりけりと聞きて、同行の  
円位法師につかはしける

山家集・805 ㊦同行に侍りける上人、をはりよく思ふさまなりとききて、申しおくりける

世をそむきて又のとしの春、花をみてよめる  
寂然法師

1068 このはるぞおもひはかへすさくら花むなしき色にそめし心を

坊10 ⑩ はなのうた

釈×

寿6 ⑩ (ナシ) ③ 山ざくら

法×

【他出資料】

続詞花・雑上902 ⑩ よをそむきてのち花を見て ② おもひもかくす

月詣・七月附雑上761 ⑩ 世をそむきて又のとしはなを見てよみ侍りける

604番の詞書にある西住とは西行に従って出家し共に修行に励んだ人物で、『山家集』にもしばしば登場する。この歌は西住の死を悲嘆する西行を思いやっつて詠んだものである。歌句に関してはこの歌集との間にも異同はなく、詞書の示す詠歌状況にも大きな違いはない。ただ、他出資料に挙げた『月和歌詣集』と『山家集』の詞書は『千載和歌集』同様に「を

は「正念なり」「をはりよかりけり」と、西住臨終の有様を記すが「寿永百首」にはない。次に、<sup>1068</sup>番歌についてである。詞書には「よをそむきてのち」とあり寂然出家後の雑歌とするが、坊門局筆本には「はなのうた」とあり、特に出家の翌春の歌であることを示していない。また、「寿永百首」では述懐歌を収める雑部ではなく、春部に治められている。一方、『続詞花和歌集』『月詣和歌集』はいずれも雑部に収めるほか、詞書には「よをそむきて」とあり、特に『月詣和歌集』とは歌句まで一致する。この二例については俊成は家集以外の私撰集によつて『千載和歌集』に採つたものと思われる。

そして、残りの一首<sup>664</sup>番歌「みちのくのしのぶもぢずりしのびつゝ色にはいでじみだれもぞする」は、家集にも私撰集にも寂然の出詠した歌合にも見られず、出典未詳とするほか無い。現在は失われた何らかの資料に基づいて選ばれたものと思われる。

このようなことから、俊成は現存しないものを含む多くの和歌集を用いて寂然の歌を『千載和歌集』に選り入れたことがわかる。坊門局筆本『唯心房集』もそのうちの一冊であり、俊成の手の届く範囲にはあったようだが、俊成自身が書写に関わつたものだからといって特に重視しているわけではない。

では、次に坊門局筆本『唯心房集』と『新勅撰和歌集』を『千載和歌集』同様に比較を

試みる。定家は『新勅撰和歌集』に四首の寂然歌を選び入れている。

《表Ⅱ》

1179	618	612	605	新勅撰和歌集
雑二	釈教	釈教	釈教	
つくづくとむなしきそらを	をざさはらあるかなきかの	たちはなれこはぎがはらに	ちりぢりにわしのたかねを	
151	×	×	×	坊
×	30	×	×	釈
×	×	×	×	寿
×	×	26	59	法
				他出資料

この四首には他出資料がなく、いずれも家集から選び入れたものと思われる。『千載和歌集』の場合と同様に家集諸本と他出資料を比較すると、出典と考えられるのは「法門百首」が二首（605・612）、釈教歌・今様から成る「唯心坊集」が一首（618）、坊門局筆本が一首（1179）である。ここでは釈教歌・今様から成る「唯心坊集」に拠った618番歌のみを取り上げる。

十如是の心をよみ侍りける、本末究竟等

寂然法師

618 をざさはらあるかなきかのひとふしにもともすゑ葉もかはらざりけり

坊×

釈 30 (十如是) 詞 本末究竟等

寿×

法×

「十如是」とは『法華経』方便品に基づく天台宗の教義で、存在の真実のあり方は相・性・体・力・作・因・縁・果・報・本末究竟等（そう・しよう・たい・りき・さ・いん・えん・か・ほう・ほんまつくきょうとう）の十種から成っていると解く。「本末究竟等」とは、物事の始めから終わりまで（本末）つまるところは（究竟）同じである（等）ということである。定家は、出典となつた「唯心坊集」の部類と歌題を合わせて『新勅撰和歌集』の詞書の形にしたものと思われる。

他の三首に関しては特に詞書や歌句を取り上げないが、605・612番歌は法門百首と、1179番歌は坊門局筆本と歌句・詞書ともに一致し、それらを元にしたことは間違いないと思われる

る。このようなことから、定家の手元には寂然に関する資料として、坊門局筆本、釈教歌・今様からなる「唯心坊集」、「法門百首」の三種類の家集があつて、それらをもとに『新勅撰和歌集』の編纂にあつたことがわかる。

ここまでの考察から、坊門局筆本『唯心房集』はたしかに俊成・定家の手に渡り、勅撰集の編纂に用いられた可能性が高いことが確認された。ただ、俊成・定家とも坊門局筆本を特別視しているわけではない。これは、俊成や定家が勅撰集を編んだ当時、寂然の死（寿永元年（一一八二）以前か）からそれほど時を経ていないことと関係しているだろう。当時、法門百首・寿永百首などの性格の異なる様々な寂然自筆資料が残されており、坊門局筆本を取り立てて重視する必要が無かつたものと思われ<sup>(4)</sup>る。

それでは、俊成や定家にとって過去にあたる人物の歌についてはどうであろうか。次項では坊門局筆本『兼輔集』を取り上げたい。

### 三 『兼輔集』と勅撰和歌集

『兼輔集』は堤中納言と呼ばれた藤原兼輔の家集である。非常に多くの伝本が伝わっており、次のように五系統に分類されている。



第一系統

第一類 西本願寺本

第二類 書陵部蔵（五一・一・二）本

：『新編大成』第一卷「兼輔Ⅰ」および『新編大観』第三卷の底本

第二系統

第一類 正保版歌仙家集本

第二類（1）資經本（叢書「資經一」所収）

（2）伝阿仏尼筆本（叢書「平安九」所収）

：『新編大成』第一卷「兼輔Ⅱ」の底本

第三類 内閣文庫本

第四類 伝藤原公任砂子切

第三系統 坊門局筆本（叢書「平安三」所収）：『新編大成』第一卷「兼輔Ⅳ」の底本

第四系統 唐草裝飾本（叢書「平安七」所収）：『新編大成』第一卷「兼輔Ⅴ」の底本

第五系統 伝紀貫之筆部類名家集切：『新編大成』第一卷「兼輔Ⅲ」の底本

片桐洋一・田中登「冷泉家時雨亭文庫蔵平安私家集系統一覽」

（冷泉家時雨亭叢書「平安私家集十二」、朝日新聞社、平成二十年八月）

続けて勅撰集に見られる兼輔歌の一部と、『兼輔集』諸本の歌番号と他出資料を示す。ここでは、各系統の代表として西本願寺本系統・伝阿仏尼筆本・坊門局筆本・唐草装飾本・部類名家集切を取り上げる。『千載和歌集』に兼輔歌はなく、『新勅撰和歌集』に四首採られている。

《表Ⅲ》

12651225 819 453				新勅撰和歌集
雑四	雑三	恋三	賀	
白雲の このへに たつ	さきに ほひ風 まつほ どの	しのめ のあく ればき みは	くれ竹 の世世 の宮こ と	
81	91	70	82	坊
98	102	70	×	西
3	<sup>50</sup> 171	9	×	阿
1	30	×	×	唐
90	81	70	×	部
大和物語、 古本説話	六帖、大和物語、 定方集		大和物語	他出資料

まず、『新勅撰和歌集』についてである。四首全て坊門局筆本に見られ、特に453番歌は坊門局筆本にしか存在しない。また、坊門局筆本の『新勅撰和歌集』所収歌全てに、定家

によると思われる集付が見られる。このようなことから片桐洋一氏は定家は坊門局筆本を高く評価して『新勅撰和歌集』編集の撰歌源にしたと考えている<sup>(5)</sup>。しかし、結論から述べると、四首のうち三首（453・1225・1265）は『大和物語』を典拠にしており、坊門局筆本は補助的に用いられたようである。事実、『大和物語』が『新勅撰和歌集』の重要な撰歌資料であることは鈴木隆司氏や安田徳子氏によって既に指摘されている<sup>(6)</sup>。ここでは、鈴木隆司氏や安田徳子氏による考察と重複する箇所もあるが、『新勅撰和歌集』本文と『兼輔集』諸本、他出資料の異同をそれぞれ示し、坊門局筆本『兼輔集』がどのように扱われたのか確認をしたい。

勅使にて、齋宮にまゐりてよみ侍りける 中納言兼輔

453 くれ竹の世世の宮ときくからにきみはちとせのうたがひもなし

坊82 齋宮群行の長奉送使にて、かのみやより京へかへるに、たけのみやはかのみやのなゝり ⑤うたがひもあらし

西×

阿×

唐×

部×

【他出資料】

大和物語・三十六段

伊勢の国に、さきの齋宮おはしましける時に、堤の中納言、勅使にて下り給ひて、  
 くれ竹のよよのみやこと聞くからに君はちとせのうたがひもなし  
 御返しは聞かず。かの齋宮のおはします所は、たけのみやことなんいひける

(題知らず)

中納言兼輔

819 しのめのめにあくればきみはわすれけりいつともわかぬわれぞかなしき

坊 70 (異同ナシ)

西 70 ①また返事 ②あけくれきみは

阿 9 ①またかへし ③わすれけむ

唐×

部 70 (異同ナシ)

式部卿あつよしのみこ、かくれ侍りにけるはるよみ侍りける

中納言兼輔

1225

さきにほひ風邪まつほどの山ざくらひとの世よりはひさしかりけり

坊 91 ② 式部卿、三月はなのさかりにうせたまひけるに ② かぜまつころの

西 102 ③ 式部卿宮、うせたまへるころ ① いまはとて ③ さくらばな

阿 50 ④ 式部卿宮うせ給てのころ、山ざとよりさくらの花をさして、三条おとゞ

① さきにほふ

171 ⑤ 式部卿宮、うせさせ給へるころ ① いまはとて ③ さくら花

唐 30 ⑥ 式部卿宮、三月、はなのさかりにうせさせたまひけるに

部 81 ⑦

【他出資料】

大和物語・七十一段

故式部卿宮、うせ給ひける時は、二月のつごもり、花のさかりになむありける。堤の中納言のよみたまひける

咲きにほひ風待つほどの山ざくら人の世よりは久しかりけり

(以下略)

定方集・34 ㊦式部卿のみこ、きさらぎの花ざかりにかくれ給へりける時、兼輔中納言のよみてきこえさせはべりける ①さきにほふ ③やさくら<sup>本</sup>

亭子院、大内山におはしましける時、勅使にてまゐりて侍りけるに、ふもとより

くものたちのぼりけるを見て、よみ侍りける

中納言兼輔

1265

白雲のこのへにたつみねなればおほうち山といふにぞありける

坊81 ㊦ていじの院のおほうち山におはしますところ、うちの御つかひにまいりて

ふかき山なれば、くもは御むろ<sup>(マヤ)</sup>ちかうたちけるおみて

⑤むべぞありける

西98 ㊦仁和寺のみかどのおほうちやまにおはしますに、うちの御つかひにてまいりて

②こゝのへにしも ③たちつるは ⑤いへばなりけり

阿3 ㊦亭子院の御かどのおほ内山に、内のおほむつかひにまいりておはしけるに

②こゝのへにしも ③たちいづる ⑤いへばなりけり

唐1 ①亭子のみかどの、おほうちやまにおはしましけるととき、御つかひにまいりて

②こゝのへにしも ③たちつるは ⑤いへばなりけり

部90 ④仁和寺のみかどの、おほうちやまにおはしますに、うちのおほんつかひにま  
ありて

②こゝのへにしも ③たちつるは ⑤いへばなりけり

【他出資料】

大和物語・三十五段

堤の中納言、内の御使にて、大内山に院の帝おはしますにまゐりたまへり。もの心ぼそげにておはします、いとあはれなり。高き所なれば、雲は下よりいとおほく立ちのぼるやうに見えてければ、かくなむ

白雲のここのへに立つ峰なれば大内山といふにぞありける

例えば、453番歌である。『新勅撰和歌集』の詞書は、勅使として齋宮のもとに参上して詠んだ歌である、というものである。一方、坊門局筆本の詞書は詠まれた時がもう少し限定されており、長奉送使として齋宮の伊勢下向に同行し齋宮を送り届けた後、帰郷する際

に詠んだものとする。また、第五句にも異同があり、『新勅撰和歌集』には「うたがひもなし」とあるが、坊門局筆本には「うたがひもあらし」とある。これらについて、片桐洋一氏は『新勅撰和歌集』の詞書に省略が見られ、和歌にも小異があるが、定家が字余り歌にいささかの訂正を加えつつ該本（稿者注…坊門局筆本）から採歌したと見るのが素直な見方であろう」とする。ただし、『大和物語』には地の文に「伊勢の国に、さきの齋宮おはしましける時に、堤の中納言、勅使にて下り給ひて」とあって、『新勅撰和歌集』の詞書に最も近く、歌本文は完全に一致しているのである。これは『大和物語』から採歌したと見るべきであろう。

もう一首、<sup>1265</sup>番歌を見てみたい。『新勅撰和歌集』を『兼輔集』諸本に限って比較すると、確かに坊門局筆本が最も『新勅撰和歌集』に近い。また、『新勅撰和歌集』の詞書の後半部分には「ふもとよりくものたちのぼりけるを見てよみ侍りける」と、兼輔が宇多上皇のいる仁和寺を訪れた際に目にした景色が記されている。坊門局筆本にも「ふかき山なれば、雲は御むる<sup>(マ)</sup>仕ちかうたちけるおみて」と同様の情景が示されている。さらには、歌本文に関しても坊門局筆本以外の諸本は『新勅撰和歌集』との間に第二・三・五句に異同があるが、坊門局筆本との異同は第五句にしかない。このようなことから片桐洋一氏は『新



勅撰和歌集』が典拠としたのは坊門局筆本であると考え、「我田引水の誇りを免れないが、「おほうち山とむべぞありける」の「むべぞ」が固ぐるしくてなじまないの、（中略）定家が「おほうち山といふにぞありける」と訂正したのでなかったのかと思うのである」と述べている。しかし『大和物語』の第五句は「いふにぞありける」で『新勅撰和歌集』と一致している。この歌も『大和物語』に拠ったと見るべきであろう。以上三首は『大和物語』に依ったと考えられるが、819番歌はそもそも『大和物語』に見られない歌であり、歌本文は坊門局筆本のものに最も近い。坊門局筆本も『新勅撰和歌集』の編集に用いられた可能性が高いと思われる。

俊成が『六百番歌合』『千五百番歌合』の判詞や『八雲御抄』において、『源氏物語』『伊勢物語』『大和物語』を歌人の詠むべきものとして取り上げて以来、物語歌は重視されるようになり、定家も物語歌を集成した『風葉和歌集』を編んでいる。鈴木隆司氏・安田徳子氏によると、『新勅撰和歌集』にある『大和物語』と重複歌十六首のうち、一首（恋歌四・884）を除く十五首は全て『大和物語』によって選ばれたものであるという。また、兼輔は『大和物語』に九段に登場し兼輔の歌は七首が収められている。そのうち一首（七十五段）は『古今和歌集』に、二首（四十五・七十四段）は『後撰和歌集』にすでに収めら

れており、『新勅撰和歌集』の編纂時点で、定家が選ぶことを許されていたのは三十五・三十六・七十一・七十三段の四首である。定家はそのうち三首を『新勅撰和歌集』に採用している。このようなことから、定家は『大和物語』に収められた兼輔歌を重視し、坊門局筆本は補助的に用いたと考えるべきであろう。

#### 四　むすびに

俊成が『千載和歌集』に選び入れた歌の中に、坊門局筆本私家集の伝わっている十歌人のうち寂然・藤原実家以外の歌はない。もしも、坊門局筆本そのものを重視していたならば、坊門局筆本から何首か選び入れても良さそうなものである。定家は『新勅撰和歌集』に歌人の中から、寂然・藤原兼輔・源順・清原元輔・大中臣能宣・源重之・藤原興風・藤原清正・藤原実家の歌を選び入れているが、寂然・実家の歌以外は特に坊門局筆本を重用した形跡はない。

俊成にとっては、坊門局筆本は自身が見出し書写させた上に自ら手を加えた伝本である。『千載和歌集』編纂の際には、きつと書写させたことを思い出したことだろう。しかし、

寂然・実家以外の歌は坊門局筆本を用いていない。定家にとっても重要な伝本であったことには変わりないであろう。現存する坊門局筆本私家集の殆どに定家の集付や書き入れが見られることから、定家は確かに坊門局筆本を手に取り目を通してゐる。しかし、定家も勅撰集編纂の際に積極的に用いていない。俊成も定家も自身（或いは父）が成立に関わった伝本だからといって、坊門局筆本を最頁目に見ているわけではない。どの伝本を勅撰集の撰歌源とするか。こう考えた時、俊成・定家の目には、坊門局筆本私家集は相応しくないものと映ったようである。

〈注〉

(1) 前節「二 坊門局筆本私家集について」参照。

(2) 井上宗雄氏「高松宮本「唯心房集」―翻刻と解説―」(『国語と国文学』、第五五六号、昭和四十五年四月)。

(3) 田中登氏「解題」(叢書『平安私家集三』、朝日新聞社、一九九五年)、田中登氏「坊門局の書写活動」(『王朝和歌と史的展開』、笠間書店、一九九七年)。

(4) 坊門局筆本私家集の伝わる歌人うち、俊成・定家と年代的に近いのは、寂然のほか藤原実家(『近衛大納言集』)である。実家の家集は坊門局筆本と坊門局筆本の直接の転写本しか知られていない。また、実家の歌は『千載和歌集』に八首、『新勅撰和歌集』に三首が収められているが、そのうち『新勅撰和歌集』の一首を除く全てが坊門局筆本に見られるもので、詞書や歌本文も一致している。

(5) 片桐洋一氏「解題」(叢書『平安私家集三』)。

(6) 鈴木隆司氏「新古今集・新勅撰集の大和物語歌」(『王朝文学の本質と変容 散文編』、和泉書院、二〇〇一年)、安田徳子氏「勅撰集編集資料としての『伊勢物語』『大和物語』」、『新古今集』、『新勅撰和歌集』、『続後撰和歌集』、『続古今和歌集』を中心に――(名古屋大学国語国文学、二〇〇七年十月)

〈附記〉

本節に於ける引用には以下を用いた。私に句読点・濁点を付したり、表記を改めた箇所がある。

- ・『千載和歌集』：『新編国歌大観 第一卷』（角川書店、一九八三年）
- ・『新勅撰和歌集』：『新編国歌大観 第一卷』
- ・『月詣和歌集』：『新編国歌大観 卷二第』（角川書店、一九八四年）
- ・『続詞花和歌集』：『新編国歌大観 卷二第』
- ・坊門局筆本『唯心房集』：『古筆学大成』第十八卷（講談社、一九九一年）。なお、公開されていない1、3、10、14、65、70番歌以外は以下に拠った。井上宗雄氏「高松宮本「唯心房集」―翻刻と解説―」（『国語と国文学』、第五五六号、一九七〇年四月）。
- ・坊門局筆本『兼輔集』：叢書『平安私家集三』（朝日新聞社、一九九五年）、『新編私家集大成 CD・ROM版』「兼輔Ⅳ」（二〇〇八年十二月、エムワイ企画）
- ・釈教歌・今様歌から成る『唯心坊集』：『新編私家集大成 CD・ROM版』「寂然Ⅱ」
- ・寿永百首：『新編私家集大成 CD・ROM版』「寂然Ⅲ」
- ・法門百首：『新編国歌大観 第十卷』（角川書店、一九九二年）
- ・西本願寺本『兼輔集』：久曾神昇『西本願寺本三十六人家集』（風間書房、一九六六年）
- ・伝阿仏尼筆本『兼輔集』：『新編私家集大成 CD・ROM版』「兼輔Ⅱ」
- ・唐草裝飾本『兼輔集』：『新編私家集大成 CD・ROM版』「兼輔Ⅴ」

- ・伝紀貫之筆部類名家集切『兼輔集』：『新編私家集大成CD・ROM版』「兼輔Ⅲ」
- ・『大和物語』：『新編日本古典文学全集』（小学館、一九九四年）

## 第四章 冷泉家時雨亭文庫蔵本『古今金玉集』の生成

### 一 はじめに

近年、従来の諸本分類に当てはまらない「異本」系統とされる歌集が多く紹介されている。例えば、冷泉家時雨亭文庫蔵唐草装飾本『小野小町集』や『素性法師集』などである<sup>(1)</sup>。このような歌集は他の現存諸本とは同列に論じることのできないものとして位置づけられ、ともすればそれらとは異なる成立過程をたどったかのように見られたり、そもそも諸本分類において度外視されるような傾向さえあった。しかし、従来の分類に当てはめられないというだけで、このように見なしてよいものだろうか。稿者は「異本」の存在意義を重視し、現存諸本との比較や同時代に写された和歌集との比較を通して、「異本」がいかにして生まれ享受されたのかを明らかにしたいと考える。

本章では藤原公任の撰集のうちの『金玉集』、特に冷泉家時雨亭文庫蔵本『古今金玉集』を取り上げる<sup>(2)</sup>。これまで、『金玉集』諸本はその作者名の異同や歌の出入りなどによつ

て甲・乙・丙の三系統に分類され、それぞれが公任が試行錯誤しつつ編纂した課程を示すものと考えられてきた<sup>(3)</sup>。次に、それぞれを代表する伝本を示す。各系統の引用はこれらによっている。なお、冷泉家時雨亭文庫蔵本と高松宮家伝来禁裏本は括弧内の略称を用い、『金玉集』という呼称で統一する。

甲本系統　パリ東洋ギメ美術館図書館蔵本

乙本系統　群書類従本

丙本系統　穂久邇文庫蔵本

異本系統　冷泉家時雨亭文庫蔵本（時雨亭文庫蔵本）

高松宮家伝来禁裏本（高松宮家伝来本）

時雨亭文庫蔵本は、冷泉家の御文庫が開かれて初めて存在が知られた一本である。その転写本にあたる高松宮家伝来本については、竹鼻績氏が本文に注目し、「独自異文が多くて、『金玉集』の本文研究上注目すべきものである」と指摘している<sup>(4)</sup>。しかし、近世の書写本であるためか、その後ほとんど取り上げられることはなかった<sup>(5)</sup>。冷泉家時雨亭叢書の刊行によって、鎌倉時代に遡りうる特異な伝本として、この系統の『金玉集』に再びスポットライトが当たることになった。



時雨亭文庫蔵本は多くの問題を孕んでいる。既に指摘されている、他系統の『金玉集』と大きく異なる点を次に挙げる<sup>(6)</sup>。先ず、歌数が少ないという点である。甲本系統は六十九首<sup>(7)</sup>、乙本系統は七十八首、丙本系統は七十六首であるのに対して、時雨亭文庫蔵本は五十二首である。これは、丙本系統の26、31、43、65、68、76番歌の計二十四首を欠くためである。また詞書について言うと、甲本系統では十八首、乙本系統では二十二首、丙本系統では十九首に詞書が付されているが、時雨亭文庫蔵本には詞書が全くない。さらに、その具体例は先行論に譲るが、歌句の異同も多く、時雨亭文庫蔵本の独自異文も多数ある。配列も時雨亭文庫蔵本と完全に一致するものはない。このように、時雨亭文庫蔵本は他の諸本に比して、「異本」系統と捉えるべき要素が多く見られる。

このような時雨亭文庫蔵本について、他の『金玉集』諸本との比較によって、時雨亭文庫蔵本の『金玉集』諸本における位置づけを考察する。そして、時雨亭文庫蔵本と藤田美術館蔵本『深窓秘抄』に着目し、両者の形態的な類似点を指摘することを通じて、「異本」「異文」の生成の一端を明らかにしたいと考える。

二 『金玉集』諸本と時雨亭文庫蔵本

時雨亭文庫蔵本にはどのような特徴があるのだろうか。竹鼻績氏<sup>(8)</sup>は高松宮家伝来本の配列と歌の出入りの一部を取り上げ、甲本系統の特徴と乙本系統の特徴を併せ持つことを指摘し、両系統の中間に当たるものとして位置づけている。また、「解題」では竹鼻績氏  
 が取り上げた事項に加えて、作者名・配列・歌の出入・歌句の異同を詳細に示している。

≪表 I ≫

						歌句
30	29	28	27	26	25	あふさかのせきのし水に
見る人もなくてちりぬる	もみぢせぬときはの山に	かはぎりのふもとをこめて	かりにくときくにこゝろの	あふさかのせきのいはかど		
29	26	28	27	×	25	時
28	25	27	26	×	24	甲
30	29	28	27	26	25	乙
30	29	28	27	26	25	丙

その上で、「従来の系統には分類でき」ず、「今までの研究とは異なる角度から考察する必要がある」とする。確かに、時雨亭文庫蔵本はある系統のものに完全に一致しないが、特に配列を見ると現存諸本と共通する点がある。一例として、丙本系統25〜30番歌の配列を≪表Ⅰ≫に示した。

時雨亭文庫蔵本と甲本系統は「あふさかのせきのし水に」歌の次に「もみぢせぬ」歌が位置する。さらに、「あふさかのせきのいはかど」歌がなく、時雨亭文庫蔵本と甲本系統は歌順が完全に一致する。≪表Ⅰ≫の配列の他に、時雨亭文庫蔵本の34〜36番歌は丙本系統とのみ一致している。時雨亭文庫蔵本の配列は、いずれかの系統に完全に一致するわけではないが、他の『金玉集』諸本から完全に外れるわけではないことが確認される。

次に、諸本間の作者名の異同を見る。≪表Ⅱ≫は「解題」に示された表を元に行っているが、ここでは時雨亭文庫蔵本の歌番号に拠り、時雨亭文庫蔵本を乙本系統と丙本系統の間に置いて示した。

《表Ⅱ》

52	48	46	45	43	41	28	21	20	17	8	7	
清原元輔	藤原経臣	小野篁	傳のとのゝはゝ	母女御	菅原贈太政大臣	読 <sub>レ</sub> 人不知	読 <sub>レ</sub> 人不知	一条大臣	読 <sub>レ</sub> 人不知	壬生忠見	読 <sub>レ</sub> 人不知	甲本
藤原もと輔	藤原信直	小野篁	傳のとのゝ母	斎宮女御	菅原贈太政大臣	読 <sub>レ</sub> 人不知	よみ人しらず	一条左大臣	読 <sub>レ</sub> 人しらず	たゞみ	読 <sub>レ</sub> 人しらず	乙本
もとざね	経臣	小野宮大臣	みちつなのはゝ	斎宮女御	すがはらの大臣	ナシ	ナシ	一条摂政	ナシ	忠みね	ナシ	時雨亭文庫蔵本
藤原もとざね	藏人藤原信直	小野宮大臣	大納言みちつな之母	斎宮女御	菅丞相	ふかやぶ	四条大納言	一条摂政	中納言家持	たゞみね	山辺赤人	丙本

まず、7・17・21・28番歌は甲・乙本系統では「よみ人しらず」であるが、丙本系統ではそれぞれ作者を明らかにする。「解題」にも指摘されるように、時雨亭文庫蔵本は「よみ人しらず」に関してはこの四首に限らず一貫して何も記さない。この四首については、時雨亭文庫蔵本と甲・乙本系統は記述の方針は異なっても表す内容は一致しているといふことになる。一方、丙本と共通する事例もある。例えば、8番歌は時雨亭文庫蔵本と丙本系統には「忠岑」とあり、甲・乙本系統には「忠見」とある。《表Ⅱ》を整理すると、時雨亭文庫蔵本の作者名は甲・乙本系統と一致するもの（7・17・21・28・41）と、丙本系統と一致するもの（8・20・43・45・46・52）に分けられる。ここから判断すると時雨亭文庫蔵本はおおむね乙本から丙本への過渡期にあるものと考えられる。48番歌は例外となるが、それは藤原経臣が勅撰集に一首しか採られていない、それほど有名でない歌人であったため、字形の似通った「信直」に書き誤ったものと思われる。

以上をまとめると、確かに時雨亭文庫蔵本をいづれかの系統に当てはめることはできない。しかし、時雨亭文庫蔵本も歌の出入りや作者名など、部分的には他の『金玉集』諸本と共通する要素があり、従来の系統論から完全に遊離したものではないことがわかった。ただ、時雨亭文庫蔵本にのみ詞書が見られないことについてはなお不審が残る。仮に、時

雨亭文庫蔵本を従来の系統論に則って、公任の撰集過程のある一段階のものとして、乙本系統と丙本系統の間に位置づけた場合、公任は時雨亭文庫蔵本の段階で詞書を削除し、再び丙本系統の段階で詞書を付加したことになる。しかし、撰者である公任自身がこのようなことをおこなったとは考えがたい。ここには何らかの別の事情があると考えるほかない。次章では、時雨亭文庫蔵本の詞書の問題について、藤田美術館蔵本『深窓秘抄』との比較を通して考察してゆきたい。

### 三 時雨亭文庫蔵本『金玉集』と藤田美術館蔵本『深窓秘抄』

『深窓秘抄』も公任の手になる秀歌撰である。『金玉集』と同様に四季・恋・雑の部立を持ち、計百一首というコンパクトさである。藤田美術館に蔵される一本のみが知られている。時雨亭文庫蔵本『金玉集』と藤田美術館蔵本『深窓秘抄』には類似点が多い。一見して認められる最大の共通点は、詞書が全く見られないという点である。他にも作者の表記方法にも類似点が見られる。本章ではこれらを総合的に考察し、時雨亭文庫蔵本『金玉集』がどのような意図で作成・享受されたのかを明らかにしたいと考える。

まず、作者表記についてである。ここでは「凡河内躬恒」と「みつね」のように、氏を示すか示さないかという表記法に着目する。原則として氏や家を示さない天皇・親王・僧・女性とよみ人しらずの歌を除外し、一首のみ採られる人物と二首以上採られる人物に分類する。

はじめに時雨亭文庫蔵本を見る。全五十二首のうち、作者表記のない十一首、天皇の一首、僧侶の一首、女性の七首を除いた三十二首について、歌番号とともに挙げた。

一首のみ

5 源当純、15 業平、20 一条摂政、23 きむただ、24 忠見、33 人丸、34 あかひと、41 すがはらの朝臣、44 直幹、47 たかみつ、48 経臣、52 もとざね

二首以上

凡河内躬恒 …… 1 凡河内躬恒 …… 6 13 16 みつね

壬生忠岑 …… 2 忠岑 …… 8 忠みね

源重之 …… 3 源重之 …… 11 重之

大中臣能宣 …… 9 26 51 よしのぶ

紀貫之 …… 10 22 25 貫之 …… 14 貫ゆき …… 18 29 つらゆき

小野宮大臣 …… 39 46 小野宮大臣

一首の場合、「源当純」(5)のほかは名のみ、もしくは「一条摂政」(20)、「すがはらの朝臣」(41)のような通称で示されている。また、二首以上採られる人物に關しても、「凡河内躬恒」(1)、「源重之」(3)以外は全て名のみである。時雨亭文庫蔵本の作者表記は、原則的に名のみであるということがわかる。

これは『深窓秘抄』においても同様である。『深窓秘抄』(藤田美術館蔵本)全百一首のうち、天皇の二首、親王の三首、僧侶の四首、女性の十五首、「無名」の九首、「同上」「同名」の二首を除く六十六首について同様に示す。

一首のみ

10 むねゆき、22 やかもち、23 一条摂政、28 久米広庭、29 公忠、31 すけかた、43 義孝少将、47 ふかやぶ、48 とものり、49 きよまさ、53 八束、60 これのり、69 朝忠中納言、79 仲丸、80 をのゝたかむら、82 小野みやどの、83 菅丞相、86 兼輔中納言、88 直幹、89 もとぎね、90 仲文、94 すけあきら、95 みちのぶ中將、96 たかみつの朝臣

二首以上

柿本人麻呂 …… 1 51 71 74 75 ひとまる 8 人丸



壬生忠岑	∴	2	11	たぐみね
源重之	∴	3	73	しげゆき
紀貫之	∴	4	12	25
			38	54
			59	72
				つらゆき
平兼盛	∴	5	17	32
			52	62
			93	かねもり
				39
				兼盛
凡河内躬恒	∴	7	16	20
			27	55
			63	みつね
山辺赤人	∴	9	あかひと	77
			赤人	
壬生忠見	∴	13	30	61
				たぐみ
在原業平	∴	19	業平	67
				なりひら
源順	∴	45	57	したがふ
藤原敦忠	∴	46	あつたし <small>(ママ)</small> の中納言	70
			敦忠中納言	

一首のみ採られる人物、二首以上採られる人物に限らず、そのほとんどが名のみか通称で示される。氏も示すのは「久米広庭」(28)、「をのゝたかむら」(80)の二人のみである。このように、時雨亭文庫蔵本『金玉集』と藤田美術館蔵本『深窓秘抄』は原則的に氏を示さない表記法を取っている。

次に、時雨亭文庫蔵本以外の『金玉集』諸本を代表して、丙本系統(穂久邇文庫本)の

作者表記を取りあげる。全七十六首のうち、天皇の二首、僧侶の三首、女性の十二首、読  
人しらずの八首を除外した五十一首を対象にした。

一首のみ

- 5 源まさずみ、15 業平朝臣、18 中納言家持、20 一条摂政、21 四条大納言、  
23 源きんたゞ朝臣、26 大弐高遠、28 ふかやぶ、34 紀友則、38 坂上これのり、  
45 中納言あさたゞ、51 阿部なか丸、55 菅丞相、56 小野篁、58 橘直幹、61 高光少将、  
62 蔵人藤原信直、67 藤原もとざね、73 菅原輔昭

二首以上

- |       |   |            |                        |
|-------|---|------------|------------------------|
| 凡河内躬恒 | ： | 1 凡河内躬恒    | 6 13 16 32 42 みつね      |
| 壬生忠岑  | ： | 2 壬生忠岑     | 8 24 たゞみね              |
| 源重之   | ： | 3 源重之      | 11 しげゆき                |
| 山辺赤人  | ： | 7 山辺赤人     | 48 あか人                 |
| 紀貫之   | ： | 10 紀貫之     | 14 17 22 25 30 35 つらゆき |
| 大中臣能宣 | ： | 29 66 よしのぶ |                        |
| 平兼盛   | ： | 31 藤原かねもり  | 39 72 かねもり             |

柿本人麻呂 …… 33 47 人丸

小野宮大臣 …… 53 をのゝ宮の大臣 60 小野宮大臣

藤原仲文 …… 68 藤原仲文 71 仲文

一首のみの場合は全十九首中十首（5 23 34 38 51 56 58 62 67 63）に氏と名を示している。氏を示さないのは「業平朝臣」（15）・「ふかやぶ」（28）といった有名な歌人か、「一条摂政」（20・藤原伊尹）、「四条大納言」（21・藤原公任）、「中納言あさただ」（45・藤原朝忠）といった高位に昇った人物がほとんどである。二首以上の人物については、原則的に一首目は氏と名を、二首目以降は名のみを記している。柿本人麻呂と小野宮大臣の場合に、一首目であつても氏を示さないのは、一首の場合と同様の理由によると思われる。この傾向は甲本系統と乙本系統においても同様である。

このように、時雨亭文庫蔵本『金玉集』・藤田美術館蔵本『深窓秘抄』と、時雨亭文庫蔵本以外の『金玉集』は、作者表記の方針が異なっている。時雨亭文庫蔵本以外の『金玉集』は初めて登場する作者については氏を示し、二回目以降は名のみか通称を示すに留めている。一見、複数の表記法が混在しているように見えるが、実は整然とした一つの方針に貫かれている。歌集を手にとった人物に作者を正しく理解させることができるという意

味において機能的である。一方、時雨亭文庫蔵本『金玉集』と藤田美術館蔵本『深窓秘抄』は一貫して名だけで示すという方法を取っている。確かに、凡河内躬恒や壬生忠岑など、誰もが知る歌人については氏を明示する必要はないかもしれない。しかし、橘直幹や藤原経臣などそれほど有名でない歌人についても一律に名のみ表記に置き換えることは、読者が正しく作者を理解できないという危険を伴う。時雨亭文庫蔵本『金玉集』と藤田美術館蔵本『深窓秘抄』の作者表記は、読者に正確な情報を伝えることを第一義としたものではないと考えられる。

詞書についても同様のことが言えるだろう。『金玉集』は全ての歌に詞書が付されているわけではなく、甲本系統では全六十九首中十八首に、乙本系統では七十八首中二十二首に、丙本系統では七十六首中十九首に見え、その大部分は雑部にある。このような詞書の状態は一見粗雑であることから、『金玉集』は未精選の状態で、詞書のない『深窓秘抄』こそが公任が意図した完成形だと見る向きもある<sup>9)</sup>。しかし、詞書を削除すると歌の正しい理解を損なうことにつながりかねない。そのような恐れのある例として、時雨亭文庫蔵本『金玉集』と藤田美術館蔵本『深窓秘抄』にのみ詞書が見られない、時雨亭文庫蔵本52番歌と『金玉集』の各系統の詞書を次に挙げた。

52 としごとののはるのわかれをあはれとも人にをくるゝ人ぞしりける

甲…蔵人所のこれかれ哥よみ侍けるに

乙…蔵人処のこれかれ歌侍りけるに

丙…蔵人所にてせんしける

藤原元真が、春の県召の除目で官を得た同僚の蔵人に対して詠んだものである。元真は毎春任地へと旅立つ同僚を見送ってばかりであったらしい。詞書に「蔵人所」「せん（餞）」などと示されていなければ、「としごとののはるのわかれ」がどのような別れであるのか明確ではない。詞書に詠歌事情が示されているからこそ、官を得られずに都に取り残されることになった元真の悲哀を読み取ることができるのである。正確な情報を伝えることを優先するのであれば、詞書を削除するべきではないだろう。時雨亭文庫蔵本『金玉集』と藤田美術館蔵本『深窓秘抄』に共通する詞書の削除という現象は、正確な詠歌事情を伝えることを軽視しているという点で、作者表記のあり方と軌を一にしている。撰者である公任が正しい詠歌事情を示すことをおろそかにしてこのような改編を行ったとは考えがたいで

あろう。手を加えたのは、公任ではなく書写者をはじめとする後の享受者ではないかと思われ。

藤田美術館蔵本『深窓秘抄』の詞書が後人によって削除された可能性を示唆する断簡が、『古筆学大成 第十六卷』に「伝源俊頼筆 金玉集切(二)」として収められている<sup>(10)</sup>。

向隠岐国路乗舟時哥

小野篁

わたのはらやそしまかけてこぎでぬと

人にはつげよあまのつりぶね

村上御時太后御賀八講若菜哥

御製

いつしかときみにとおもひしわかかなをば

のりのためにぞけふはつみつる

敦敏少将亡逝之後見従東国送

彼少将之許書

小野宮殿

小松茂美氏は『古筆学大成』の解題において、この断簡に詞書が見られることから、『金玉集』であると認定している。これは『金玉集』丙本系統の56・52・53番歌に相当し、どの系統の歌順とも一致しない。一方、久保木秀夫氏<sup>(11)</sup>はこの三首が『深窓秘抄』にも見られ、配列も『深窓秘抄』の80・81・82番と共通することから、この断簡は『金玉集』ではなく、『深窓秘抄』のものである可能性が極めて高いと指摘している。確かに『金玉集』諸本の中に同様の詞書や配列を持つものがない以上、『深窓秘抄』の断簡とする方が妥当と考えられる。このように見ると、現在の藤田美術館蔵本『深窓秘抄』の状態を、公任自身が編んだ当時の姿と捉えることも難しくなる。つまり、『深窓秘抄』も本来は詞書を有していたが、後人の手によって削除された可能性がある。

それでは、何故、時雨亭文庫蔵本『金玉集』や藤田美術館蔵本『深窓秘抄』のような、正確な詠歌事情を伝えることを軽視した歌集が生まれたのであろうか。それは、両者が「装飾本」として作成・享受されたことと密接に関わると思われる。厳密には、時雨亭文庫蔵本自体は美しい装飾本ではない。ただし、為家の書写奥書には親本の料紙と筆跡についての記述がある。

即書写

建長五年十一月

廿四日馳筆

亀甲小紋唐紙

本旧手跡也

この親本の書写時期は判然としないが、為家は建長五年（一二五三）の時点で「亀甲小紋唐紙」に書かれた、「旧手跡」であると示している。料紙には亀甲小紋の文様が雲母刷りされていたものと思われる。模様が刷り出された唐紙が用いられた古写本の例として、西本願寺本『三十六人集』や、冷泉家時雨亭文庫蔵唐紙本『索性集』<sup>(12)</sup>などがある。特に西本願寺本『三十六人集』は料紙をはじめとした装丁だけでなく筆致も極めて美しく、華麗な装飾本として知られている。また、『うつほ保物語』（蔵開中）には、俊蔭の母親の家集の様子を「唐の色紙を中より押し折りて、大の冊子に作りて、厚さ三寸ばかりにて、一つには例の女の手、二行に一歌書き、一つには草、行同じごと、一つには片仮名、一つには葦手」と表している。「唐の色紙」で作られたこの集は、料紙だけでなく各冊の手跡もとりどりに、贅を尽くして作られた美しい写本である。時雨亭文庫蔵本『金玉集』の親本



もこれに類する、平安時代に遡りうる美麗な裝飾料紙に書かれた古写本でなかったかと想定される。為家が奥書にあえて「亀甲小紋唐紙」と記していることから、為家の目にも美しい裝飾本として映ったのではないだろうか。

一方の『深窓秘抄』も卷子装で、藍と紫の飛雲が漉き込まれた料紙に、たつぷりと余白を取って書かれている。このような料紙は平安時代に特有のもので十一世紀半ばから十二世紀の半ば頃に限っておこなわれたものであるという<sup>(13)</sup>。

時雨亭文庫蔵本『金玉集』の親本と藤田美術館蔵本『深窓秘抄』はいずれも裝飾性を重視している。そのため、正確な情報を伝えることは軽視されたのではないだろうか。「裝飾本」の定義を定めるのは難しく、裝飾性を高めるための工夫には、美しい紙を用いる、散らし書きをする、多用な字母を用いるなど、様々なものがある。この二本のように、詞書を削除し作者表記を名のみに統一することも、統一された視覚的な美しさを求めているという点で裝飾性を高めていると考えられるのではないだろうか。特に、時雨亭文庫蔵本以外の『金玉集』に見られる詞書は、一部に偏って付されており、長さも一定でない。時雨亭文庫蔵本『金玉集』を改編した人物はこのような詞書な状態は粗雑なものであって、裝飾本にふさわしくないと見て、削除したと考えられる。

ここまで考察してきたように、時雨亭文庫蔵本『金玉集』も藤田美術館蔵本『深窓秘抄』も、装飾性を高めようとして書写享受される中で、テキストが軽視され詞書を失った可能性が高い。『金玉集』は詞書のあるもの、『深窓秘抄』は詞書のないものという前提は捨てなければならぬ。また、藤田美術館蔵本『深窓秘抄』は書写年代が公任の生存時期に非常に近く、美しい装飾本であるということから、「清書本」としての位置づけがなされてきた。しかし、古いものが絶対的に正しいという態度ではなく、一つ一つの伝本がどのような場でどのような人物によってどのように意図をもって書写されたのかを、丁寧に読み解く必要があると考える。時雨亭文庫蔵本『金玉集』はこのようなことを示唆する、極めて重要な伝本なのである。

#### 四　むすびに

ここまで、時雨亭文庫蔵本『金玉集』の生成と享受について論じてきた。時雨亭文庫蔵本は、配列や作者名などから見ると、従来の系統論から完全に外れているわけではなく、公任の撰集過程のある段階のものと考えられなくもない。しかし、作者表記や詞書に関

しては本来の編者とは別の享受者や書写者の手が加わっており、そのため、現在のような特異な形態を持つに至ったと考えられる。

「異本」「異文」は、単なる例外・特殊例ではない。平安時代の書写・享受のありようが、大いに関係していると思われる。和歌における古典が確立し、「不違一字」で書写をするのが当然になり、和歌を「学ぶ」ようになる以前、歌集はどのように作成され、享受されていたのであろうか。その実体を解明することはなかなか困難であるが、興味の尽きない問題である。

〈注〉

(1) 叢書『平安私家集七』（朝日新聞社、一九九九年）所収。第一部第一章参照。

(2) 叢書『平安中世私撰集』（朝日新聞社、一九九三年）所収。

(3) 久曾神昇氏『西本願寺本三十六人集精成』（風間書房、一九六六年）、竹鼻績氏「金玉集」解題（日本古典文学影印叢刊『新撰朗詠集・金玉集・臨永和歌集』、貴重本刊行会、一九八一年）、樋口芳麻呂氏『平安・鎌倉時代秀歌撰の研究』（ひたく書房、一九

八三年)、川村晃生氏「公任の秀歌撰―金玉集をめぐって―」(『百人一首と秀歌撰』、風間書房、一九九四年)など。

(4) 「金玉集」解題(『新撰朗詠集・金玉集・臨永和歌集』)。

(5) 樋口芳麻呂氏(『平安・鎌倉時代秀歌撰の研究』)が竹鼻績氏と同様に「巻中・巻尾を脱した残欠本」として、高松宮家伝来本を取り上げているが、本文系統等については述べていない。

(6) 叢書『平安私家集七』所収の、赤瀬信吾氏・岩坪健氏の「解題」に詳しい。

(7) 巻末の「或本入之歌」の七首を含めると七十六首である。

(8) 竹鼻績氏が調査したのは高松宮家伝来本だが、高松宮家伝来本は時雨亭文庫蔵本の忠実な写本であることから、ここでは竹鼻績氏の調査結果を時雨亭文庫蔵本にも適用できるものとしてとらえている。

(9) 木越隆氏「公任の選歌意識―『深窓秘抄』を中心に―」(『埼玉大学国語教育論叢』、第一号、一九九六年十一月)。

(10) 小松茂美氏編『古筆学大成 第十六卷』(講談社、一九九〇年)。

(11) 「『深窓秘抄』に関する古筆資料二点―伝源俊頼筆断簡・深窓秘抄目録―」(『和歌文

学研究』、第八十三号、二〇〇一年十二月）。

(12) 叢書『平安私家集一』（朝日新聞社、一九九三年）所収。

(13) 小松茂美氏「平安 深窓秘抄」（『日本名跡叢刊』、二玄社、一九七八年）。

〈附記〉

本稿における引用には以下を用いた。私に句読点・濁点を付したり、表記を改めた箇所がある。

・ 甲本系統：ミシエル・ヴィエイヤール・バロン氏「パリ東洋ギメ美術館図書館蔵二条為忠筆秀歌撰集―影印・翻刻・解題―」（『古代中世文学論考 第十九集』、新典社、二〇〇七年）

・ 乙本系統：『群書類従』第十輯

・ 丙本系統：日本古典文学影印叢刊『新撰朗詠集・金玉集・臨永和歌集』（貴重本刊行会、一九八一年）

・ 時雨亭文庫蔵本：叢書『平安中世私撰集』（朝日新聞社、一九九三年）

- ・ 深窓秘抄：日本名筆選『深窓秘抄』（二玄社、一九九三年）
- ・ うつほ物語：新編日本古典文学全集『うつほ物語②』（小学館、二〇〇一年）

第二部

苦闘する著作者

## 藤原公任の私撰集編纂

―『金玉集』『深窓秘抄』の配列と構成から

### 一 はじめに

藤原公任は数多くの和歌集を編んだ。自撰とされるものだけでも、勅撰集に準じた『如意宝集』『拾遺抄』、それよりも小型の私撰集『金玉集』『深窓秘抄』、和漢の秀句を併載した『和漢朗詠集』、歌合形式の『前十五番歌合』『三十六人撰』、歌論書『新撰髓脳』『九品和歌』と形態も様々である。公任は私撰集に対して並々ならぬ情熱を注いでいたようである。また、『後拾遺和歌集』仮名序には「かしこきもいやしきも、知れるも知らざるも、玉くしげあけくれの心をやるなかだちとせずといふことなし」とあり、公任の著作は貴賤を問わず賞翫されたという。中でも、『金玉集』と『深窓秘抄』は、部立・配列・構成などに類似点が多く、『深窓秘抄』は『金玉集』を基幹にして成立したと考えられている。本章では、特に、『金玉集』『深窓秘抄』に着目し、配列と構成から公任の撰歌態度など



を探りたいと考える。はじめに、簡単に『金玉集』と『深窓秘抄』について、既に明らかにされていることを、簡潔にまとめておきたい。

まず、『金玉集』についてである。『金玉集』は『古今和歌集』『後撰和歌集』『拾遺抄』に見られる秀歌を選び出し、四季・恋・雑に分類した私撰集である。甲本系統・乙本系統・丙本系統・冷泉家時雨亭文庫蔵本系統の四系統に分類されており、うち、甲・乙・丙本系統は作者表記の異同などによって、先後関係と大まかな成立年次を知ることができる<sup>(1)</sup>。各系統を代表する諸本と、その成立年次を示した。

甲本系統 ギメ美術館図書館蔵本 寛弘四年(一〇〇七)以前

乙本系統 群書類従本 寛弘四年〜八年

丙本系統 穂久邇文庫蔵本 寛弘八年六月以降

また、ここに分類できない「異本系統」が、冷泉家時雨亭文庫蔵本系統である。

『深窓秘抄』は藤田美術館に蔵される平安時代後期の書写本が唯一の完本として知られる。総歌数百一首で四季・恋・雑に分類され、詞書がない。『金玉集』歌の七十五%が『深窓秘抄』に収められる上に、作者表記は『金玉集』の丙本に最も近いとされており、『深窓秘抄』は『金玉集』を承けて成立したと考えられている<sup>(2)</sup>。特に人麻呂詠が『金玉集』

では二首（甲・乙本系統では一首）であるのに対し、『深窓秘抄』は六首を収め、巻頭も飾っていることから、『深窓秘抄』は「公任の人麿評価に関しての『金玉集』の改訂版」と捉えられている。<sup>(3)</sup>

稿者は、第一部第四章において『金玉集』諸本の中でも特異な形態を持つ、冷泉家時雨亭文庫蔵本の成立を論じたことがある。<sup>(4)</sup> その中で稿者は、冷泉家時雨亭文庫蔵本は甲・乙・丙本系統と全く別系統の伝本ではないが、本来の編者である公任とは別の享受者（書写者など）の手が加わっており、詞書を失った可能性が高いと指摘した。藤田美術館蔵『深窓秘抄』についても、詞書が全く無く、作者表記の在り方も冷泉家時雨亭文庫蔵本に類似していることから、二次的な改編がほどこされている可能性が高いと考えられる。さらに、現存する古筆切のなかに、詞書のある『深窓秘抄』のものと思われる断簡が見出される。<sup>(5)</sup> このようなことから、現存する『金玉集』『深窓秘抄』を、公任が編纂した当初の姿であると即断することはできない。これまで、『金玉集』諸本間の詞書の異同と『深窓秘抄』に詞書がないことを、公任の撰集意図に関連づけて論じられることが多かった。稿者は『金玉集』は詞書のあるもの、『深窓秘抄』は詞書のないものという前提は捨てるべきであると考える。

そこで本章では、詞書ではなく配列や構成に着目して考察をおこなう。それによって、公任がいかにして『金玉集』『深窓秘抄』を撰集したのか、また何故、類似した形態の和歌集を二度にわたって編んだのかを検討する。なお、本章に於ける引用は特に断らない限り、『金玉集』は丙本系統の穂久邇文庫本に、『深窓秘抄』は藤田美術館本に拠った。

## 二 『金玉集』と『深窓秘抄』の関係

それでは、配列と構成の考察に入る前に、『金玉集』と『深窓秘抄』は別個に編まれた和歌集ではないということを確認しておきたい。先に述べたように、『深窓秘抄』は『金玉集』の改訂版とされてきた。それは、『深窓秘抄』の約六割の歌が『金玉集』所収の歌と重っており、配列に類似が見られ、さらに、『深窓秘抄』の方が和歌集として整っていることなどによる。

その他にも、『金玉集』と『深窓秘抄』に特有の共通点がある。一条摂政藤原伊尹の「いにしへは散るをや人の惜しみけむ今は花こそ昔恋ふらし」歌は、『拾遺抄』では雑部上(392)に収められている。詞書には「中納言敦忠まかり隠れて後、比叡の西坂下の山庄に人々罷

りて、花見侍りけるに」とある。『拾遺抄』では、花を詠んだ純粋な四季歌とは理解し難く、昔のままの桜の花と今は亡き敦忠が重ね合わせられている。このように見ると、「昔は花の散るのを主である敦忠が惜しんでいたが、今は花の方が敦忠を恋しがっていることだろうよ」と、敦忠の死を悼む気持ちが込められていると理解される。一方、『金玉集』では20番に、『深窓秘抄』では23番に収められており、ともに春歌として採られている。甲・乙本系統「中納言小野の家にて」という詞書が見られるが、花が散るのを惜しんだ人というのが、今は亡き敦忠であるか否かは問題ではない。公任が『金玉集』『深窓秘抄』において、この歌を春部に収めたのは、敦忠を悼む歌としてではなく、「花」に重きを置いた四季の歌として理解したためと考えられる。『金玉集』『深窓秘抄』では、荒廃した屋敷と美しく咲き誇る桜の花の対比が主題となった、純粋な春歌として提示される。また、『金玉集』61番の高光歌「しばしだに経難く見ゆる世の中にうらやましくも澄める月かな」も同様である。この歌の場合は、初句に異同がある。『拾遺抄』、『金玉集』甲・乙本系統、『高光集』では「ここにだに」、『金玉集』丙本系統・冷泉家時雨亭文庫蔵本、『深窓秘抄』では、「しばしだに」とある。丙本系統は『金玉集』の中でもより最終稿に近いものであって、『深窓秘抄』は『金玉集』からの改訂によって成立していることを示唆している。

このように、『深窓秘抄』の歌句は、『拾遺抄』よりも『金玉集』と密接に関わっており、『金玉集』と『深窓秘抄』は別個に編まれたのではない。このことを確認した上で、『金玉集』『深窓秘抄』の四季部と雑部の配列・構成についての考察に移る。

### 三 四季部の配列・構成について

四季部は『金玉集』『深窓秘抄』ともに、おおむね季節の順行に従って歌が配されている。このことは既に、先達によって指摘されている<sup>6)</sup>。ここでは、全ての歌を挙げることはしないが、春・夏・秋・冬の配列を簡潔に示しておく。

春部は『金玉集』では立春（1）にはじまり、惜春（22）に終わる。全体を通して、季節の順行に従った配列になっている。『深窓秘抄』は新年（1）にはじまり、春の果て（27）に終わる。『金玉集』と十七首まで一致しており、歌序に共通する部分も多く大枠では共通した配列を持っている。ただし、『深窓秘抄』では行く春を惜しむ歌に続けて『古今和歌集』春部の掉尾を飾る「けふとのみ」歌を添えて、春の終わりを明確に示されている。夏部は『金玉集』では、ほととぎす（23・24）の二首のみである。夏の始まりも終わり

も示さないままに秋部へと続いている。公任の目になつた優れた夏の歌が見られなかつたためと考えられている<sup>(7)</sup>。『深窓秘抄』ではこれに六首を加えて八首を収めるが、中でも、ほととぎすを題材にした歌は、歌群をなすほどに増補されている。初夏、ほととぎすの一声を希求し（28・29）、寢覚めに聞く（30）。その頃には卯花が咲き誇り（31）、ほととぎすも終夜盛んに鳴いている（32・33）、といった具合である。続けて夏の短夜（34）、夏越の祓（35）の歌を置いて夏部の締めくくりとし、秋部へのつながりを意識して歌が配列されている。

秋部は『金玉集』には駒牽（25）にはじまり、秋の暮れ（31）に終わる七首を収める。おおむね季節の順行に従っているが、夏部が夏の果てが示されないままに結ばれていることもあって、唐突に秋部がはじまったという感がある。『深窓秘抄』では秋を知らせる風（36）にはじまり、『金玉集』と同じ秋の暮れ（52）に終わるが、『金玉集』よりも歌数が増えた上に、多くの景物が採られており、より充実した構成になっている。

冬部は『金玉集』では初霜の置いた菊（25）にはじまり、年の暮（39）に終わる八首を収める。秋部からの移行もスムーズであり、季節の順行に伴った歌が収められている。『深窓秘抄』では巻頭は霜によって秋から冬への移ろいを知るという歌（53）に改められてい

るが、巻末には『金玉集』と同様の歌を収めており、大枠では同様の構造となっている。このように、概ね季節の順行に沿って歌が配されている。

さらに、巻頭・巻軸歌に着目すると各部の繋がりを意識して構成されていることがわかる。下段に『金玉集』と『深窓秘抄』の四季部の巻頭・巻軸歌を記した一覧表を示した。どちらの場合も、多くの歌に季節の節目となる景物（波線部）が詠み込まれている。ただ、『金玉集』では、先にも述べたように、夏部から秋部にかけての繋がりがなめらかではない。一方、『深窓秘抄』では夏部の巻軸に夏越の歌が、秋部の巻頭には立春の歌が置かれることによって、より整った構成になっている。また、特に『深窓秘抄』の1・27・35番歌には、「昨日」「今日」という語が用いられている。このような表現によって、各部の区切りがより際立ち、季節の移り変わりを読者に印象づける効果のある構成になっていると言えるだろう。

また、詳しく述べることはしないが、恋部の配列・構成も『深窓秘抄』の方が整っている。『金玉集』は恋の始まりから思いを遂げるまでの恋の前半部の歌のみを収めるが、『深窓秘抄』では、男の心変わりを疑い（70）、訪れが間遠になり（71・72）、独り寝をかこつ（74）という、恋の後半部の歌が補われている。

さらに、各部の歌数からも『深窓秘抄』の方がより均整が取れていることが確認される。『金玉集』は春部二十二首・夏部二首・秋部七首・冬部八首と、極端に春部に偏っているが、『深窓秘抄』では春部二十七首・夏部八首・秋部十七首・冬部十首でいくぶん春部が多いものの、春と秋に重きを置いており、和歌集としてバランスの取れたものになっている。このように、『深窓秘抄』の四季部と恋部は、『金玉集』に比べて一つの和歌集としてのまとまりをより意識して配列・構成されている。

《表》

部	春 部		
23	行きやらで山路暮らしつほととき すいま一声の聞かまほしさに	22	1
		花もみな散りぬる宿は行く春のふ るさととこそなりぬべらなれ	えあえぬ雪の花と見ゆらん 春立つと聞きつるからに春日山消
28	家に行きて何を語らんあしひきの 山ほとときす一声も鳴け	27	1
		つことやすき花のかけかは 今日のひと春を思はぬ時だにも立	昨日こそ年は暮れしが春がすみ春 日の山にはや立ちにけり



部 冬		秋 部		夏
<b>39</b>	<b>32</b>	<b>31</b>	<b>25</b>	<b>24</b>
り向かふとなに急ぐらん	数ふれば我が身に積もる年月を送 きまどはせる白菊の花	我がもとゆひの霜にぞありける	暮れてゆく秋の形見に置くものは や引くらん望月のこま	逢坂の関の清水にかけ見えていま ぎす人づてにこそ聞くべかりけれ
<b>62</b>	<b>53</b>	<b>52</b>	<b>36</b>	<b>35</b>
り向かふとなに急ぐらん	数ふれば我が身に積もる年月を送 の葉ごとに置ける朝霜	我がもとゆひの霜にぞありける	暮れてゆく秋の形見に置くものは ぬる朝明の風は袂寒しも	秋立ちていくかもあらねばこの寝 ねぎごと聞かず荒ぶる神たちも 今日は名越の日とは言ふなり

四 雑部の配列・構成について

次は、雑部についてである。四季部・恋部とは異なり、雑部のみ『深窓秘抄』の方が歌

が少ない。『金玉集』雑部の三十首のうち、九首（59 60 62 66 70 71 74 75 76）が削除され、『深窓秘抄』では新たに六首（85 86 95 97 99 101）が補われている。『深窓秘抄』の雑部は計二十七首である。先にも見たように、四季部・恋部の配列と構成は勅撰集に準じているが、雑部のものは一見して無秩序なものとして映る。このような点を、川村晃生氏は「何らかのまとまりを意図していない」とし、「優れた歌が選ばれてさえいれば、事足りると考えたものと推察される」と指摘する<sup>(8)</sup>。一方、阪口和子氏は冒頭五首に関しては海、羈旅、万葉歌人という共通項が認められることから、配列には「なだらかな繋がりが考慮されている」<sup>(9)</sup>と指摘するが、全体に一貫したテーマは見られないとする。また、両者の配列にも共通点が多く見出される。特に、『深窓秘抄』と『金玉集』の冒頭十首は、歌序に異同があるものの全く同じである。

果たして、雑部は秀歌を選び出して置いただけなのだろうか。なだらかな繋がりでまとめられたものなのだろうか。稿者は、賀・離別・羈旅・哀傷といった従来の構成とは異なる、公任独自の分類によって構成されていると考える。『金玉集』と『深窓秘抄』の配列と構成を、歌句や詠歌状況などに着目しつつ詳しく見てゆきたい。次に、『金玉集』雑部の全三十首を詞書・作者を除いて掲出する。

- 47 ほのぼのと明石の浦の朝霧にしま隠れゆく舟をしぞ思ふ
- 48 和歌の浦にしほ満ち来れば潟をなみ芦辺をさしてたづ鳴き渡る
- 49 世の中を何にたとへん朝ぼらけ漕ぎ行く舟の跡の白浪
- 50 藻刈り舟今ぞ渚に来寄すなる汀のたづの声さわぐなり
- 51 天の原振りさけ見れば春日なる三笠の山に出し月かも
- 52 いつしかと君にと思ひし若菜をば法のためにぞ今日は摘みつる
- 53 まだ知らぬ人もありける東路に我も行きてぞ住むべかりける
- 54 忘れてしばしまどろむ程もがないつかは君を夢ならで見ん
- 55 君が住む宿の梢をゆくゆくと隠るるまでにかへり見しかな
- 56 わたの原やそしまかけて漕ぎ出ぬと人には告げよ海士の釣舟
- 57 琴の音に峰の松風かよふらしいづれの緒より調べそめけん
- 58 思ひやる心ばかりはさはらじを何へだつらん峰の白雲
- 59 藤衣流す涙の河水はきしにもまさるものにぞありける
- 60 思はんと頼めしこともあるものを無き名は立てでただに忘れぬ
- 61 しばしだに経難く見ゆる世の中にうらやましくも澄める月かな

- 62 ここにだに光さやけき秋の月雲の上こそ思ひやられるれ
- 63 三輪の山いかに待ち見ん年経とも尋ぬる人もあらじと思へば
- 64 岩橋の夜のちぎりも絶へぬべし明くるわびしき葛城の神
- 65 天下るあら人神のおひあひを思へば久し住吉の松
- 66 君が経んやほよろづよを数ふればかつ今日ぞ七日なりける
- 67 年ごとの春の別れを哀れとも人に遅るる人ぞ知りける
- 68 有明の月の光を待つほどに我がよのいたく老けにけるかな
- 69 命だに心にかなふものならばなにか別れの悲しかるべき
- 70 世の中は夢か現か現とも夢とも知らず有りて無ければ
- 71 流れてと頼めしことはゆくすゑの涙の河を言ふにぞありける
- 72 たよりあらばいかで都に告げやらん 今日白河の関は越えぬと
- 73 まだ知らぬふるさと人は今日までに来んと頼めし我を待つらん
- 74 待ちつらん都の人に逢坂の関まで来ぬと告げややらまし
- 75 風吹けば沖つ白浪竜田山夜半に君がひとり越ゆらん
- 76 津の国の長柄の橋もつくるなり今は我が身を何にたとへん

これらを見ると、「明石の浦」(47)と「和歌の浦」(48)、「峰の松風」(57)と「峰の白雲」(58)、「三輪の山」(63)と「葛城の神」(64)など、前後して同類の歌枕や類似した表現が用いられている箇所が多い。また、そのような表現が見られなくても、哀傷歌(52・54)や祝賀の歌(65・66)や恋歌(75・76)など、ある程度主題や詠歌事情を意識してまとめられたと思われる箇所もある。他にも、菅原道真(55)と小野篁(56)といった、流謫の憂き目に逢った人物同士の歌が並べられていたり、春の除目に洩れたわが身を愁う歌(67)と帝の恩寵に預かることなく年を取ったことを愁う歌(68)が並べられていたり、前後する歌の多くに何らかの関連が見られる。

また、阪口和子氏も指摘するように、冒頭の五首には海という共通点があり、73番歌を除く末尾の五首には歌枕が詠み込まれているという共通点がある。『金玉集』の雑部は、歌句や主題によって結ばれた二首あるいは三首一組の歌を、さらに歌群としてまとめることによつて成り立っていると捉えることもできる。ただし、冒頭と末尾以外にはこのような歌群はない。また、59・60・71番歌のように前後の歌との関連を見出し難いものもある。このように、『金玉集』雑部は、単に秀歌が抜き出されたものというわけではことが確認される。それでは次に、『深窓秘抄』雑部の全二十七首を『金玉集』と同様に見てゆく。

- 75 ほのぼのと明石の浦の朝ぎりりに島隠れゆく舟ををしぞ思ふ
- 76 世中を何にたとへむ朝ぼらけ漕ぎ行く舟のあとの白浪
- 77 和歌浦に潮満ち来れば鴻をなみ芦辺をわけてたづ鳴き渡る
- 78 藻刈り舟今ぞ渚に来寄すなる汀のたづの声さはぐなり
- 79 あまの原振りさけ見れば春日なる三笠の山に出し月かも
- 80 わたの原やそしまかけて漕ぎ出ぬと人には告げよ海士の釣舟
- 81 いっしかも君にと思ひし若菜をば法のためにぞ今日は摘みつる
- 82 まだ知らぬ人もありけり東路に我も行きてぞ住むべかりける
- 83 君が住む宿の梢をゆくゆくと隠るるまでもかへり見しかな
- 84 忘られてしばしまどろむ程もがないつかは君を夢なれてみむ
- 85 末の露元の滴や世の中に遅れ先立つためしなるらむ
- 86 人の親の心は闇にあらねどもこを思ふ道にまどひぬるかな
- 87 琴の音に峰の松風かよふなりいづれの緒より調べそめけむ
- 88 思ひやる心ばかりはさはらじをなにへだつらん峰の白雲
- 89 年ごとの春の別れを哀れとも人に遅るる人ぞ知りける

- 90 有明の月の光を待つほどに我よのいたく老けもゆくかな
- 91 岩橋の夜のちぎりも絶へぬべし明くるわびしき葛城の神
- 92 命だに心になふものならば何か別れの悲しかるべき
- 93 たよりあらば都へいかで告げやらむ今日白河の関は越えぬと
- 94 まだ知らぬふるさと人は今日までに来むと頼めし我を待つらむ
- 95 限りあれば今日脱ぎ捨て藤衣果てなきものは涙なりけり
- 96 しばしだに経難かりける世の中をうらやましくも澄める月かな
- 97 遅れゐてなくなるよりはあしたづのなか千歳を譲らざりけむ
- 98 天下る現人神のあひおひを思へば久し住吉の松
- 99 恨みつつ一人寝る夜の明くる間はいかに久しきものとかは知る
- 100 三輪の山いかに待ち見ん年経とも尋ぬる人もあらじと思へば
- 101 我が君は千代に八千代にさざれ石の巖となりて苔の左<sup>ま</sup>右<sup>で</sup>

傍線等で示すように、『金玉集』と同様に、二首ごとに同類の歌枕や類似した表現が見られることが多い。そして、二首を一組にするという語彙的な関連が見られないものである。

つても、そのほとんどに詠まれた状況や作者などに関連が見られる。

たとえば、81・82番歌はともに哀傷歌である上に、村上天皇（81）の代に藤原尹伊（82）は左大臣であったという共通点がある。それに続く83・84番歌には肉親との別れを惜しむ歌という共通点がある。83番歌は『拾遺抄』の別部巻軸に置かれる菅原道真詠で『拾遺抄』の詞書に「流され侍りて後、妻のもとに言ひをこせて侍ける」（流布本系統・貞和本系統には「乳母のもとに」とあり、筑紫から妻に宛てて詠んだ歌である。また、それに続く84番歌は『拾遺抄』恋部下（『拾遺和歌集』では哀傷部）に収められるが、詞書には「むすめにまかりをくれて」とある。89・90番歌は『金玉集』でも前後して配されており、いずれも官途の不遇を嘆く歌である。91・92番歌は、恋（雑恋）歌と別歌であって、それぞれ『拾遺和歌集』の雑賀部、『古今和歌集』の離別部に収められており、一見すると共通点は無い。しかし、どちらも別れを詠んだ歌であって、作者も共に女性（小大君・遊女白女）である。99・100番歌はどちらも独り寝の寂しさを詠んだ女性の歌である。

このように、『深窓秘抄』にも前後する二首を一組にするという方針は引き継がれており、『金玉集』よりも細部にまで前後関係が考慮されている。それでは、『金玉集』の場合には、冒頭と末尾の五首にのみ歌群が認められたが、『深窓秘抄』の場合にはどのよう



配されているのであろうか。

まず、75～80番歌は舟・汀・潮などを詠み込んだ、海の歌群と見なされる。80番の小野篁の「わたの原」歌は、『金玉集』では海とは関係のない別の位置に置かれていたが、『深窓秘抄』の段階で79番の安倍仲麻呂の「天の原」歌の次に移動している。『深窓秘抄』の雑部には他に海に關係する歌はなく、雑部の冒頭に意図的に海辺の景を詠んだ歌を配したと考えられる。

次に、81～84番歌は、哀傷歌を中心とした歌群である。なお、83番の菅原道真の「君が住む」歌は、離別の歌であるが、道真はこの歌を詠んだ筑紫で没しているため、哀傷歌群の中の一首として考えて問題ないであろう。

これに続く85～87番歌は哀傷歌群にも、88番歌以降の離別歌群にも属さないが、人間の心に去来する感慨を詠んだ歌であるという共通点がある。85番歌は、この世の全てのものは滅びてしまうという無常觀を詠んだものである。対する86番歌は、子を思つてあれこれと思込む親心を詠んでいる。続く87番歌は内面的な形容から一転して、「琴の音」という聴覚的な題材へと展開し、88番歌にある「峰の松風」の「峰」によつて繋がっている。

次の88～94番歌は、離別歌を中心とした歌群である。一部別れとは關係のない歌も含ま

れているが、遠方へ赴く人物への歌（88・89・92）、遠方へ赴いた人物の歌（93・94）、男に帰り（別れ）を促す歌（91）など、死別以外の様々な別れを詠んだ歌が集められている。ここには、『金玉集』では58・67番にあった餞別の歌二首が、88・89番歌に続いて載せられており、ここにも同趣の歌をまとめようとする意図が見られる。

最後に97～101番歌は「久しきもの」を集めた歌群である。一見すると哀傷（97）、神祇（98）、恋（99・100）、賀（101）と、この五首には関連はなさそうだが、歌句には「あしたづ・千歳」（97）、「久し・松」（98）「久しき」（99）「いかに待ち見ん」（100）「千代」（101）と、長い時間を象徴する言葉が詠み込まれている。百一首という半端な歌数であることについて、阪口和子氏は、101番歌は後に加えられたものではないかと指摘するが<sup>(10)</sup>。公任本人がここに置いたのかという問題は残されるが、いずれにしても、97～101番歌を、祝賀の歌と考えてよいだろう。この97～101番歌の配列方法は、『深窓秘抄』の中でも特異なものである。出典と目される勅撰集にあった、哀傷・神祇・恋という本来の部立を棚上げにして、「久しきもの」を表す語彙をたぐり寄せてこの歌群は成り立っている。

ここまで、『金玉集』と『深窓秘抄』の雑部の配列と構成を見てきた。このような配列や構成は独自のものと言えるであろう。撰者公任が典拠として用いた和歌集の部立や詠歌

事情だけではなく、歌句や作者の背景などにも深く注視していたからこそ、このような配列と構成が生み出されたのだと考える。これまで、『深窓秘抄』は「公任の人麿評価に関する『金玉集』の改訂版」と捉えられてきたが、『金玉集』と『深窓秘抄』の性格の違いを人麿に関する点のみで説明するのでは、不十分であろう。雑部は四季部や恋部に比して、系統立った配列をすることは難しい。公任は『金玉集』の編纂過程に、雑部の体系的な配列方法を模索し、既存の勅撰集とは異なる二首を一組にするという配列法を見出したのであろう。『深窓秘抄』ではその方針をさらに推し進め、二首一揃いの組み合わせを細部にまで行き渡らせた上に、それらを歌群ごとにまとめている。

何故、公任がこのような配列・構成を採用したのか、という疑問に対する明確な答えを導き出すことは困難だが、次のような想定は許されるだろう。『金玉集』が成立したとされる寛弘四く八年（一〇〇七く一〇一一）当時、公任は既に『拾遺抄』（長徳二・三年〔九六・九九七〕頃）を完成させていた。『拾遺抄』成立の数年後（寛弘二く四年頃）に第三の勅撰集『拾遺和歌集』が『拾遺抄』を母体にして編まれた。想像の域を出ないが、あるいは、この勅撰集に対する意識から、勅撰集とは一線を画する配列・構成を持つ和歌集を編んだのかもしれない。

五　むすびに

ただ、『金玉集』『深窓秘抄』の編纂が、後の公任にとって非常に重要なものになったことは紛れもない事実である。『金玉集』『深窓秘抄』に見られる二首を一組にするという特徴は、『前十五番歌合』『三十人撰』『三十六人撰』といった撰歌合に通じるものである。また、詠歌状況だけではなく歌句にまで関心の目を向けて歌を配列するという特徴は、『新撰髓脳』の「事おほく添へくさりてやと見ゆるがいとわろきなり。一すぢにすくよかになむよむべき」という記述を思い起こさせる。『金玉集』『深窓秘抄』における試みは、少なからず他の撰集に影響を及ぼしてたと思われる。事実、次に示した『金玉集』夏部の二首は、そのことを如実に表している。

源公忠朝臣

23 行きやらで山路暮しつほとゝぎす今一声の聞かまほしきに

忠見

24 小夜更けて寢覚めざりせばほとゝぎす人づてにこそ聞べかりけれ

この二首は『拾遺抄』夏部の69・66番に収められており、早くから公任によって見出されていたものであった。ただし、その時点では、この二首を対にしようという意図はなかったようである。詞書にもそれぞれ、「きたの宮のもぎの時の屏風に」「天曆御時歌合に」とあり、異なる詠歌事情を示しており、二首一揃いといった印象は受けない。しかし、『金玉集』『深窓秘抄』以降、『前十五番歌合』『三十人撰』においても番えられており、この二首は公任の和歌集において用いられ続ける。公任にとって『金玉集』『深窓秘抄』の編纂は、勅撰集に倣った形態のものから、新しく多様な形態の和歌集を生み出すための、非常に重要な手がかりになったと言えるだろう。

冒頭にも挙げたように、公任の和歌集には様々な形態のものがあるが、それぞれを別個に考えるべきではない。特に、『金玉集』『深窓秘抄』の編纂過程を明らかにすることは、公任の歌論や歌学を明かにする鍵となると思われる。

〈注〉

(1) 早く、渡辺泰氏によって、甲本↓乙本↓丙本系統の順に成立したと指摘されている

(「平安朝に於ける人麻呂歌と公任」、『福岡学芸大学紀要』1、一九五二年三月)。その後、久曾神昇氏(『西本願寺本三十六人集精成』、風間書房、一九六六年)によって丙本系統先行説が出されたが、現在は甲本↓乙本↓丙本系統と考えるのが定説となっている。また、甲本系統の代表的な本文として彰考館本が知られていたが、ミシエル・ヴィエイヤール・バロン氏によって翻刻紹介されたパリ東洋ギメ美術館図書館蔵二条為忠筆本がより古い優れた写本であると認められた(「パリ東洋ギメ美術館図書館蔵二条為忠筆秀歌撰集——影印・翻刻・解題——」、『古代中世文学論考 第十九集』、新典社、二〇〇七年五月)。

(2) 竹鼻績氏「金玉集」解題(『日本古典文学影印叢刊12』、貴重本刊行会、一九八一年)、樋口芳麻呂氏『平安・鎌倉時代秀歌撰の研究』(ひたく書房、一九八三年)、阪口和子氏『『金玉集』と『深窓秘抄』』(『貫之から公任へ——三代集の表現——』、和泉書院、二〇〇一年)。

(3) 拙稿「冷泉家時雨亭文庫蔵本『古今金玉集』の生成」(『国語国文』、第八〇巻九号、二〇一一年九月)。

(4) 川村晃生氏「公任の秀歌撰——「金玉集」をめぐる——」(『百人一首と秀歌撰』、

風間書房、一九九四年)。

(5) 『古筆学大成』第十六卷(講談社、一九九〇年)に、「伝源俊頼筆 金玉集切(二)」として紹介されている断簡がある。小松成美氏は、詞書があるという点に着目して「金玉集切」と認定するが、この断簡に収められているのは『金玉集』丙本系統の56・52・53番歌に相当し、どの系統の『金玉集』とも一致しない。一方、久保木秀夫氏は、歌順が『深窓秘抄』に一致することから、この断簡が『深窓秘抄』のものである可能性が高いと示す(「『深窓秘抄』に関する古筆資料二点——伝源俊頼筆断簡・深窓秘抄目録——」、『和歌文学研究』第八十三号、二〇〇一年十二月)。詞書のある『深窓秘抄』が存在していた可能性がある。

(6) 川村晃生氏「公任の秀歌撰——「金玉集」をめぐる——」、阪口和子氏「『金玉集』と『深窓秘抄』」。

(7) 注6参照。

(8) 注4参照。なお、川村氏が考察の対象とするのは『金玉集』についてである。

(9) 阪口和子氏「『金玉集』と『深窓秘抄』」。阪口氏は『金玉集』の雑部の配列について詳細に考察しており、『深窓秘抄』に関しては「歌順もほぼ『金玉集』に準じている」

と述べるに留まっている。『金玉集』と『深窓秘抄』の配列方法は同趣のものとして見ているようである。

(10) 注9 参照。

〈附記〉

本章に於ける引用には以下を用いた。私に句読点・濁点を付したり、表記を改めた箇所がある。

・甲本系統：ミシエル・ヴィエイヤール||バロン氏「パリ東洋ギメ美術館図書館蔵二条為

忠筆秀歌撰集―影印・翻刻・解題―」（『古代中世文学論考 第十九集』、新典社、二

〇〇七年）

・乙本系統：『群書類従』第十輯

・丙本系統：日本古典文学影印叢刊『新撰朗詠集・金玉集・臨永和歌集』（貴重本刊行会、

一九八一年）

・時雨亭文庫蔵本：叢書『平安中世私撰集』（朝日新聞社、一九九三年）

・深窓秘抄：日本名筆選『深窓秘抄』（二玄社、一九九三年）



本章は、和歌文学会関西例会（二〇一〇年七月三日 於京都光華女子大学）において発表した内容の一部をもとに、加筆し執筆したものである。席上において、ご意見・ご指導を頂いた皆様に厚く御礼申しあげます。

## 初出一覧

序文

### 第一部

第一章 『国語国文』第七十九卷三号、二〇一〇年三月

(原題「唐草装飾本『素性法師集』について」)

第二章 『国語国文』第八十三卷三号、二〇一四年三月

(原題「天理図書館蔵定家筆『実方集』の生成」)

### 第三章

第一節 書き下ろし

第二節 書き下ろし

第四章 『国語国文』第八十卷九号、二〇一一年九月

第二部 『京都大学国文学論叢』第二十七号、二〇一二年三月